Journal of the Japanese Society for Cultural Heritage

遺跡学研究

ISSN 1349-4031

日本遺跡学会

Japanese Society for Cultural Heritage

2022 第19号

特集

復元という遺産

研究論文

伊藤 文彦・筬島 大悟 日本における文化財「活用」概念の成立

研究ノート

禰冝田 佳男

これからの文化財行政を考える -SDGs という視点に照らしてみて-

宣次 遺跡学研究 第19号 2022

特集 復元という遺産 特集趣旨 前川 歩 1 2 会長挨拶 坂井 秀弥 基調講演 1990年代の復元整備とその思想 田中 哲雄 3 遺跡の復元と地域社会 若狭 徹 9 観光のまなざしから考える遺構の復元 和泉 大樹 15 事例報告 みんなでつくる縄文ムラ ―史跡梅之木遺跡公園(山梨県北杜市)と市民ボランティア― 佐野 隆 21 パネルディスカッション 27 パネリスト:田中 哲雄・若狭 徹・和泉 大樹・佐野 隆 コーディネーター:白崎 恵介 コメンテーター:本中 眞 遺跡のプロセス・プランニング 前川 歩 45 研究論文 日本における文化財「活用」概念の成立 伊藤 文彦・筬島 大悟 51 研究ノート これからの文化財行政を考える - SDGs という視点に照らしてみて- 禰冝田 佳男 64 遺跡学フォーラム SITE 04 史跡永納山城跡の復元的に整備された土塁 秋山 邦雄 73 75 歴史遺産を活かした国際交流への歩み 大竹 幸恵 『水中遺跡ハンドブック』について 芝 康次郎 79 日本災害・防災考古学会の設立について 林 正憲 83 令和3年度の史跡等の整備について 中井 將胤・小野 友記子・岩井 浩介・玉川 元気 87 遺跡雑感 03 西大寺旧境内 一市街地に眠る大寺院一 林 正憲 8

特集

復元という遺産

Heritage of Reconstruction

特集趣旨



平成元年にはじまった「ふるさと歴史の広場」事業は、遺跡整備において画期をなすものであった。事業項目の柱のひとつとして「歴史的建造物の復元」がはじめて掲げられたからである。これ以降、補助事業名は変わりながらも、平成という時代を通じて、日本各地に多くの復元遺構がつくられてきた。

復元遺構は、埋蔵された遺跡の価値をわかりやすく伝え、人々の遺跡への関心を醸成することに大きく寄与した。いっぽうで、復元という行為をめぐっては、復元根拠の確保や復元する技術の選択、復元時期の決定など様々な課題が提示され、これまで継続して議論がおこなわれてきた。しかし、これら多くの議論の興味の中心は、それをどう復元し、つくるかにあったといえる。すなわち、それが復元され、つくられた後については、これまであまり関心がもたれていなかったようにみえる。

法的に半永久的に保護することが決められた史跡という空間において、その整備事業は、いうまでもなく、事業を完遂することが終わりではなく、始まりである。復元においても、その復元の是非、復元方法やつくり方と同等に、それがつくられた後のことも極めて重要である。

復元遺構が地域社会になにをもたらしてきたのか、地域社会とあるべき関係が築かれたのか、復元遺構によって地域に固有な風景は創出できたのか、文化財とは異なる復元遺構をいかに持続させていくのか、そもそも残していく必要があるのか等々、復元遺構がつくられた後に検討すべき課題は少なくない。

2021年度の日本遺跡学会大会では上記の問題意識のもと、復元をひとつの軸にして、約30年間の遺跡整備を一度振り返り、検証することで、これからの復元および遺跡整備のありかたを模索してみた。本特集は、大会での発表をもとにした4本の論考と討論記録、附論により構成されている。これから多くの遺跡が直面するであろう、復元遺構の「保存再生」を検討する一助となれば幸いである。

(学会誌編集委員 前川 歩)

会長挨拶

坂井 秀弥 (日本遺跡学会会長)

SAKAI HIDEYA (CHAIRMAN OF JAPANESE SOCIETY FOR CULTURAL HERITAGE)

ここ2年、社会的にコロナの問題で様々な不自由が強いられるなか、ようやくある程度沈静化し、社会活動も取り戻されつつあるところです。そのようななかですが、確実に大会が遂行できるように、今年の日本遺跡学会の大会についても、ウェブを主体に開催することとなりました。大変御不自由をおかけすることをまずもってお詫び申し上げます。

今回のテーマは、「復元という遺産」というものです。平成元年度(1989年)に史跡の整備事業として新たに「ふるさと歴史の広場事業」が、文化庁の補助事業として開始されました。これは史跡整備にとって画期的なことでした。国民にわかりやすい史跡を目指して、ガイダンス施設や全体模型などを整備するほかに、大きな柱として「歴史的建造物の復元」のメニューが掲げられました。同時に事業規模も3か年で3億円の予算となり、それまでと比べると一気に拡大し、整備事業が大きく変わったと記憶しております。これ以降、補助事業の名前は変わりながらも、平成の時代を通じて、日本各地に多くの復元遺構が造られてきたことになります。正確なところは把握していませんが、恐らく数百件に上るだろうと思います。

なぜわかりやすい史跡を目指したのか。日本では、遺構といえば土を掘りこんだ竪穴や柱の穴といった、大変わかりづらいものです。しかも保存するためには埋め戻す必要もあります。埋め戻された史跡は、平城宮跡のような日本を代表する特別史跡であっても、ただの原っぱのような状況になります。それが日本の遺跡の特質でもあります。ヨーロッパの、例えばギリシャのパルテノン神殿だとかイタリアのポンペイ遺跡などを訪ねると、いかに日本の遺跡というものが、遺跡の存在や内容を感じるのが難しいかがよく分かります。遺跡が形として見えず、その存在が感じられないようでは、やはり多くの国民・市民に親しまれる史跡にすることは難しいわけです。多大な困難を乗り越えて現状保存されてきた遺跡を、ただの更地、空き地のような状況のままにはしておけないのです。

私は当初新潟県で埋蔵文化財の担当をしておりましたが、平成2年度から県庁で調整担当になりまして、実際に長岡市の史跡藤橋遺跡や、当時中条町だった胎内市の史跡奥山荘城館遺跡の江上館跡などの史跡整備にも関わることになりました。そのころ文化庁では、本日、基調講演をいただく田中哲雄さんが整備部門の主任でして、ほかに亡くなられた加藤允彦さんがおられ、お二人に何かとお世話になりながら、ふるさと歴史の広場の整備事業を経験することとなりました。平成5年度から文化庁に異動して、全国の事例なども広く見学する機会が増えましたが、やはり往時の遺跡や建物の様子が再現されている事例を見ると、構造や規模などもわかりやすくて、遺構復元の必要性を強く感じたところです。また、遺跡が形として見えるようになって、地域の方々にも遺跡への関心を高めてもらうことに大きく寄与したのだろうと思います。

遺跡の復元、遺構の復元については、真実性の確保、復元根拠の確保という観点から、日本では極めてストイックに取り扱われてきました。そのようななかですので、遺構復元を担う史跡整備の担当者の方々や関係者の皆さんは、かつて存在して失われた歴史的な遺構を、現代にそのままよみがえらせるとの強い思いで取り組まれてきたこところかと思います。

ふるさと歴史の広場事業が始まってすでに30年以上が経過しました。史跡整備に関して、遺構復元の具体的な方法やあり方については、これまでも議論されてきたところですけれども、整備における復元の意義はどのようなものであって、それが地域社会とどのような関係にあり、それが整備された後、復元された遺構が果たす役割はどのようなところにあるかといったようなことについては、十分な議論がなかったのではないかと思います。

このような関心をもって、今回のプログラムを立ててみました。基調講演には、ふるさと歴史の広場事業の開始当初、文化庁におられた田中哲雄さんにその当時の考え方などについてご講演をいただくことにいたします。 続いて明治大学の若狭徹さんには、「復元と地域社会」について、全国の事例やそのあり方についてご講演をいただきます。若狭さんは群馬町、高崎市において、史跡保渡田古墳群の整備で多大な成果を上げられていることはよく知られたところです。

続きまして、阪南大学の和泉大樹さんからご講演をいただきます。遺構復元については、近年の文化庁の政策のなかでも観光という視点が重視されてきているわけですが、和泉さんは文化財の担当者としての経験を踏まえて、幅広く観光と文化財について研究されておりますので、「観光から見た遺構の復元」として講演をいただくということにいたしました。そして事例報告としまして、山梨県北杜市の佐野隆さんから、近年、縄文時代の環状集落である史跡梅之木遺跡において、地元の方々と連携を深めながら進められた史跡整備についてご報告をいただきます。

その後、パネルディスカッションの司会には、かつて文化庁におられた宮城県の多賀城跡調査研究所の白崎恵介さんにお願いしております。そしてコメンテーターは、30年ぶりに奈良文化財研究所に戻られた所長の本中真さんです。本中さんは長く全国の史跡整備に取り組まれてこられましたので、その豊富な経験を踏まえたコメントをいただけるものと思います。このように「復元という遺産」というテーマでのシンポジウムですが、資料を見ても大変内容豊かで、どのような議論がなされるか大変楽しみです。皆さん、ご期待のほどよろしくお願いいたします。

特集―復元という遺産 基調講演

1990年代の復元整備とその思想

THE SITE RESTORATION AND THE THOUGHT IN THE 1990S

田中 哲雄 (姫路市立日本城郭研究センター名誉館長) TANAKA TETSUO (HIMEJI CENTER FOR RESEARCH INTO CASTLES AND FORTIFICATIONS)

> 環境整備 /ENVIRONMENTAL IMPROVEMENT 歴史遺産の本質的価値 /ESSENTIAL VALUE OF HISTORICAL HERITAGE 歴史景観の保全再生 / MAINTENANCE AND REPRODUCTION OF HISTORICAL LANDSCAPE

1. 歴史遺産整備の変遷

まず、歴史遺産整備の歴史をみてみると、明治30年 の古社寺保存法以前の顕彰・維持管理などの整備、法 体系以降の指定・管理復旧の整備、昭和25年の保護法 の環境整備・風土記の丘・歴史の道等の昭和の整備、 復元やガイダンスのふるさと歴史の広場等1990年代の 整備に分かれる。

(1) 明治30年保存法以前の整備

歴史遺産整備の始まりは「延喜式」に技術的措置で ある復旧、日常的維持管理などが、「百錬抄」に盗掘 の処理、「続日本紀」に修造・修復の技術、顕彰の植 樹が、「政事要略」で山稜内での罰則、「日本後紀」に 伐木の維持管理などが記され、伊達政宗の平泉毛越寺 の杉の植栽による顕彰や、徳川光圀による都名所図会 で、風景の眺望図で、後世に過去を伝えるなどの具体 事例が見える。

復元整備と他の整備の違いを、史跡に一切手を触れ ない現状 (凍結) 保存で、表現されることが多いが、 整備の前史においても初期段階から、復旧・修復の技 術や・防災・維持管理、植栽などの他、人物の事績の 顕彰や、慰霊のための保存会・民俗行事の発生などが みられる。

(2) 法体系以降の整備

明治30年の社寺の機構を維持する「古社寺保存法」、 大正8年の「史跡名勝天然記念物保存法」では、囲 柵・標識・案内板などの保存施設と、古墳・洞窟・墓 で覆屋などの管理施設が造られ、大正9年に指定が制 定され、昭和25年の文化財保護法では、管理と復旧の もとに、活用の用語が使われ、防火・消火・防災等の 事業や、建造物・石垣・古墳・城郭の保存修理が行わ れた。

(3) 昭和の整備

大阪城天守のコンクリート復元が昭和6年にはじま り、耐震診断・構造調査などを行い、恒久的な施設で あるとして、平成9年登録有形文化財に指定された。 昭和30~40年に地域おこしの砦として全国各地で天守 閣・櫓を遺構の保護・材料・復元根拠・法規対応など 検討し、再建が行われ、観光拠点として、47か所のコ ンクリート天守が造られる。60年が経った現在、修 復・維持管理の必要性が問われている。

昭和40年には公害・高度経済成長に対応して、公有 化がはじまり、アメニティの保護や、古都法の歴史的 文化環境権に対応する、遺構表示や便益・案内施設、 修景を行う「環境整備」として、遺跡の新しい利用形 態の史跡公園が誕生する。

昭和41年には史跡が集中している広域の古墳群・官 衙等、広大な史跡の総合的整備である「風土記の丘整 備」が始まり、合わせて、考古・民俗資料収集・展示 を行う施設の建設や民家の移築などが壮大な自然公園 の中に歴史を取り込んだ整備が行われる。

昭和50年には、保護法の改正が行われ、歴史的集 落・町並み保存として、伝統的建造物群保存地区が決 められ、点から線の保存に進み、都市計画の中で歴史 文化活かした町づくりが行われた。

昭和53年に、古来、人・商品・文化の交通関連遺跡

を含む線として、ネットワークの保存としての「歴史 の道」整備が行われた。

昭和57年には、「歴史的築環境整備街路事業」が行 われ、都計道路の迂回や生活道路の整備で、歴史文化 活かした町づくりが施工された。

(4) 1990年代の整備

平成元年より始まった史跡等活用特別事業(ふるさ と歴史の広場) は、広く国民がふるさとの歴史や、伝 統的な文化に親しみ、学習や憩いの場として積極的に 活用できるように視覚的・立体的によりわかりやすく 整備するものである。遺構展示の覆屋や、復元展示の 原寸大の復元が行われた。また史跡の中の表現を補完 する、映像・ジオラマ・パネル等の展示を行う公開活 用施設のガイダンス施設の建設や解説展示施設である 野外模型の設置などもある。歴史の広場事業の開始に ともなって、記念物課に新しく整備部門が発足する。

この事業では、技術の環境基盤の整備や、公開のた めのガイダンス設置により、史跡の本質的価値を学び 理解する場の提供として、遺跡の表現の多様化により 整備が行われている。史跡の傍に施設が配置されるこ とにより、人の配置と管理組織が明確になり管理要 項・条例が史跡まで拡大する例もみられる。

また原寸大復元が行われることにより、復元の精度 を高めるための復元検討委員会が文化庁記念物課に設 置され、復元の規則(対象範囲・対象時期・性格・機 能等)が決められ、復元の精度を高めるための審査が 行われた。復元は歴史遺産の本質的価値の理解に有意 義なもので、遺跡の保存に十分配慮し、遺跡の直上に 再現され、風致・景観にも整合性を持つものである 1)。 平成16年『史跡等整備の手引き』で、史跡等における 歴史的建造物の復元の取扱い基準が示され、取扱い専 門委員会で審議されている。

平成3年の地域中核史跡特別事業では、わが国の政 治・経済・社会・文化の中心となる史跡を対象に整備 し、復元や管理運営施設の建設が行われ、平成7年の 大規模遺跡総合整備事業は古墳群・国庁・国分寺等の 大規模な遺跡の全容を環境も含めて、学び体験できる 施設を含めた整備が行われ、管理運営の必要性と、見 るだけでなく体験を含めた活用が実践された。中心遺 跡や大規模な史跡を見学するだけでなく、体験という 新しいメニューや管理運営施設の導入が行われている。

平成4年には世界遺産に加盟し、整備の復元に対し て国際ルールの尊重から、オリジナルな状態を保って いるか、遺産のオーセンティシティ(位置・材料工 法・意匠・環境) が認められ、日本の遺産の特徴(木 の文化で土の遺跡)に合わせて検討が行われている。 復元されたものは本質的価値を構成するものだけでな く、環境構成要素として位置づけている。また史跡だ けでなく史跡の周辺の緩衝地帯の環境についての保存 も提唱されるようになっている。

平成4年頃からハード面の施設だけでなく企画・運 営が重視され、快適性等の精神的なソフト(癒し・学 び等)や管理運営面のソフトの導入(ボランティアガ イド・解説員等)が行われている2)。

平成6年には出土資料の公開活用と、遺跡を中心に 全国から総合的な埋蔵文化財行政を展開する埋蔵文化 財センターの建設が行われ、ガイダンスや体験施設と の併用も行われている。平成7年には、全国から出土 品を集め巡回展示する「全国埋蔵文化財発掘調査速報 展 | が行われている。

また「天然記念物整備活用事業」では、単に触らず から観察施設・学習施設設けて、公開する事業で、こ れにより、記念物課のすべての部門で活用施設が建設 されることになる。

平成4年から「歩き、み、ふれる、歴史の道事業」 は歴史の道を歩き、道周辺の史跡等に触れる事業を民 間の協力を得ながら行っている。

平成8年から歴史の道の広域ネットワークの総合計 画の策定、指導員の養成・研修、ガイドブックの作成 や情報発信施設的な整備も行われている。

平成10年からは、地域が主体となって学校教育や生 涯学習を通じた効果的なソフトの施策・事業を進める 「ふれあい歴史のさと研究」委嘱を行っている。

平成4年度の地域中核史跡等整備特別事業、平成7 年度からの大規模遺跡等総合整備事業、この両者は、 平成9年度から地方拠点史跡等総合整備事業 (歴史ロ マン再生事業)として統合移行している。この事業で は、広範囲の史跡を総合的に整備することを目的とし、 見学だけでなく体験学習・生涯学習を主とする情景・ 生活体験を中心とする総合的な整備事業の展開が行わ れている。

朱雀門は、昭和40~45年に1/10の復元模型が、遺 構・同時代建物・類似遺構・絵図などの検討で製作さ れ、昭和54~60年に材料・工法の検討が行われ、工法 で組物の強度が課題となり、現代工法を見えないとこ ろで取り入れて復元されている。大極殿は、発掘調査 は昭和56年度から、1/100模型が平成5年、1/10模型 が平成7年に造られる。平成18年から大極殿の材料・ 工法の復元に関する研究で、耐震診断等構造調査の結 果、基壇の中に免震構造を施し復元が行われている。

平成15年より、競争原理・業績評価・施策の企画と 実施の分離を目的とした NPM(ニユーパブリックマ ネージメント)が、取り入れられ、指定管理者制度が 歴史遺産の中にも導入されている。効率性・経済性の 評価以上に公共的価値・有効性の検討が必要であると されている。

平成の歴史遺産整備活用において課題とされてきた のは、補助事業のメニュー方式の選択の是非、史跡公 園の規格性や、学習的活用が増えた活用で啓発主義で あるという指摘や、整備時期・範囲の限定、露出展示 の安全性、復元の歴史事実の固定化、一過性などがあ げられている。また、対立軸として、開発利益⇔遺跡 価値、史跡文化⇔現代文化、発掘成果公表⇔啓発主義、 観光資源⇔学術資料などがあげられ、これら課題解消 のため、理念面の最近の傾向で解決されているものも あるが、更に検討を進める必要のある部分もある。

歴史遺産の整備とは、「知ること」(広報-普及・評 価の必要性)、「学ぶこと」(学校教育・生涯学習)、 「参加すること」(調査・保存・計画・施工・管理運 営)で、それが「つなぐこと」(保存継承・活用の継 続性・多様化)につながる。

2. 整備の理念面の今後の傾向

整備の理念面の今後の方向として、保存面・活用面 からみてみる。

(1) 歴史遺産の保存面

a. 歴史遺産等の本質的価値の保存

歴史遺産の存在を危うくする構成要素である岩盤・ 地山の崩壊などに新たな保存措置が取られている。木 の文化で土の遺跡を対象とすることが多い日本の歴史 遺産では、臨場感を味わうことのできる現物を展示す るための保存技術の開発と空調設備の伴う覆屋の建設 などの研究が行われる。また公開後の維持管理・メン テナンスの必要性が考慮されている。

b. 保存に関する調査研究の充実と整備の制度の向上 整備の学際的な研究の進化で、遺跡の水対策として 水文学・土壌物理学・土木地質工学・気象学が共同し て循環の視点から研究する遺跡水文学などの新しい分 野の立ちあげなどが見られる。

城の石垣修復に関して、資料・石質・石積み・破損 状況などの石垣工程から石垣カルテを作成し、石垣の 編年を明らかにした後に修復方針を立てることや、維 持管理・調査・解析・修復のトータルシステムの開発 が行われている。具体的な復元作業を進める時に深め られた研究を調査し、現場にフィードバックすること により、調査内容の検討を遺構・遺物の調査・実験考 古学など異なった角度からの情報が得られることもある。

画一的な整備を少なくするために史跡の個性・本質 的価値・特色を明確にして、周囲の景観・生活などの 地域の風土と一体となる計画づくりも検討されている。 体制面で地盤遺構の保存のための計算工学・地盤工学、 活用や景観・環境にも配慮した社会学・環境学・環境 考古学・博物館学など新しい分野が加わりより学際的 な委員会が結成されている。

c. 整備の手法・技術の向上

伝統技術の保全では、修復することにより伝統技 術・技術者・用具等を伝承するという意味で、技術者 の保全のための修復場所の計画的な確保や、技術の継 承のための仕事の開発 (讃岐国分寺で石造伽藍模型の 作成) などが行われている。修復現場において公開の 際に伝統技術(運搬・加工・築造・管理等)を披露す る例も増えてきている。また平成20年7月に石垣技術 が文化財選定技術に指定されている。

新技術の開発導入では、GPS/GIS(地理情報シス

テム) による空間分析や、調査段階でレーダー探査な どの非破壊調査の採択の開発、三次元解析等調査の導 入で変位量の測定と同時に3次元図の展示資料として の公開などが行われている。また整備工事の中で法面 の復旧防災工事でジオグリッド工法などにより、従来 の安全勾配の施工ではない、法面の保存と復旧を行う などの新工法の採用が行われている。また整備工事に 際して、遺構に荷重を掛けない A.P.S 工法などの新 しい工法が開拓されている。材料においても消失した 原材料の成分分析が進み、材料供給のための設備(ふ いご・窯等)の検討も行われている。質感の優れた擬 石・擬木の開発等も目覚ましいものがある。整備材料 の舗装材についても合わせて、周辺の自然環境・遺跡 景観にふさわしいチップ舗装や土舗装などが検討され ている。

d. 景観の保全と再生

歴史遺産の立地条件等の歴史的・文化的な環境と生 態や風致・景観等自然的な環境がある。

歴史的な環境として整備する史跡だけでなく、周辺 関連遺産(城―出城・城下町・港・採石場等)や環境 復原(近自然型河川・人工なぎさ・サンクチュア リー・ビオトープ)との連携が進められている。自然 と人間の共同作品としての文化的景観や、人間生活と 自然との調和を重視する市民参加のエコミュージアム なども活用面にも重点が置かれる。

歴史遺産では、歴史遺産内の景観だけでなく、歴史 遺産から見る景観、歴史遺産を見る景観なども、対応 する管理とともに検討されている。特に周辺環境では、 景観法を受けた新たな景観条例・景観計画が必要で、 眺望景観確保地区の創設のように景観に対する潤いの ある生活環境が創出される。また植生環境の分析でも 種実・花粉・珪藻などの分析の組み合わせとサンプリ ングが計画的に進められ、現在の生態系を考慮した植 生復元が検討されている。

(2) 歴史遺産の活用面

a. 歴史遺産の本質的価値の保存

啓発主義・学習主義の欠点を補うために従来の見学 だけでなく五感(食を味わう・自然と生活の音を聞き、 匂いを嗅ぐ・遺構・遺物に触れてみる)で体感する工

夫や、往時の雰囲気を味わう精神的な六感を含めた体 感が検討されている。体験ではものづくり(勾玉・土 器・石器・鉄器等・麻布) だけでなく作成したものを 使ってみる (調理・住居復元)、教育性だけでなく実 用性のあるユニークなグッズを新たに開発するなどの 検討が行われている。修復のオーセンティシティを明 確にするため、修復範囲の明示や、修復の過程の公表 なども検討されている。

活用が一過性でないように、史資料・周辺関連遺 産・民俗行事などの検討により歴史遺産の生活の暦づ くり・歳時記が作られ、景観の修景を含め、四季を通 じた活用ソフトが検討されている。

管理では、露出展示されている歴史遺産の維持管理、 モニタリングの必要性が検討され、蘚苔類の除去や保 存措置の更新などが行われている。管理体制として地 域住民との一体性が強調され、保存会・愛護会・協力 会・ガイドの会等の住民参加としない工夫や、体制の 研修・更新、体制のあり方(指定管理者)等が検討さ れている。

b. 歴史遺産の本質的価値を学び理解する場

学校教育の場で歴史だけでなく地理・自然・国語・ 写生・社会科・体育などのあらゆる教科との連携の中 で現場研修・体験が行われている。またやさしい副読 本の発行や出前授業などで事前指導の後に現地見学・ 体験を行い、さらにはレポートを作成する事後指導を 行うなどの一過性でない一貫した学校教育が行われ、 教員と研究者との連携・協力を含めた検討が行われて いる。

高齢化社会が進む中での生活文化重視した生涯学習 においても知的好奇心を刺激する展示・公開・参加の 工夫が見られることにより郷土意識が生まれている。

c. まちづくりと地域のアイデンティティの創出

地域の中で、歴史遺産が生活の一部として位置づけ られ、住みたい町、帰りたいふるさとになることが、 これからの歴史遺産整備の方向として必要である。そ のために地域の住民が歴史遺産に参加する機会を作る 必要がある。従来は歴史遺産が整備完了した後で利用 することが多かったのが、最近では運営(イベント) 施工(竪穴・築地復元)の参加だけでなく、計画に参 画する(ワークショップ・パブリックコメント)など 各工程での機会が増えてきている。特に計画の前段階 である調査 (発掘・実測・悉皆・地名) でも参加が増 え、ヘリテージマネージャー (兵庫県) のような専門 的な分野の養成も発足している。また保存から計画・ 施工・管理運営という保存から活用まで一貫した参加 も増えており、郷土意識が生まれ地域住民の団結・ア イデンティティも通じている。

歴史遺産は歴史を体感・体験するだけでなく文化交 流の場や歴史を学びながら休養・散策等レクレーショ ンとしての場としての機能や景観緑地・避難所などの 環境面の機能など多機能を持つことを考慮した史跡整 備が、画一化した町づくりでない地域再生や文化財を 核とした住民を中心とした町づくり等の観点に立つ事 業として十分に検討に値している。

d. 文化的観光資源としての活用

歴史遺産の観光は、従来のマス観光でなく、目的や テーマをもって行う文化的観光・教養型観光に変化し つつあり、歴史遺産と伝統工芸・芸能、祭り・民俗行 事など合わせて地域の生活文化を見直し、自分たちの 意志で自律的に観光振興を図る方向に向いている。経 済効果だけでなく、史跡の保存を考えた利用制限など 行い、ゆとりある生活環境、多様な発想拠点であり、 郷土に誇りを持ち自分への誇りを培うものである。

この時期の整備は歴史遺産の面的・線的な広域の整 備や、整備手法の多様化による歴史遺産の整備や、地 域の中核や大規模な史跡の性格・形態による整備や、 屋外の展示・管理・運営を補完する施設の設置や見学 だけでなく、体感・体験する整備の活用技術を駆使し て行われている³⁾。

またソフト面の整備として情報発信・公開展示・研 修養成などの整備も行われている。歴史遺産に関する いくつかの学説だけでなく、結論に至る過程が示され、 学習の場・レクレーションの場・文化イベントの場と して多様な機能を発揮している4)。

整備の過程の中で、最初の調査段階での参加を増や すメニューの工夫と、最後のマネージメントについて も体制の充実や、住民参加と更新を促す研修制度が必 要である。歴史遺産と共存してきた人々の暮し・心象 風景を環境と共生整備する感動を知識に導いていくス トーリー作りも必要となる。

【註】

- 1) 田中哲雄 1991 「文化財レポート259 ふるさと歴史の広場事業につ いて」『日本歴史』、吉川弘文館
- 2) 田中哲雄 2003「ソフトから考える歴史遺産の整備」 『歴史遺産研究 紀要』創刊号、東北芸工大学
- 3) 田中哲雄 2009「都市公園における歴史遺産の保存―活用」 『公園緑 地』、社団法人日本公園緑地協会
- 4) 田中哲雄 2003 「歴史遺産研究フォーラム」 『日本遺跡学会会報』 第 10号、日本遺跡学会

遺跡学フォーラム 遺跡雑感03

西大寺旧境内 一市街地に眠る大寺院―

OLD SAIDAIJI TEMPLE: GREAT TEMPLE UNDER THE CITY

林 正憲 (奈良文化財研究所)

HAYASHI MASANORI (NARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE FOR CULTURAL PROPERTIES)

令和4年7月8日に発生した安倍晋 三元首相の銃撃事件によって、その発 生場所となった大和西大寺駅前は国民 の誰もが知る地名となってしまった。

しかし、その地名が東大寺に比肩するほどの大寺院に由来することを知る 人は、現状においても極めて少ないのではなかろうか。

西大寺は天平宝字八年(764)に聖武天皇の娘である称徳天皇の発願によって創建された大寺院で、宝亀十一年(780)の『西大寺資材流記帳』によれば、その寺地は31町に及び、平城京内では最大の規模を誇る(東大寺は京外に位置する)。その伽藍配置も特殊であり、本来の金堂(「薬師金堂」)に加えて、講堂の位置にも金堂(「弥勒金堂」)が建てられ、2つの金堂が南北に建て並ぶ構造となっている。

しかも『西大寺資材流記帳』の記載 によると、薬師金堂の大棟の東西には 鳳凰が立ち、中央には2頭の獅子と火 焔のついた茄子が飾られ、さらには軒 先に多数の火焔が下げられるといった、 華美な建物であったらしい。

ところが、そのような威容を誇った 西大寺も平安時代以降衰退し、鎌倉時 代に叡尊によって復興されるも、その 寺地は宝塔院と四王院を中心とした範 囲に縮小してしまう。その伽藍も文亀 二年(1502)の兵火で焼失し、江戸時 代に再建されるが、現在は市街地化の 波に推され、ほぼ街中に埋没してし まっている。

しかしながら、21世紀に入って西大 寺旧境内における開発事業が相次ぎ、 それに伴う発掘調査によって、かつての大寺院としての威容を彷彿とさせるような目覚ましい成果が明らかとなっている。筆者はその多くについて、運良く発見の場に居合わせている。

例えば、西大寺の最も中心的建物である薬師金堂の発掘(2007年)では、基壇の大半が削平されていたが、7基の柱穴跡が確認された(写真1)。礎石は失われているが、その地業として長さ160cmを超える凝灰岩2個が据えられていた。この大きさは高松塚古墳の石室石材とほぼ同規模であり、そのような石材を柱の基礎工事に使用するという、極めて特殊な工法を用いていることが判明した。

また、2018年にはマンション開発に伴う約160㎡という狭小な発掘現場であったが、一片2m強の巨大な掘立柱の掘方が検出され、中から残存長1.5m、直径70cmの柱根が出土した(写真2)。しかも、その根固めとして建築廃材を13本も使用していたのである。この柱根に関しては『西大寺資材流記帳』に記載される「幢六株」、すなわち6本あった幢幡の一つと考えられる。

西大寺のように、市街地化が進む大 規模遺跡においては、その全容を把握 するために小規模発掘の成果を積み重 ねていくほかないが、小規模な調査と いえども、先述のごとく、想像を超え る遺構や遺物に出くわすこともある。 とはいえ、それらの遺構保存について は悩ましい面もある。薬師金堂につい ては地元の理解もあり、遺構は現地保 存が図られているが、これは稀な例で あろう。

そのため、こういう場を借りて西大 寺の価値を伝え、いつの日か、称徳天 皇が目指したように、東大寺に比肩す るほどの大寺院として、全国的に知名 度が得られるようになることを期待す るとともに、日本史上に残る衝撃的な 事件のネガティブなイメージが少しで も払拭されることを願うばかりである。



写真1 薬師金堂の柱穴跡 (東より)



写真 2 幢竿の出土状況

特集―復元という遺産 講 演

遺跡の復元と地域社会

RESTORATION OF SITES AND RELATIONS WITH LOCAL COMMUNITIES

若狭 徹 (明治大学)
WAKASA TORU (MEIJI UNIVERSITY)

遺跡の積極的復元 /ACTIVE RESTORATION OF SITES 未知の存在の可視化 /VISUALIZATION OF UNKNOWN EXISTENCE 地域協働 /REGIONAL COLLABORATION

1. はじめに

1989年(平成元年)にスタートした文化庁の国庫補助事業「史跡等活用特別事業(ふるさと歴史の広場事業)」においては、歴史的建造物の積極的復元が事業要件として盛り込まれた。それ以前の史跡整備はいわば消極的整備であり、標柱と解説板程度しか存在せず、夏草に埋もれた各地の史跡は、一般市民の来訪を阻むかのようですらあった。その大きな枠組みの転換期に、当時群馬県群馬町教育委員会で史跡整備を担当していた私は、当事者として立ち会うことができた。

それまで小規模補助金で行われてきた史跡整備は、この時から復元建造物・大型屋外模型・ガイダンス施設建設という顕著なハードの整備が認められた。同時に、3年度継続で毎年1億円(このうち50パーセントが文化庁補助、残りは地元市町村と、都道府県が付け足し)というまとまった予算投入が可能となった。バブル期という背景も得て、日本の史跡整備を急速に進めることとなったのである。

同事業の開始から30年、歴史的建造物の大規模復元の事例が積み重なり、国民の文化財理解に大きく寄与したことは間違いない。私の大学のゼミにも、「親と史跡公園で遊んだことが考古学専攻進学の契機になった」とする学生が多い。復元というハード整備は進展した。しかし、文化財活用の主人公であるべき地域住民・地域社会と史跡の関わりはどのように形成されているのだろうか。本稿では、この点について成果と問題点を小考したい。

2. 群馬県保渡田古墳群の整備活用例

(1) 整備の経緯と経過

筆者は、かつて群馬県群馬町(平成合併後は高崎市)の文化財専門職員として史跡保渡田古墳群(5世紀後半の3基の大型前方後円墳)の保存整備を担当した(図1)。1986年より公有地化を進め、1993年度から「ふるさと歴史の広場事業」の採択を受けて整備に着手。他にも多様な補助金や起債を組み合わせ、2008年度に約13haの整備を完了した。

古墳群の中の八幡塚古墳については二重周濠の墓域 全域を対象として整備し、石棺展示施設を内蔵させ、 葺石を貼り、復元埴輪を並べて築造時の姿に完全復元 した。本古墳は、人物埴輪研究の基準資料であるため、 54体の人物・動物埴輪群像の復元、6000本の円筒埴輪 の完全な配置を行った。もう一つの二子山古墳は、良 好な現状を生かして修景整備し、八幡塚古墳との対比 によって1500年の時間経過を可視化するものとした。 園内には考古博物館(かみつけの里博物館)を建設し、 学習拠点とするとともに、榛名火山の噴火で埋没した 当地域の5世紀社会を総合的に解説した。

(2) 市民活動の実際

円筒埴輪の復元にあたり、住民参加による製作を採用した。埴輪工房と穴窯を設置し、スタッフの指導で市民が原寸大の円筒埴輪を6000本製作し、名前を刻んで古墳に配置した。整備に市民が参画するスタイルの構築である(プロジェクト6000)。

二子山古墳では周濠部の除草対策を兼ねて、地元住



二子山古墳での花栽培



多数の地域ボランティアによる播種



図1 保渡田古墳群の整備と活用



市民による埴輪製作



配列された復元埴輪(名前と日付入り)



Eの儀式再現の会による演技

完全復元された八幡塚古墳 (未知の存在の可視化)

民の発案で花の栽培が始まった。毎年、地元自治会が 主導して百人規模の地域住民がボランティア参加で除 草・播種・雑草除去・花の管理を行う(埴輪の里コス モスの会:中心メンバー36人+地元住民)。2万㎡の 周濠にコスモスが咲き、開花期に数万人が訪れる地域 有数の催事となった。同古墳の内堤と外堤はバリアフ リーであり、一帯の老人介護施設がバスを連ねて来訪 する。

博物館では子供向けのワークショップを頻繁に実施 し、ボランティアが補助する(かみつけの里ボラン ティア会:31人)。

周辺遺跡の調査成果を基礎として学芸員が古代儀礼のシナリオを書き、公募の市民団体が古墳において演技し、毎年秋の一大イベントとなっている(王の儀式再現の会:33人+地元小学生)。

これらの団体が実行委員会を作って、毎年大規模な 秋祭りを実施している(はにわ祭り実行委員会。行政 から補助金)。このほか、自主講演会を企画する博物 館友の会(103人)が存在する(以上、人数は2021年 度現在。以下に示す人数も原則として同じ)。 このように複数の市民団体が関わって、史跡の多角 的利用が成されている。王の儀式再現の会が行う古墳 での演技は、前方後円墳の象徴的な機能を、児童でも 瞬時に理解できるイベントとして人気であるとともに、 地元小学生が参加する事業として定着している。

(3) 市民参加の波及効果

復元整備された古墳の荘厳さは、雑誌・書籍やテレビに紹介され、博物館入館者は2019年度に54,000人となった。公園利用者全体はカウントしていないが、地域住民の日々利用を含めれば10倍以上と思われる。近隣住民の散策などの定時利用で緩やかな監視機能が生まれ、復元埴輪の故意の破損事件は20年間にほぼ発生していない。また、隣地にJA物産館が開設されて都市住民に人気であり、地元農家への経済還元もなされている。

復元建造物の象徴性とそれを利用した市民活動に よって、史跡の地域資産としての認知が広まり、「何 もない町」から「古墳の町・埴輪の町」との誇りが醸 成され、地域づくりの拠点と認識されるようになった。 古墳は、かつて古代共同体の象徴であったが、復元整 備によって現代の地域シンボルとして再生したので ある。

その後、同時期の豪族居館跡である北谷遺跡が発見 されたが、速やかに保存決定が成されている(2005年 史跡指定。現在までに公有化が完了)。上記の認識の 高まりが保存を後押ししたことは間違いない。

関東地方のある高名な古墳研究者は自著のなかで、 八幡塚古墳のような復元整備は行政の傲慢であり、 「墳形の捏造」・「整備破壊」・「関係者は原罪意識に欠 ける」と批判した。しかし、本古墳が草むした丘のま まであったら、地域資産を評価する以上のような認識 は惹起せられず、関連遺跡の保存は達成できなかった であろう¹⁾。

3. 復元整備の二者

国内において、歴史的建造物の復元は相当数に及ん でいるが、市民にもたらす効果には大別2パターンが あると考える。一つは「既視感の再生」、一つは「未 知の存在の可視化」である。

(1) 既視感の再生

主に近世・近代建造物の復元に対する効果である。 例えば、A市に存在する史跡B城の建造物復元は、そ れを見る市民にとっては初見のものである。しかし、 他の土地に存在する現存城郭建造物、あるいはA市に 伝存するB城の絵図や古写真等によって形態への認知 が獲得されている。それが復元整備によって現実化す ることで、史跡と市民との間に強い接点が速やかに形 成されるのである。

史跡赤穂城(兵庫県)では1982年から2002年の間に 主要建築物の復元が大規模に進んだ。この地では、城 址顕彰の機運が市民に早くから存在し、また「赤穂義 士」が市民の誇りになっている。ゆえに、赤穂城の復 元成果は速やかに受容され、史跡と市民の一体感が醸 成された。赤穂義士会、案内ボランティア、清掃ボラ ンティアなどの史跡にかかわる団体が形成され、赤穂 義士祭は48,000人(2016年)を集めるなど、生きた地 域シンボルとして市民の誇りとなっている。

(2) 未知の存在の可視化

古代遺跡など、人々の記憶に定着していない未知の 存在の復元整備である。縄文時代の大型建物、弥生時 代の環濠集落、石貼りの前方後円墳などがそれにあたる。

考古学のプロを除けば、市民にはこれらの本来の姿 をイメージすることは難しい。また、復元にあたって 学術的な真正性が問われる事案でもある。しかしその 復元は、想像もしていなかった圧倒的な歴史的存在へ の感動を強く呼び覚ます。「縄文人がこれほどの建造 物を造ったのか」、「前方後円墳はこのように荘厳で あったのか」というシンプルな衝動の喚起である。

上述の城郭建造物の復元は、「城下町気質」のよう な地縁に由来する意識と結びつくが、未知の存在の復 元による目覚めは、地縁を越えた、さらに広範な市民 紐帯の形成を促す可能性がある。保渡田古墳群の事例 や後述する御所野遺跡などをめぐる市民活動がその事 例となる。

この場合のもう一つ重要な要素は、当該遺跡の発掘 から保存までのプロセスである。昨日まで畑だった場 所から多数の建物跡が見つかり、折り重なるように遺 物が現れた。その市民の興奮が保存への原動力となっ た。作家司馬遼太郎は青森県三内丸山遺跡の現地説明 会に8千人の市民が集まったことに際し、「遠きもの を自分に組み入れる自己の確立のよろこび |、「ただの アナボコをみてさまざまに想像を構築できる教養をひ とびとは戦後50年のあいだに身につけた」と評した²⁾。

しかし、市民を感動させた遺構は長く露出しておけ ない。その代替えとして「未知の存在であった建造 物」が現地に復元される。このことによって感動は継 続され、以後の市民活動の象徴が構築されることにな るのである。

4. 地域連携の実態

(1) 地域連携の模索

そのような市民の意識は、意識的に継続させる必要 がある。私たちのバイブルといえる『史跡等整備のて びき』の「事例編」3)には、69例の整備事例が所収さ れている。重要なアーカイブスとして後進たちの参考 になるものである。ただし、その記載の多くは整備経 過や技術的側面に割かれ、市民協働に関する記載例は 29件にとどまる。それを見ると、市民活動は解説ボラ ンティアが大半であり、複数の市民団体が活動してい るという事例は希である。「市民との関係形成が急 務」との問題意識が多くの事例に付記されるが、逆に いえば市民との協働が思うほど進んでいない現状が見 いだせる。『てびき』発行から15年を経た現在でもこ の点を分析したレポートに接しないので、今回、大規 模復元の代表といえる下記事例の現状を調べた。

(2) 特別史跡三内丸山遺跡

青森県青森市に所在する縄文時代の集落遺跡である (公園面積39ha)。1992年に発見、94年には県立運動 施設の建設を中止して保存された。短期整備の後、 2002年に開園。2021年には世界文化遺産「北海道・北 東北の縄文遺跡群」の構成資産として登録された。

巨大な掘立柱建物、大型竪穴建物など多数の建物が 復元され、日本の縄文遺跡の代名詞のような存在であ る。青森県教育委員会が現地に三内丸山遺跡センター を設置し、専任職員15、臨時等10名が配置される。発 掘調査・整備・研究を継続しつつ、盛んに活用事業を 展開し、毎年「年報」が刊行されている。2019年度は 約29万人が来園した。

住民との関わりをみると、保存活動段階から複数の市民団体 [①縄文映画を作る会、②NPO法人三内丸山縄文発信の会、③三内丸山応援隊] が活動していたが、現在は、①は終了、②は規模を縮小し、③が一般社団法人となって史跡公園の運営をサポートしている⁴⁾。

また、ボランティア約100人が登録し、案内ガイド (一日8回)・体験学習・ミュージアムショップの運営 などにあたる。

本遺跡では、発掘の感動を契機として生まれた市民団体を運営に取り込み、活用並びに運営の柱としてきた。また、復元建物の修復にあたって地元市民・児童の参加を組み込むなどの実践⁵⁾が継続される(図2)。世界遺産登録の運動も「縄文遺跡は地域の誇り」との市民意識の形成が4道県の知事会を動かし、新しい世界的価値の創出に結実したと言える。

(3) 特別史跡吉野ヶ里(国営公園)

佐賀県吉野ヶ里町に存在する環濠集落跡で、日本の 弥生時代遺跡の代表的存在である。1986年に発掘開始、 89年に工業団地の建設を中止して保存された。整備検 討の過程で国営公園(吉野ヶ里歴史公園)とすること が決定され(92年)、仮整備の後、2001年に開園 (117ha [国54ha・県63ha]) し、現在に至る。

環濠集落内の高楼や祭殿、竪穴建物群、倉庫群、墳丘墓、甕棺墓群などがトータルで大規模復元される。 国土交通省九州地方整備局海の中道海浜公園事務所の歴史公園課が所管し、吉野ヶ里歴史公園センターが設置されている。同センターは正職員9名の他、契約職員・アルバイト含め60人以上のスタッフで運営され、多彩なイベント、ワークショップ、展示が開催される。利用者の満足度は高い。

2020年度の利用者は72万人。ボランティア27名が登録され、解説ガイド実績は年間28000人に上る。地元との関係では、団体の催事に公園利用を許可したり、



図2 三内丸山遺跡の整備と活用



未知の存在の可視化(復元された巨大建物群)





住民と協働した建物復元(註5文献より)

児童への出前体験が行われる。

本遺跡の保存運動初期から仮整備の段階においては、 マスコミ報道の影響で見学者が全国から殺到した。こ れに対応するため、①吉野ヶ里遺跡協力会、②吉野ヶ 里パーキング、③吉野ヶ里遺跡公園助成会などの地元 市民団体が発足した。当時、佐賀県教育委員会で本遺 跡の保存担当係長となった納富敏雄は、遺跡清掃・交 通整理・展示室運営・売店・解説ガイド・無料湯茶接 待に活動する①は、遺跡活用にとって特に大きな力で あると評価している⁶⁾。しかし、上記の団体は現在す べて解体しており、国が公園管理主体となったことで 地元との関係は弱まったと指摘する向きもある(西日 本新聞2020年5月22日記事)。地元の佐賀県による市 民協働の施策も目立ったものはない。

本遺跡公園は、国民への文化財理解の促進、復元の 規模、ソフト事業の展開、観光面での波及効果など、 いずれも面でも国内屈指の成功例に他ならない。ただ、 住民との関係形成に限っては、国営公園ならではのジ レンマを抱えるようである。

(4) 史跡御所野遺跡

岩手県一戸町(人口11200人)に所在する縄文時代 集落(公園面積13ha)である。1989年に工業団地造 成に伴って発掘され、町を二分した議論を経て保存を 決定、93年に史跡指定された。2002年に御所野縄文公 園としてオープン。2021年に世界遺産の構成資産とし て登録された。

現在、配石遺構・盛土遺構・竪穴建物・掘立柱建物 が復元され、土屋根構造の竪穴建物が初めて復元され たことでも知られる。博物館と体験施設が併設され、 多くの体験プログラムが用意されている。

複数の市民団体が存在することが特徴的であり、① 御所野遺跡を支える会(28名)は解説・案内・清掃・ イベント運営に協力する。②御所野発掘友の会(33 名) は発掘参加者を母体とし、公園清掃・イベント協 力を行う。③自然と歴史の会(28名)は町内の文化財 調査・歴史学習、自然愛護、文化活動とともに御所野 遺跡の運営に協力する。④御所野愛護少年団(59名) は町立小学校の児童を構成し、遺跡の学習と愛護活動 にあたる。年2回の清掃活動(クリーンデー)には、 上記の他に複数の地域団体が参加し、1回におよそ 200人が協力している(図3)。

開園後の活動で特筆されるものに公園外縁部を活用 した「縄文の里山づくり」がある。森林から得られた 資源を用いて多様な実験考古学的取り組みを行うとと もに、公園のツールを製作し、循環させる⁷⁾ (御所野 縄文博物館 2021)。同遺跡の史跡整備総括報告書には、 20年間の各団体のすべて活動や会員数、実施したソフ ト事業の記録が記載され、その厚みは圧巻である⁸⁾。

現在は、①を母体に設立された「いちのへ文化・芸 術 NPO」(職員10名) が公園の運営を受託する。

市民協働の実践は、担当職員のマンパワーに負う部 分大きく、その継承が課題になる。御所野遺跡ではそ の点を意識した人づくりが行われている。





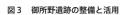






住民と協働した多彩な活動、復元建物のリノベーション (註7・8文献より)





5. 小 結

以上述べてきたように、ふるさと歴史の広場事業の スタートから30年前を経て、各地で史跡の復元事業が 大きく進展した。文化財関係者のなかには、歴史的建 造物の復元を批判する向きもあるが、史跡公園とガイ ダンス施設が多く生まれたことで、地域社会と文化財 の接点は増え、市民の歴史理解を育んだのは紛れもな い事実である。いま、書店に多彩な考古学系のムック 本が並ぶのは、隔世の感がある。先述したように、大 学の史学科への進学理由として、「小学生時代に親と 史跡公園を訪れ、ハンズオンに参加し、関心を持っ た」という理由が最も多くみられる。効果は確実に あったのである。

大規模復元が市民に与える効用には2つのパターン が考えられたが、なかでも「未知の存在を可視化」す る原始古代の遺跡復元は、市民に強いインパクトを与 え、古いものを新しい地域シンボルとして再生・創造 する効果を生んだ。縄文遺跡群を世界的価値にまで高 めた営みはその最たるものである。遺跡を核として、 新しいコミュニティー形成にも寄与することも可能だ。 ただし、それには肥しをまき、水をやることが必要 である。国営の場合は、県・市町村との関係を保持・ 発展することが求められ、県営の場合は地元市町村と の連携に気を配る必要がある。遺跡保存への熱気の中 で生まれた地域の人たちの「私たちの遺跡」との思い を引き継ぐことが望ましい。

市町村営の場合は、史跡公園を維持する財政負担が 一層厳しい。それを助けるのが住民団体である。保存 時の動きを記憶する第一世代と、その思いを継承する 第2世代以降を繋ぐのが史跡での協働事業といえる。 その営みは、解説ガイドや環境整備を含めて多岐にわ たるが、公園の象徴たる復元建物・建造物のリノベー ションへの市民参加は大きな効果がある。特に、実験 考古学による高度な検証を加えながら修理・再生並び に価値の付加を行い共有することが重要である。これ は、竪穴建物や埴輪配列の再生などおいて実践されて いるところである。

歴史的建造物の積極復元のスタートから30年、史跡

整備を行うハードのノウハウとともに、形成された資 産を市民とともに高めていく方法論や制度がより必要 な段階を迎えたといえよう。

本稿執筆にあたり、吉野ヶ里遺跡公園管理センター 福田敬、佐賀県教育庁文化課渋谷格・土井翔平、御所 野縄文博物館高田和徳、三内丸山遺跡センター茅野嘉 雄・山地雄大の各氏に多大なご教示を得た。ここに御 礼申し上げる。

【註】

- 1) 若狭徹 2004「史跡整備の効用と文化財保護意識の醸成―保渡田古 墳群の整備と活用を通じて」『文化の多様性と比較考古学』考古学
- 2) 岡田康博・NHK三内丸山プロジェクト 2005『縄文文化を掘る』 NHKライブラリー
- 3) 文化庁記念物課 2005『史跡等整備の手引き』
- 4) 三内丸山応援隊 2005『三内丸山応援隊の10年— SPIRIT —遺跡ボ ランティアとして」
- 5) 青森県教育委員会 2014『縄文の家づくり体験の記録』
- 6)納富敏雄 1997『吉野ヶ里遺跡―保存と活用への道』吉川弘文館
- 7) 御所野縄文博物館 2021 『縄文里山づくり―御所野遺跡の縄文体 験|新泉社
- 8) 一戸町教育委員会 2008『御所野遺跡環境整備事業報告書Ⅲ—総括 報告書一」

特集―復元という遺産「講演」

観光のまなざしから考える遺構の復元

RECONSTRUCTION OF ARCHAEOLOGICAL RUINS CONSIDERED FROM THE PERSPECTIVE OF TOURISM

和泉 大樹 (阪南大学国際観光学部) IZUMI DAIKI (FACULTY OF INTERNATIONAL TOURISM, HANNAN UNIVERSITY)

> 観光者 /TOURIST 鑑賞者 /VISITOR 地域コミュニティ /LOCAL COMMUNITY

本稿は、2021年11月28日に開催された日本遺跡学会 大会「復元という遺産」において、「観光からみた遺 構の復元」と題して口頭発表した内容に、加筆・修正 したものである¹⁾。

1. はじめに

近年、文化財を活用して観光振興・地域経済の活性 化を推進しようとする機運の高まりが見られる。

本稿は、このような潮流を意識し、遺跡整備におい て復元された遺構について、観光というまなざし、具 体的にはゲスト(観光者)とホスト(地域)のまなざ しから、また、兵庫県淡路市に所在する弥生時代の鉄 器製作に関する重要な遺跡である史跡五斗長垣内遺跡 を事例として取り上げ、その機能や期待などについて、 少し整理してみたい。

2. 観光に期待される効果

観光に期待される効果としては、「経済的効果」、 「社会的・文化的効果」、「地域への効果」などをあげ ることができよう。「経済的効果」は、観光に最も期 待されている効果であるが、人口減少による地域経済 の縮小問題に有効であるため、多くの自治体で意識さ れ、各地で取り組みが進められている。その他にも、 地域資源の観光資源化を進める中で、あらためてその 価値が地域に周知される、伝統的行事や産業が復活す るなどの「社会的・文化的効果」、また、観光者が増 加することによるインフラ整備の進展や観光への取り 組みを進めることにより、人・組織・団体がつながる などの「地域への効果」も期待されるところである。

なお、観光者における観光による感動体験や各地を 観光することが生きがいになる、また、地域の方々と の心あたたまる交流、転じて、地域の方々においては 観光者との交流、地元意識や愛着の高揚など、そもそ も論ではあるが「人への効果」も忘れてはならない。 このことは、結果の1つとして認識こそされてはいる ものの、施策や実践レベルにおいては、先の経済的効 果の追求などに比して、あまりフィーチャーされてい ないという印象を受ける。

とりわけ、「私たちは、なぜ観光をするのであろう か?」という本質的な議論、すなわち、観光者ひとり ひとりのまなざしからの議論に乏しいという印象を受 けるが、このことは、実践レベルのみならず、研究レ ベルにおいても言えることであると考えられる。そし て、この本質的な議論の進展は、観光が経済振興に関 与する単なる商品ではないことを再確認することにつ ながるのではないかと考えられる。

3. 観光者のまなざしから考える遺構の 復元

私たちが観光をする理由や目的などは、さまざまで あろうが、一時的に日常の生活から離れるという点は、 観光に通底する本質ではないかと考えられる。

地域には、さまざまな遺跡が存在するが²⁾、その1

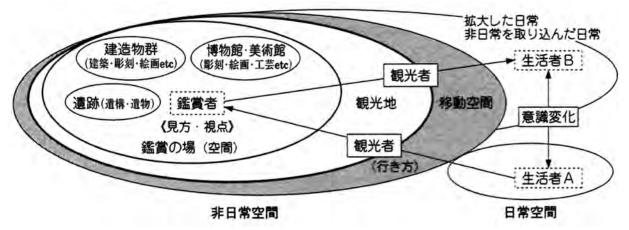


図1 生活者・観光者・鑑賞者 註3) 山本謙治 p. 196より 転載

つ1つが持する歴史性・地域性・学術性などは、地域を語る上で欠かせないものである。このような遺跡の特質は、初めて見る・知るものであり、ここでしか触れること、感じることができないなどの特別な経験につながりやすく、私たちが日常から離れることに有効に機能すると考えられる。まさに観光に通底する本質へのアプローチに適しており、観光振興の展開には不可欠な存在であると考えられる。

このことを思考する上で、造形芸術を対象とした観光のあり方である「アート・ツーリズム」について論じた山本謙治の主張は、示唆に富むものである。

私たちは造形作品を見るために、日常の生活の場から離れ、造形作品がある非日常的な場に出かけ、そこで初めて造形作品に向き合うことになる。このプロセスでは、ひとりの同じ人間が、日々の〈生活者〉から、日常生活を離れた〈観光者〉となり、造形作品に対峙して非日常的な時間を体験する〈鑑賞者〉となり、再び〈観光者〉となって、日々の〈生活者〉へと回帰していく33。(図1)。

観光の原点と本質はあくまで、「行って、見る」ということにあることを忘れてはならない。これまでの観光学では〈行き方〉を重視してきたが、〈見方〉についてもっと関心をもつ必要がある。なんとなく「行ってみる」という意識が、はっきりとした自覚をもって「行って、見る」という意識になるためには、対象に即した見方を身につけなければならない。見方を知れ

ば、面白くなり、あれを、これを見に行きたいと思う ようになる $^{4)}$ 。

山本は、アート作品を対象とした観光から意義のある経験を得るためには、何となく「行ってみて」アート作品と対峙するのではなく、作品の前では〈観光者〉ではなく、作品と向き合う〈鑑賞者〉となること、すなわち、「行って、見る」ことが重要であり、そのためには「見方」の獲得が不可欠であると主張する。

とは言え、文化財の「見方」の獲得は専門的知識を要するし、全ての観光者が文化財に対して積極的な意識を持している訳ではない。筆者は、このことを踏まえて、「単に事実や情報を伝えるというよりは直接体験や教材を活用して事物や事象の背後にある意味や相互の関係性を解き明かすことを目的とする教育活動と定義されるインタープリテーションを行うインタープリターの存在が重要である⁵⁾」のではないかと考えている。そして、埋蔵された遺跡という観点からは、「観光者」を「鑑賞者」にすべく、その「見方」のサポート材として復元遺構が有効に機能するのではないかと考えられるのである。

なお、このことは、復元遺構は来訪者の理解を助けるために、実物大の模型を現地に屋外展示したものであり、遺跡(現地)で行われる様々なインタープリテーション(価値説明)の場や装置として活かすべき施設でもあるとして、本中眞により指摘されている⁶⁾。

ところで、この「見方」への意識は、ひとつひとつ の文化財へのアプローチに重きを置くという観点から も有効であると考えられる。観光振興というコンテク ストで文化財を思考する全国的な取り組みとして「日 本遺産」と「文化観光」の取り組みをあげることがで きよう。「日本遺産」は、「地域の歴史的魅力や特色を 通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本 遺産(Japan Heritage)」として文化庁が認定」し、 「ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や 無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的 に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発 信していくことにより、地域の活性化を図ることを 目的⁷⁾」とするものである。「文化観光」は、「有形又 は無形の文化的所産その他の文化に関する資源(以下 「文化資源」という。) の観覧、文化資源に関する体験 活動その他の活動を通じて文化についての理解を深め ることを目的とする観光⁸⁾ と定義されるが、両者と もにストーリー性を重要視するという共通点がある。

確かに、ストーリー性があれば、とっつき易さ、親 しみやすさ、分かりやすさなどの観点からは、有効に 機能すると考えられるが、一方で、披露されたストー リーの中に個々の文化財をフィックスする作業につな がってしまうのではないかとも考えられ、あらためて そのひとつひとつの「見方」についても意識する必要 があるのではないかと考えられる⁹⁾。そして、このこ とは「楽しみ方」の獲得にもつながり、結果的に多く の「文化観光」ファンをつくることとなり、持続性な ど、その展開にも良い影響を与える可能性があるので はなかろうか。

また、山本は以下のような主張も展開するが、ここ には、観光の不可欠性をも看取することができる。

《なぜ》という〈造形要因〉を求めるためには、そ の作品が生み出された土地や風土を自分の肌で感じ、 作家が生きた場所や時代を実感しなければならない。 こうした美術作品の背景にあるものは、作品に向き 合った鑑賞のときではなく、観光という行動のなかで のみ見いだすことができる¹⁰⁾。

4. 地域のまなざしから考える遺構の復元 ―史跡五斗長垣内遺跡を事例として

(1) 遺跡について

ここでは史跡五斗長垣内遺跡を取り上げて論じるこ ととする。史跡五斗長垣内遺跡は、兵庫県淡路市黒谷 の五斗長地区に所在する。遺跡は、海岸から約3km離 れた標高200mの丘陵上に位置し、北から西方向に播 磨灘を望むことができる。海上を行き交う船舶が確認 できる程に、眺望の良い場所に立地する遺跡である。

平成16年度(2004)の台風23号により農地・溜池な どが被害を受けたことへの復旧事業として経営体育成 基盤整備事業(圃場整備事業)を実施することとなり、 淡路市教育委員会により発掘調査が実施された。平成 17年度(2005)・18年度(2006)に実際された確認調 査において、弥生時代後期の集落跡であることが確認 され、続く、平成19年度(2007)・20年度(2008)に は総面積17,884㎡を測る本調査が実施された。結果、 東西に延びる全長約500m、幅約50mの尾根上で確認 された集落跡から、23棟の竪穴建物跡が検出されたが、 これらのうち半数を上回る12棟で鍛冶炉を有すること が確認された。そして、弥生時代後期における鉄器製 作に関する重要な遺跡であることが認められ、平成24 年(2012) 9月19日、国史跡に指定された。

(2) 復元された遺構

発掘調査の成果を踏まえ、『淡路市五斗長垣内遺跡 整備活用構想』や『五斗長垣内遺跡史跡整備基本計 画』をもとに、【表1】・【図2】のように、現在、5 棟の建物遺構が復元されている。

注目すべきは、その復元プロセスには、以下のよう な3つのパターンが存在することである。

A類 専門家の意見をもとに、専門業者が復元

B類 市教委の指導のもと、地域の方々が復元

C類 市教委の指導のもと、地域の方々および地域外 の方々(希望者)が復元

B類については、「遺跡をイメージしていただける

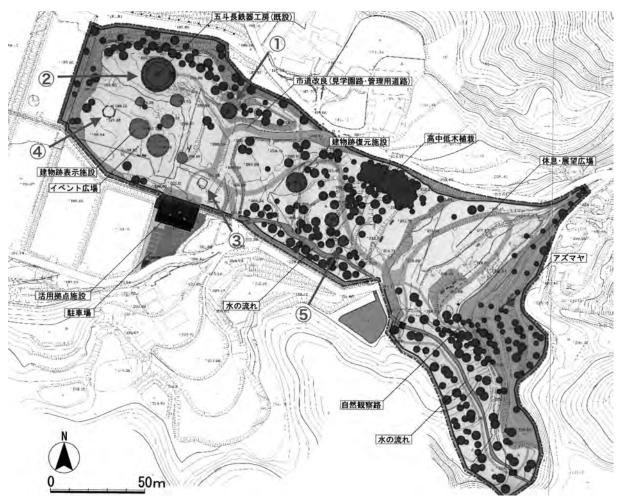


図2 史跡五斗長垣内遺跡における5棟の復元遺構の位置図(丸数字が復元箇所) 兵庫県淡路市2012「整備計画図」『五斗長垣内遺跡整備基本計画』p.46に加筆(丸数字と矢印→を加筆)

表1 史跡五斗長垣内遺跡における5棟の復元遺構について

位置	分類	復元遺構名	復元根拠遺構	復元位置	復元のプロセス	復元時期	特記すべき事項
1	A類	竪穴工房	SH307	検出遺構の直上	専門家の意見をもとに専門業者が復元	史跡指定後	
2	A類	ごっさ鉄器工房	SH302およびSH303	検出位置と異なる位置	専門家の意見をもとに専門業者が復元	史跡指定前	
3	B類	竪穴工房	SH304	検出位置と異なる位置	市教委の指導のもと五斗長地区の方々が復元	史跡指定前	来訪者への想いによる
4	B類	竪穴工房	SH306	検出位置と異なる位置	市教委の指導のもと五斗長地区の方々が復元	史跡指定前	来訪者への想いによる
5	C類	竪穴工房	SH311	検出遺構の直上	市教委の指導のもと五斗長地区の方々 および地区外の方々(希望者)が復元	史跡指定後	今後、この方法による復元を2棟予定している



図3 史跡五斗長垣内遺跡の復元遺構

ように」という地域の方々の来訪者への気持ちから、 地区の方々が自分たちの山から木を切り出し、自分た ちの手で建物を復元したもの、C類については、地域 外の方々も含めた参加型の遺構復元であり、今後、こ の方法による2棟の復元を予定されているという110。 観光という観点からは、この復元プロセスにも価値を 見出したい。宮崎清は、観光学のテキストなどにおい てよく引用される「観国之光、利用賓于王」という 『易経』の一節の「光」を地域の有する自然・気候風 土・産業・生活文化、そしてその地に住まう人々自身 と説明した上で、地域内の人々にとっての観光につい て、光を見せるためには、地域の光を探索・発見・認 識し、守り・磨き・再生することを通して、みずから の地域に対してより深い認識をもち、みずからの地域 に関する誇りをよりいっそう高揚させていく。そのよ うな地域の再発見に根ざした地域おこしの活動こそ、 地域住民自身による観光地づくりであると論じている12)。 この観点から、史跡五斗長垣内遺跡の復元された遺構 を思考すると、地域住民の気持ちの込められた復元プ ロセスをフィーチャーしない理由は見当たらない。

史跡五斗長垣内遺跡のB類・C類のように、遺構の 復元に地域住民が関わったケースについては、そのプ ロセスと地域の関わりという観点から、当該地域の住 民が「光」を見せるための装置として有効に機能する 可能性を指摘できるのではないか。一般に遺構の復元 は専門家の領域であり、現実的には地域住民の参画は 難しいのかもしれないが、地域固有の文化財に対する 愛着や誇りの生成という観点からは、つくられたもの を受容、活用するよりも、つくる立場から活用する方 がより効果的であると考えられる。このことは、観光 者と交流するきっかけ、地元意識や愛着の高揚、地域 住民間の価値観の共有などにもつながる可能性がある のではないか。

これまで、遺構の復元に関しては、そのテクニカル な側面や真正性などに関する議論が多く見られたが、 プロセスに関する議論も必要ではないか。そして、そ の見せ方・伝え方などに工夫を凝らすことで、地域の 人々の想い、すなわち、地域の魅力を伝えるメディア としても機能する可能性を秘めるものであり、歴史的 魅力にとどまらない地域魅力を観光者に向けて発信す ることをも可能とするのではないか。実際に、地域住 民に行ったヒアリング調査では、「五斗長垣内遺跡は、 私たちの五斗長地域を PR してくれると思う^[3] との 発言が認められたが、地域住民の気持ちの込められた 復元遺構は、その一翼を担う要素であると評すること ができよう。

5. まとめ

本稿では、遺跡整備において復元された遺構につい て、観光というコンテクストから大きく2つのことを 指摘した。1つは、遺跡と向き合うという意味で「鑑 賞者」になることが重要であり、復元遺構は「見方」 をサポートするための不可欠材ではないかということ、 もう1つは、史跡五斗長垣内遺跡の復元事例を取り上 げ、地域住民の参画が認められる復元プロセスには、 価値が見出せる可能性が認められ、歴史魅力にとどま らない魅力を観光者に発信できるメディアとして機能 する可能性が考えられるということの2つである。

これらは、観光に期待される効果、ゲスト(観光 者)とホスト(地域)のまなざし、「私たちは、なぜ 観光をするのであろうか?」という観光における本質 的な議論などを意識しながら指摘したことである。観 光というコンテクストにおける遺跡の活用を考える際、 存外、このように観光からのまなざしについて、細か く整理・意識されていないのではないか。

「経済振興に偏重し、「稼げる/稼げない」という 誤った価値基準が構築される」、「持する本来的価値や 地域・教育への思考が見失われる」、「保護へ支障をきたすなどのリスクへのつながりが危惧される」などの観点からであろうか、遺跡と観光振興はあまり馴染まないのではないかという慎重論が見受けられる。確かに、人口減少・少子高齢化の潮流の中にあって、観光への期待の中心は「経済振興や雇用創出」などになるため、このような慎重論の噴出は当然のことであろう。

しかしながら、観光からのまなざしを整理すれば、 メリットとデメリット、できることとできないこと、 また、調査研究により、デメリットを解消するための しくみや事項なども抽出できよう。

観光というコンテクストにおける遺跡の活用は、一 方的、感覚的な思考・実践ではなく、丁寧な議論が必 要ではないかと考えるところである。

本稿を執筆するにあたり、淡路市教育委員会社会教育課の伊藤宏幸氏・工藤祥子氏、株式会社五斗長営農の山本晴祥氏・廣田利幸氏に多くをご教示いただきました。ありがとうございました。記して感謝します。

【註】

- 1)本稿の「3.観光者のまなざしから考える遺構の復元」に関しては、2021年10月に、「アート・ツーリズム論の再評価―文化観光というコンテクストにおいて山本謙治論文を再考する―」というタイトルで『阪南論集』人文・自然科学編第56巻第2号に文章化したものの一部を日本遺跡学会で口頭発表し、あらためて加筆・修正したものである。また、「4.地域のまなざしから考える遺構の復元―史跡五斗長垣内遺跡を事例として―」に関しては、日本遺跡学会における口頭発表後の2022年3月に、「観光というコンテクストにおける復元された遺構への一考察―史跡五斗長垣内遺跡を事例として―」というタイトルで『阪南論集人文・自然科学編』第57巻第2号pp.67-78に文章化しているため、本稿に初出ではない。
- 2)本稿は遺跡における遺構の復元に関する論考であるため、ここでは 「遺跡」としているが、「文化財」と置き換えることも可能である。
- 3) 山本謙治 2003「アート・ツーリズム/観光者と鑑賞者」『国際観光 学を学ぶ人のために』世界思想社 p.195
- 4) 前掲註3) pp.196-197
- 5) 和泉大樹 2021「アート・ツーリズム論の再評価―文化観光という コンテクストにおいて山本謙治論文を再評価する―」『阪南論集 人文・自然科学編』第57巻 第1号 阪南大学学会 p.89
- 6) 本中真 2020「日本の考古学的遺跡における風景再現の試み―今は 失われた工作物の復元(再建)の意義・役割について―」『遺跡学 研究』第17号 日本遺跡学会 p. 109
- 7) 文化庁HP「日本遺産 (Japan Heritage)」についてhttps://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/ (2022.08.

30. アクセス)

- 8) 令和二年法律第十八号「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(定義) 第2条 第1項。
- 9) 各地で取り組まれている「ストーリー作り」を批判するつもりはないが、観光者個人の思考の中で描かれるストーリーも重要ではないかとも考えている。
- 10) 前掲註3) pp. 212-213。
- 11) 淡路市教育委員会社会教育課の伊藤宏幸氏のご教示による (ヒアリング調査2021,11.02)。
- 12) 宮崎清 2006「地域資源の再発見・再評価に基づく地域振興」『観光 の社会心理学 ひとこともの3つの視点から』北大路書房 pp. 201-206。
- 13) 株式会社五斗長営農の山本氏・廣田氏のご教示による (ヒアリング 調査2022.08.29)。

【参考文献】

淡路市教育委員会 2011 『淡路市埋蔵文化財調査報告書第8集 五斗長 垣内遺跡発掘調査報告 ―経営体育成基盤整備事業 五斗長地区に 伴う発掘調査報告書』

兵庫県淡路市 2010 『淡路市五斗長垣内遺跡整備活用構想』 兵庫県淡路市 2012 『五斗長垣内遺跡史跡整備基本計画』 特集―復元という遺産 事例報告

みんなでつくる縄文ムラ

一史跡梅之木遺跡公園(山梨県北杜市)と市民ボランティアー
CITIZENS RESTORE 5000 YEARS OLD JOMON SETTLEMENT
SITE DEVELOPMENT AT JOMON SETTLEMENT SITE-PARK "UMENOKI", HOKUTO CITY, YAMANASHI PREFECTURE —

佐野 隆(特定非営利活動法人 茅ヶ岳歴史文化研究所) SANO TAKASHI (NON-PROFIT ORGANIZATION KAYAGATAKE INSTITUTE OF HISTORY AND CULTURE RESEARCH)

> 史跡整備 /SITE DEVELOPMENT 市民参加 /CIVIC ENGAGEMENT 維持管理 /SITE MAINTENANCE 活 用 /HERITAGE UTILIZATION

1. はじめに

山梨県北杜市の国史跡梅之木遺跡では、史跡整備と 市民による遺跡学習・活用を一体的に推進するため、 市民による縄文時代住居の復元建築事業を実施してい る。小論では、梅之木遺跡の概要と史跡整備の考え方、 市民参加による復元建築を報告し、現代に生きる市民 と史跡との関わりの一例を紹介したい。

2. 梅之木遺跡の概要と史跡指定

史跡梅之木遺跡は、山梨県北杜市明野町浅尾に所在 する。縄文時代中期末葉(曽利式期)の環状集落跡で、



図1 発見時の梅之木遺跡

平成26年3月18日に史跡指定され、平成30年4月から 史跡公園として供用されている。

標高800メートルの丘陵地に立地する梅之木遺跡の一帯は特産「浅尾ダイコン」を栽培する畑地で、県営畑地帯総合整備事業(以下「畑総事業」という。)に伴う圃場整備と灌漑設備工事が施工された。梅之木遺跡は平成12年度から記録保存のための発掘調査が始まった。調査当初の精査段階で、梅之木遺跡は、重複しあう百数十基ほどの竪穴住居が集落中央の「広場」を囲んで分布する典型的な環状集落であることが判明した(図1)。

環状集落は、中部高地、関東地方の縄文時代中期集落では典型的かつ一般的な集落形態である。「縄文王国」を自称する山梨県にも多数の大規模な環状集落が知られているが、梅之木遺跡の発見以前に、縄文時代の典型例とされる中期の集落遺跡が史跡指定された例がなかった。かつて中央自動車道の建設に伴って発掘調査された釈迦堂遺跡で保存運動が盛り上がったが、国策事業の前に運動は実らなかった。それから20年余り、再び巡ってきた縄文集落の保存機会であった。早速、県内考古学団体、地域住民が保存運動を始めた。

発掘調査を実施した明野村(現北杜市)は、保存の 是非を判断するにあたり文化財的価値を確認すること が必要と判断し、記録保存のための発掘調査を中断し て重要遺跡確認緊急調査(以下「確認調査」という。)

を実施することとした。確認調査は平成16年度から19 年度の4ヶ年計画とし、遺跡の時代と範囲、遺構の構 成と特徴の把握を調査目的とした。

4年間の確認調査を経て、梅之木遺跡は中期後葉の 井戸尻式最終段階から中期末葉終末の曽利V式期まで、 土器細分型式上は切れ目なく集落が継続することが分 かった。実年代にすると5000年前から4500年前までの 約500年間である。さらに湯沢川のほとりに中期末葉 の敷石住居1基があること、台地上の環状集落から湯 沢川へ下る約70メートルの「道」があることも判明し た。川沿いでは集石土坑2基も検出された。これらが 揃って検出されるに至り、梅之木遺跡は現状保存に足 る高い文化財的価値があると調査指導委員会から評価 された。そこで文化庁の指導のもと、農政側と協議し、 遺跡の範囲20,000平方メートルを圃場整備工事から除 外しすることとした。

現状保存にはもうひとつの課題があった。敷石住居 と道が検出された川沿いと北斜面は、山梨県が公共関 与で計画した産業廃棄物最終処分場(以下「処分場」 という。)の建設用地となっていた。折しも地元では 処分場建設反対運動が展開されていた。図らずも梅之 木遺跡の確認調査は、処分場の推進、反対の住民対立 に巻き込まれることとなった。調査は淡々と進められ たが、地域住民の監視と関心の視線が注がれた。建設 推進派住民は事態を静観し、反対派住民は遺跡の徹底 調査と現状保存を主張した。

処分場用地内で敷石住居と道などの重要な遺構が検 出されるに至り、山梨県の処分場建設の所管課と北杜 市は遺跡の取り扱いの協議を重ね、梅之木遺跡の範囲 と判断される約10,000平方メートルを処分場用地から 除外し、遺跡保存を優先することとした。こうして平 成19年度に確認調査報告書を刊行して、確認調査が終 了し、梅之木遺跡の現状保存が確定した。

梅之木遺跡は圃場整備の換地計画に取り込まれてい たことから、平成24年秋の換地処分と土地登記の完了 を待って平成25年度夏に史跡指定の意見具申書を文化 庁に提出した。史跡指定の官報告示は平成26年3月18 日付である。

3. みんなでつくる縄文ムラ

史跡指定後の平成26年度に国庫補助事業により指定 地28,000平方メートルを公有地化し、並行して保存活 用計画を策定した。また、意見具申する平成25年度ま での間を利用し、史跡指定を前提とした「梅之木遺跡 保存整備基本構想 を策定した。

重要な文化財である縄文時代の集落跡を史跡指定し て恒久的に保存することは、文化財行政にとって有意 義である。しかし、史跡を史跡公園に整備して活用す るとなると、次元の異なる議論が必要である。

梅之木遺跡以前、北杜市にはすでに2ヶ所の国史跡 があった。史跡金生遺跡と史跡谷戸城跡である。史跡 金牛遺跡は昭和55年に発掘調査された縄文時代晩期の 大規模な配石を伴う集落跡で、昭和58年に史跡してさ れ、平成3年度に史跡整備された。地方の農業経営が まだ盛んであった頃に指定された史跡金牛遺跡は、指 定範囲を広く確保できず、そのため十分に活用できて いなかった。史跡谷戸城跡は、平安時代末の甲斐源氏 の居城跡とも伝えられる山城跡であるが、史跡の性質 上、有効な活用が難しかった。どちらも重要な文化財 でありながら、維持管理の負担感ばかりが感じられる 状態になっていた。梅之木遺跡の史跡整備では、これ までとは違う展開が求められた。

処分場反対運動で集まった地域住民の関心は薄れ、 一方で観光振興、地域振興の期待感が膨らんでいた。 しかし、梅之木遺跡は、全国紙の一面を飾るような際 立った特徴がある遺跡ではない。史跡整備しても観光 集客は望めない。多大に投資して縄文テーマパークの ように整備したら、ちょっとした観光名所になるかも しれないが、史跡整備の本分から外れる。

5千年前の縄文時代は、3千年間の農耕社会を経験 した現代日本人にとって全くの異文化で、つながりを 実感し難い。梅之木遺跡の意義を市民にどう感じても らうか。「パブリック・アーケオロジー」という概念 がある欧米では、市民が遺跡の調査、史跡の整備や管 理、運営に参画している事例が多くある。学習講座と は違った、史跡ならではのアプローチがあるはず。そ こで行政の事業で行う史跡整備工事は最小限に抑え、

市民のボランティアで遺構と環境を少しずつ復元整備 し、地味だが細く長く人が集う、史跡整備と一体に なった活用をめざすことにした。「みんなでつくる縄 文ムラ」である。

4. 市民による竪穴住居の復元

「みんなでつくる縄文ムラ」のコンセプトは、竪穴 住居の復元を通じて市民が縄文時代の生活文化と技術 を学ぶとともに、史跡整備の一端を担うことを目的と した。したがって史跡整備の本体工事では竪穴住居1 基だけを復元した。基本構想では6棟程度を復元し、 環状集落の景観を再現することとしたから、残る5棟 は市民の手で時間をかけて復元していくことになる。 市民と竪穴住居を復元する事業の予算は、文化庁の 「地域の特色ある埋蔵文化財活用事業費」補助金の交 付を受けて工面した。余談だが工事請負で復元する費 用の3分の1以下で1棟の復元が可能となった。

梅之木遺跡で縄文時代の人びとがどのように竪穴住 居を建築したのか、文化財担当職員が追体験し、理解 しなければ、市民の作業を指導できない。そこで史跡 整備工事で復元する竪穴住居は、1)縄文時代にあり 得る道具を再現的に製作し、2)縄文時代に入手可能 な素材に限定し、3)縄文時代にあり得る技術をもっ て復元建築することとした。当然、現代工具と金物は 一切使用しない。

梅之木遺跡の復元住居は、土屋根構造とした。確認 調査での知見、北杜市内の遺跡調査の知見、民族建築 学の知見を踏まえて決定した。梅之木遺跡の発掘調査 で得られなかった情報は、これまでに日本考古学が 培ってきた成果と八ヶ岳南麓の自然環境を勘案し、 もっともあり得る素材、方法等を採用することとした。 この作業は言うは易し、行うは難しであった。

石斧を例にしてみよう。梅之木遺跡で出土した磨製 石斧の石材は蛇紋岩と緑色岩の二種類があった。蛇紋 岩製磨製石斧は新潟県糸魚川市周辺の生産遺跡から搬 入されたことが予想できたが、緑色岩製磨製石斧は製 作址が判明していない。そこで関東、中部地方で知ら れていた磨製石斧の製作址の資料を実見し、さらに地

質図を片手に緑色岩が得られそうな地域、11ヶ所を踏 査して、ようやく梅之木遺跡の磨製石斧は、長野県伊 那市の三峰川流域の製作址からもたらされた可能性を 想定できた。このような調子で調査と試行、検討を繰 り返して、1年半をかけて1基の竪穴住居を復元した。

こうした準備を経て、平成30年度から市民参加の竪 穴住居復元を始めた。広報等で、一日限りの気軽な体 験学習ではないことを周知して参加者を募る。事前学 習会を経て、三峰川まで磨製石斧の石材採取に出かけ るところから始める。誰一人として磨製石斧を製作し た経験はない。それどころか石を割る体験も初めてで ある。磨製石斧1本を製作するのに、1日8時間作業 しても1週間程度の時間が必要である。この作業を通 じて、縄文時代の磨製石斧がいかに貴重な道具である かが実感されるし、石材産地で製作して流通させるこ とが合理的であることが身をもって理解される。



図2 市民ボランティアの復元作業

磨製石斧は斧身単体では道具にならないから、柄を 付けなければならない。直柄か膝柄か、縦斧か横斧か。 伐採斧なのか加工斧なのか。縄文時代の磨製石斧の用 途を改めて考えてみる。柄を製作するためには石斧が 必要。でもその石斧は柄がないと道具にならない。卵 が先か、ニワトリが先か。ついつい金属の道具を使い たいという誘惑に駆られてしまう。

ようやく作り上げた石斧で立木を伐採し、建材に加 工する。直径25センチメートルのコナラ、クヌギを伐 採するのに30分ほどかかる。鉄製斧の3倍くらいの時 間である。コナラやクヌギとくらべると、クリは確か に伐採しやすい。縄文時代にクリが好まれた理由が実感される。と同時に、弥生時代に金属器が日本列島にもたらされ、その後の社会と経済の変容にどれほどの影響があったのか、教科書で勉強するのとは違った深い洞察に至る。竪穴住居の復元は一事が万事、こんな調子で進んでいく(図2)。

市民参加を謳って取り組んでみたが、参加する市民の動機もまちまちである。徹底的に縄文にこだわってみたい人もいれば、石斧体験はそこそこにして楽に作業したい人もいる。復元の体験学習は毎週末に行ったが、毎回、参加する地元の方もいれば、遠く県外から参加する人もいる。一度だけ参加して来なくなる人、すっかりハマって常連になる人。参加するすべての人に楽しんでもらい、何かしら得るものがあったらと願うが、万人向けの体験学習とするには無理がある。令和元年度から北杜市に移住してきた住民の団体が継続的に参加してくれ、今日までに4棟目の竪穴住居がほぼ完成した(図3)。



図3 市民ボランティアが復元した住居

5. 竪穴住居の管理

最初に復元した竪穴住居は築4年目であるが、土屋 根の下地の樹皮が腐り、屋根下地材の葺き替えが必要 になった。建材のすべてのクリ材を用いることができ なかったから、コナラ、クヌギ材を利用したが、これ らの材はクリ材より弱く、4年目にして折損する垂木 もあった。これらも市民ボランティアの助けを借りて



図4 復元作業に見入る来園者

修繕した。これからは復元住居の維持管理、修繕の作業が必要になってくる。維持管理、修繕を通じて、復元時に採用した建築方法、素材が妥当であったのか検証できよう。いずれ復元住居の建て直しも必要となる。現在のボランティアが培った復元技術を次のボランティアへと伝承していくことが理想である。

竪穴住居の復元建築に参加した市民が維持管理、修 繕にも関わってくれることを期待したいが、行政が主 導して参加者を組織化することには抵抗感がある。行 政が市民の善意を都合よく利用する感覚がぬぐえない。

最近、復元作業に子供たちが参加するようになってきた。縄文文化に関心をもった保護者に連れられてくる子もいるが、学校になじめなかった子もいる。多様な市民が、それぞれの動機や関心から梅之木遺跡に集い、復元作業を通じて顔見知りになって、緩いつながりができていく。組織化しないボランティア活動は継続性が低い。そのことは十分に分かっているが、梅之木遺跡で育まれつつある縄文時代的な、非求心的な人のつながり方を大事にしたいと思う。

令和4年度の現在、5棟目の竪穴住居を復元中である。そろそろ史跡整備の一環としての復元作業の終わりがみえてきた。するとボランティア市民のなかから、維持管理を心配する声があがるようになった。自らが係わった史跡を気にかけてくれることがうれしい。これからの維持管理をどのように実践していくべきか。保存活用計画は市民が史跡の管理運営を担うと謳っているが、具体的な方策までは考えていない。行政の都合を押しつけず、市民とともに考えていくのがよいのだろう。

6. 史跡と市民をつなぐ

史跡の個性は多様である。時代、種別、立地環境に 応じて地域社会との関係も異なるだろう。ここでは北 杜市での文化財行政の経験から、史跡と地域社会とを つなぐ3つの回路を考えたい。

(1) 観光活用

5千年前の梅之木遺跡と現代の地域社会は、たまた ま同じ土地で生活したという以外に、直接的なつなが りはない。史跡は地域の誇り、地域のアイデンティ ティーといわれる。文化財行政には心地よい言説であ るが、30年以上、文化財行政に関わってみて、市民が 縄文時代を「わがこと」「わがもの」として受けとめ ている実感はない。梅之木遺跡のボランティア活動で ようやくその兆しが感じられる程度である。

国宝土偶、重要文化財土偶、特別史跡を有する長野 県茅野市は学校教育に「縄文教育」を取り入れ、全市 民総学芸員構想に取り組んでいる。世界遺産登録地域 も特別な条件に恵まれた稀有な事例であるが、一般論 として縄文時代と市民のつながりは希薄である。その ような縄文時代と現代をつなぐ第一の回路は、観光活 用である。

平成30年5月、梅之木遺跡を含む山梨県、長野県の 縄文時代の史跡と出土品が日本遺産「星降る中部高地 の縄文世界」(以下「日本遺産」という。)に認定され た。日本遺産は、訪日外国人旅行者の誘客を見据えて、 文化財の魅力をストーリーに仕立て誘客しようとする 事業である。山梨県、長野県の構成自治体が甲信縄文 文化発信・活性化協議会(以下「協議会」という。) を組織し、連携して観光活用を推進することとした。

「縄文」が観光の素材になるのかどうか。梅之木遺 跡でも観光活用への期待が向けられるようになった。 北杜市では令和2年度から文化庁「Living History 生きた歴史体感プログラム促進事業」(以下「体験プ ログラム」という。) に取り組み、梅之木遺跡と周辺 の資料館、史跡を組み合わせた縄文生活文化体験プロ グラムの造成に取り組んでいる。

造成する体験プログラムは、1)梅之木遺跡の竪穴

住居で体験する土器づくり、2)縄文時代の黒曜石交 易を追体験する梅之木遺跡から霧ヶ峰黒曜石原産地遺 跡までのロングトレイルツアー、3)梅之木遺跡で1 日縄文生活体験、の3種類である。現在、土器づくり は国内観光客向けに販売している(図5)。



竪穴住居で土器づくり体験

現行の制度としての史跡には「稼ぐ」装置、動機づ け、仕組みが組み込まれていないから、梅之木遺跡が 観光振興に大きく寄与することはないだろう。それで も体験プログラムが少しでも誘客し、観光客が市内を 周遊・宿泊し、観光消費してくれたら、少なくとも観 光事業者は史跡と経済活動を結びつけるだろう。

観光産業と史跡、観光事業者と文化財担当者が地方 創生の目標で結びつけば、史跡、文化財を素材にした 観光商品開発が可能となる。観光事業者が地域資源と して史跡、文化財を認識し、活用することに意義があ る。観光産業は、これからますます地域経済の一翼を 担う分野として成長していくと予想される。欧米のパ ブリック・アーケオロジーでは、史跡探訪ツアーが市 民と考古学をつなぐ重要な回路と位置づけられていて、 大きな考古学愛好家団体には旅行部門が備わっている。 いずれ観光事業者を通じて史跡と市民をつなぐ新しい 回路が創出されることを期待したい。

(2) 史跡から現代的課題に向き合う

第二の回路は生涯学習にある。環境問題、持続可能 な経済活動、人口減少と経済縮小への不安、大都市一 極集中と人々の生きにくさ。現代人を取り巻くさまざ まな不安は、人類史的視点で俯瞰しなければならない 地球規模の課題である。いつ実現するか分からないが、「地球温暖化と縄文時代」と題するシンポジウムの構想を練っている。これは八ヶ岳南麓で40年以上にわたって発掘調査された考古学的調査の成果から、縄文時代の人びとが気候変動にどのように対峙したのかを考えようとする企画である。これが成功したら、自らと縄文時代を結びつける回路を「発見」する市民が現れ、さらなる学習活動へ発展できるだろう。単に情報と知識を伝えるだけの学習講座でなく、現代的な課題に文化財が向き合う、文化財で向き合う姿勢が市民に響くのではないだろうか。

(3) ミクロな地域史

第三の回路は、現代に近い過去に有効だろう。北杜 市では令和2年度から市立資料館の企画展を縮小する こととした。苦労して企画展を開催しても見学する市 民は一握りにすぎない。それは企画が悪いからでも、 学芸員の熱量が足りないからでもない。市民がそれを 求めていないからである。

地区公民館などに求められて地域の史跡、文化財探訪を案内することがある。高齢者を中心に多くの地区住民が参加し、異口同音に「地区の歴史が知れてよかった」「もっと文化財を巡ってみたい」と歓迎される。地域の生活者としての市民が求めているのは、遠い過去の人類史でもなければ日本史でもない。自らの生活と存在の基盤である「地域」の歴史を求めているのである。そこで、企画展を廃止し、学芸員が積極的に地域に出かける出張講座を学芸活動の中心に据えることにした。

とある地区公民館に招かれて、住民とともに半日、 地域を歩いてみる。数百年前の出来事が伝承されてい ることに驚愕する。その伝承を中世甲斐国の歴史と結 びつけて解説する。するとバラバラに伝承されていた 地域史がひとつにつながって地域住民の心にストンと 落ちていく。学芸員、文化財担当者の歴史研究者とし ての包括的な視点と、地域が世代を超えて伝承してき た「事実」が結びついたとき、教科書的な日本史や文 化財行政の抽象論を超える「実体」としての地域史が 立ち現れる。それこそが市民が求めているものであり、 抽象的な「歴史」、「文化財」の知識習得でなく、地域 住民の「歴史」と「誇り」になる。

7. おわりに

梅之木遺跡で実施した市民参加の建物復元は、当初 は多分に行政的な事情から出発したが、市民と協働す る過程で教えられることが多々あった。

建物と構造物の復元は、市民に文化財と歴史の情報を提供するだけでなく、復元という行為自体が史跡と市民、歴史と市民をつなぐ媒体になり得る。復元建物の規模と技術の専門性に応じて、市民が関与できる度合は異なるであろうが、梅之木遺跡の住居復元は、バナキュラー建築であるだけに生活者としての市民の感性が活きてくる。媒体としての復元の可能性を有効に活かしてはどうか。復元行為が有効な媒体となるためには、整備と復元の意図、根拠を市民と共有し、ともに考えるプロセスを大切にする姿勢が求められる。復元を専門家の専売品に、市民を行政の下請けにしてはならない。

整備と復元は、日進月歩の考古学・歴史学研究の成果に立脚したものであるから、整備と復元も必要に応じて更新されなければならない。史跡の多くは指定文化財であるために、行政の仕組みが史跡の整備と復元建物の更新を妨げている面が否定できない。整備と復元の規模と計画の難易度、予算の獲得、合意形成といった物理的制約は理解しつつも、史跡が市民のものとなっていくために、より柔軟に整備と復元を計画し、更新できる仕組みが創出できたらと願っている。

【参考文献】

佐野隆 2008『梅之木遺跡Ⅲ』北杜市埋蔵文化財調査報告第26集 北杜 市教育委員会

佐野隆 2018『史跡梅之木遺跡整備事業報告書』 北杜市教育委員会 佐野隆 2022『八ヶ岳を望む縄文集落の復元 梅之木遺跡』シリーズ 「遺跡を学ぶ」154 新泉社

特集―復元という遺産

パネルディスカッション

PANEL DISCUSSION

パネリスト:田中 哲雄・若狭 徹・和泉 大樹・佐野 隆

PANELIST: TANAKA TETSUO/WAKASA TORU/IZUMI DAIKI/SANO TAKASHI

コーディネーター: 白崎 恵介

COORDINATOR: SHIRASAKI KEISUKE

コメンテーター:本中 眞

COMMENTATOR: MOTONAKA MAKOTO

開催日: 令和3年(2021)11月28日 会場:奈良文化財研究所 大会議室

白崎 それでは、パネルディスカッションに入りたい と思います。

今回、コーディネーターを仰せつかりました、白崎 恵介と申します。私自身、宮城県多賀城跡調査研究所 で長い間多賀城跡の整備に関わってきたということも あってお声をかけていただいたのかなと思っております。

私は建築が専門ですけども、学生の頃から遺跡の復 元についてずっと関心を持ち続けてきておりまして、 この機会に改めて復元についてしっかり勉強させてい ただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い いたします。

今回の「復元という遺産」というテーマにつきまし ては、冒頭に坂井会長から趣旨説明いただきましたよ うに、これまで復元に関する議論というのは、それが どんな根拠に基づいて、果たしてそれが妥当なのかと いう点、あるいはどんなふうに造るか、どんな形にす るかといった点。あるいはそもそも復元していいのか どうかという、復元の是非についての話が中心であっ たように思っております。言ってみれば、整備の手法 として復元をどういうふうに取り扱ったらいいかとい うことを考えてきたと思います。

最近はその文化財の活用についても、非常に活発に 議論がなされるようになってまいりました。もちろん、 これまでも復元というのは、最初に田中先生のお話が ありましたように、遺跡の活用をそもそも目的として 建てられてきたものだということには違いありません

が、今回は、復元した後のことも意識して、復元と地 域社会の関わりという、そういった新しい側面でディ スカッションできたらいいなと思っておりますので、 よろしくお願いいたします。

本日、パネルディスカッションの時間が多少限られ ておりますので、あらかじめ進め方を設定させていた だきたいと思います。

まず、今回、コメンテーターをお願いしております 奈良文化財研究所所長である本中眞さんから、本日の 4名の方々のご発表を踏まえ、論点整理をしていただ きたいと考えております。そこで整理していただいた 論点ごとに議論を深めていきたいと思っております。 本中 ありがとうございます。今日、プレゼンターの 方々から提示された論点を整理してみますと、おおむ ね4点にまとめることができるのではないかと思います。

まず、田中先生の基調講演では、歴史遺産の整備の 歴史的な経過、変遷、あるいは考え方について、改め て総括的にご紹介をいただきました。その中で、1990 年代の初頭に歴史的建造物の復元や再建が「史跡等活 用特別事業 |、いわゆる「ふるさと歴史の広場事業 | という愛称を持っておりましたけれども、この国庫補 助事業のメニューとしてスタートしたのだということ が紹介されました。この事業には、今しがた白崎さん のほうからもありましたように、史跡の活用を目的と して、歴史的建造物の復元・再建だけでなく、環境整 備、野外模型の展示、それから史跡指定地外で解説展 示を行うガイダンス施設の建設などをメニューとして 含められ、学習や憩いの場として積極的な活用を促す 内容となっていたのではないかと思います。

私も文化庁にいた頃、この事業の運用に深く関わってきたのですけれども、田中さんのお話をお聞きしまして改めて思い出したのは、この事業が史跡指定地内で歴史的建造物の復元・再建を国の補助事業として実施できるようにしたという、言わば文化庁が大きな転換をしたということであっただけではなく、復元・再建に偏らない総合的な史跡の活用を目指す整備事業であって、その中に復元・再建のメニューが含まれていたのだという点です。活用事業のメニューのひとつとしての建造物の復元・再建であったということを思い出す必要があるのではないかと思いました。

田中さんは、同時に歴史的建造物の復元・再建が持ついくつかの功罪についても指摘されたと思います。 復元・再建をあたかも事業採択の前提条件とすることによって、史跡整備が画一化してしまったのではないか。あるいはその危険性をはらむことになったのではないかということ。そして活用が学習的な側面に限定されていることから、押しつけのような、ある意味「啓発主義」とでもいうような性質を生む結果となってしまったのではないかということ。さらには、史跡整備の対象とする時期を、復元・再建の対象としている建造物の時期に限定してしまう危険性をはらむことになったということですね。つまり、史跡の多様な歴史的な解釈を1つに固定してしまうという危険性。従来から指摘されてきた復元・再建のデメリットを大き

く助長してしまう危険性があったということについて も言及されたと思います。

田中さんの報告に続いて、3人のプレゼンターによる指摘に共通していた事項を3点ほどまとめてみると、1点目には、多くの方が復元・再建の意義について積極的な視点から述べられたと思います。

まず若狭さんは「既視感の再生」という点、それから「未知の存在の可視化」という2点について意義を持っているということを指摘されました。つまり、今までよく知っている絵図や図面、ほかの町において残されている城下町や城郭の建物等から、我が町の城跡にもこのような建物が存在したのだということを、復元・再建を通じて知ることができるようになったということですね。同時に、古い時代の「未知のものが可視化される」というところに大きな意義があったのではないかということであったと思います。

和泉さんからは、復元・再建された建造物が地域の シンボルとしての役割を担い、その結果として観光の 対象としても大きな効果を持つようになるということ が指摘されました。復元・再建された工作物は三次元 的な実体感のある存在であるからこそ、その意義を十 分に果たせるのだという指摘でありまして、史跡とい う「場」の風景の一部として、場合によってはそれが 中心景をなす実体的な存在であるからこそ意義がある のだ、ということであったのだろうと思います。

2点目は、地域住民と復元・再建のプロセスを共有 することの重要性が指摘されたということです。この 点は、特に和泉さんから提示がありました。また、若



写真1 パネルディスカッションの様子



写真 2 白崎 恵介氏

狭さんや佐野さんのプレゼンテーションにおいても、 地域住民とともに工作物を復元・再建し、史跡という 「歴史の場」を新たに創造していくというプロセスの 重要性が指摘されたのではなかったかと思います。和 泉さんからはそのようなプロセスの見せ方あるいは伝 え方に工夫を凝らすことによって、地域の人々の思い や史跡の「場」が持っている魅力を地域外からの来訪 者に伝える。史跡自体がメディアになる。「場」の中 心景としての復元・再建工作物がメディア自体の役割 を果たしていく可能性が出てくる。観光の資源にもな り得るのだという指摘があったのではないかと思います。

佐野さんからも、「みんなでつくる縄文ムラ」の取組の紹介の中で、現代人にとってつながりの希薄な遠い昔としての縄文時代と現代とをつなぐ回路の1つとして、復元・再建工作物の観光資源としての活用に期待したいという指摘があったと思いますし、マスツーリズムではなくマイクロツーリズムの視点にも注目すべきことが提示されたと思います。

3点目に指摘されたのは、復元・再建の持続可能性が重要だということです。復元・再建のプロセスを通じて、往時の人々の生活やコミュニティーの中に蓄積されてきた知識を私たちが学び、観光を目的として訪れた人々に対しても発信・共有していこうという営みは、みんなでつくり上げた史跡の風景を今度はみんなで維持・管理していこうという営みにつながり、さらには史跡の新たな風景をつくり上げていこうという次のステージにもつながっていくのであろうと思います。3人の方々のパワーポイントの画面では、史跡のロ



写真 3 本中 眞氏

ケーションを最大限にアピールする1つのツールとして復元・再建工作物が位置付けられ、遺跡の風景のなかの点景として、また交流の場として、うまく生かされているのだということが伝わってきました。

そして佐野さんからは、営みを細く長く継続していくということが重要だということ、果てしなく続く史跡のマネジメントという長い道のりにおいて、工作物の復元・再建を捉えていく視点が重要なのだということが指摘されたのではないかと思います。

他方で、お聞きしていて幾つかの課題もあると感じました。今日のプレゼンテーションは、ほとんどが先史時代の史跡に関するものでしたので、かなり簡易な工作物の復元・再建が中心でした。しかし、話題の中には、歴史時代、特に中世以降、近世の城郭や近代の建築、宮殿建築などは建築的にがっちりとしたものですから、復元・再建の過程に住民が参加し、共有するということがかなり難しいという指摘もあったかと思います。簡易な工作物と本格的な建築との間には画然とした格差がありますから、私たちにどのような考え方と取組の違いが求められるのか。あるいは共通しているものは何なのかということを、もう一度問い直す必要があるのではないかと思います。

実体感のある工作物が現風景の中に生まれてくると いうことは、風景の中の存在として大きな意味を持つ ということなのですが、他方で現在ではARやVR という ICT を使った様々な技術も多用されるように なり、それを利用したインタープリテーションの手法 も各地の遺跡で行われるようになりました。そのよう な手法で提供された情報の中には、結構あやふやなも のもあったりして、本当にこれが正しいのかと疑われ るようなものも映像だから許されているような側面も 無きにしもあらずです。しかし、AR や VR の手法を うまく利用していくことによって、実体性の高い復 元・再建工作物は、やがて表舞台から退いていく傾向 にあるのではないかという印象を持っている方もおら れるのではないかと思います。そのような問題をどの ように捉えるのかも課題かなと思います。以上です。 白崎 ありがとうございました。今、本中さんより大

白崎 ありがとうございました。今、本中さんより大きく4点に論点を整理いただきました。簡単におさら

いしますと、1つ目は歴史的建造物の復元がもたらした功罪についてという視点。2つ目は、再建・復元することの意義について、新たな視点から設定できるのではないかという点。3つ目としましては、復元のプロセスを地域住民と共有することが1つポイントだという点。それから4つ目としましては、再建・復元の持続性について。この4点について今回議論を進めたいと思います。

まず、復元の功罪についてです。田中さんからは、 ふるさと歴史の広場で活発化した復元化事業、仮に平 成復元と名づけたらいいかなと思っておりますが、そ れはもちろん復元だけじゃなくてガイダンス施設の設 置とか野外模型とか、そういったものを含むもっと総 合的な整備という枠組みで事業化されたものでありま す。その平成復元事業の総括を通してそこには功罪が あったんじゃないかというお話だったと思います。特 に、功罪の罪、罪というのはちょっと言い過ぎかもし れませんが、課題について今後の方向性という形で示 していただいたと思います。

田中さんのご指摘は、ふるさと歴史の広場をはじめ とする平成の復元整備において、史跡公園の規格化と か、あるいは画一的な整備につながったという点であ りました。あるいは啓発主義・学習主義に偏重して いったというお話がありましたけれども、再度確認の ためにもう少し具体的にどんな状況を誘発してしまっ たのかというお話をお聞かせいただけますでしょうか。 田中 功罪の罪のほうですね、基本的に。やっぱり復 元の厳密性というのはオーセンティシティも含めて問 われているわけなので、それがどこまで言えるかとい うのはありますよね。それと、その復元について、で きたものばかりを批判するとかあるんだけど、そう じゃなくて、経過や経緯みたいなもの、どうして造ら れたかというその経緯の中で検討するというのが大事 なことだと思うので、それが今まで欠けていたという 話です。それから維持管理とメンテナンスというのは、 造った当初はあまり考えなかったんですよね。しかし、 当然ついて回るもんだから、維持管理・メンテナンス が必要だということを考えて動かないと駄目だという ことですね。

白崎 ありがとうございました。どうやって造るか、それをどう公開するかというお話がやっぱり一番の課題であったと思っております。この点は、近年の議論でも複数案の提示や、復元の検討過程の公開など、東京大学の海野さんが提唱された復元学の中でも非常に強調されている点かと思います。また、維持管理とかメンテナンスに関しては、これは永遠に課題になるのかなとは思いますけれども、そこも確かに1つの悩ましいところかなと思っております。

あと、私がちょっと気になったのが、啓発主義・学習主義で活用されている、そういった偏重があったというふうに理解しているんですけれども、私なんかは平成復元の始まりの頃にこの業界に入ったものですので、普及・啓発こそが教育委員会の仕事だということで、教育委員会が文化財を取り扱う根幹は教育だ、普及だと理解していました。

これに関して和泉さんにお伺いしたいんですけれども、その遺跡を訪れる観光者、ゲストのまなざしとして、その啓発とか学習とかを求めているんじゃないかなと思っているんですけれども、その辺りの重さというか、どういった捉え方をゲストさんはしていると考えられますか。

和泉 まず、この学習的な活用が中心に据えられているというのは、ゲストの話の前に、当然ではないかと思うんです。それはやっぱり資源の活用という観点からは、持続可能性という点でも地域の中に落とし込むという地域資源化のプロセスを経ることが重要で、その中にはやはり啓発や学習などのまなざしは不可欠で



写真4 田中 哲雄氏・和泉 大樹氏

はないかと考えています。そうすることによって活用 がスムーズにいくのではないかと思ったりします。

白崎さんの質問ですけれども、ゲストのまなざしに は多様なまなざしがありますので、なかなか絞り込む ことはできないのですが、何かを学ぶとか知るという 喜びを観光に求める方というのはやっぱり一定数い らっしゃいます。ただ、遺跡の情報発信というか、メ ディアとしてどんなことを発信するのかというところ にも関わってくるとは思うのですが、例えば、体験プ ログラムとして発信していく中で、ファミリーでこん なことを学ぶことができるとか、その学ぶという要素 の中に、どんなことをどんな風に学ぶことができるの か、また、教育というよりは新たな見聞というイメー ジで、対象者を広げるような発信の仕方・実施内容で あれば、さほど学習だ、啓発だ、観光だという線引き の問題にはならないのではないのではないかと思います。 **白崎** ありがとうございます。僕らがちょっと気にし ていたのは、全然、学びに来ない人に対して学びをど う提供したらいいんだろうかという悩みがあるんです けども、例えば佐野さんのご経験で、遺跡に来る人は、 やっぱり遺跡だと思って来る方がほとんどなんですか。 佐野 梅之木遺跡は写真でもご紹介しましたが、結構 眺めのいい気持ちのいいところで、あの景観を求めて 来る方は多いですね。なので、決して学びに来ている わけじゃない。ただ、和泉先生のお話の中で、イン タープリターという話が出ましたけど、私もそれはす ごい大事だなと思うんですよ。学びに来ているんじゃ ないけど、たまたまボランティアと一緒に作業をして いた私なんかとちょっとお話しする機会があったりし て、そうすると、案外、学びには来ていないんだけど、 ああ、専門家がいるんなら聞いてみようか、質問して みようかという方は結構いらっしゃって、そんな方た ちが発する質問というのは、ここには何人の人が住ん でいたんですかとか、1軒の住居で何人住んでいたん ですかとか、考古学でいまだに答えられない根源的な 質問がたくさん出てくる。その受け答えをする中で、 物の見方というのは、そう簡単に画一的にはできませ んよというようなことからお客さんが非常に面白がっ て、はまってきてくれる。そういう経験はもう何度も

していますよね。それは、何か計画された学びではな い。まさにインタープリターとしての我々の役割が生 きてくるのかなと。

白崎 ありがとうございます。無理やりこっちから押 しつけるんじゃなくて、いる人に聞かれたときに、い つでも答えられるように準備しておくのが大事という 感じですね。ありがとうございました。

功罪の罪については、今後も課題として取り上げら れていくと思っておりますが、これまでの平成復元の 経験があって、これからの令和復元といいますか、そ こではより地域とコミットしていく必要があるんだと いうことが浮き彫りになったのかなと思っております。

続いて、再建の意義、復元の意義について掘り下げ てみたいと思っております。若狭さんのお話の中で、 なるほどなと思いましたのが、歴史的建造物が市民に もたらす効果には既視感の再生と、未知の存在の可視 化という2つのパターンがあるというご指摘です。そ の未知の存在の可視化というのが、古いものを新しい 地域シンボルとして再生・創造する効果を生んだとい う報告をいただいたところであります。遺跡を核とし た新しいコミュニティー形成に寄与することも可能だ というご指摘がありました。そのための留意点として、 私たちの遺跡、あるいは佐野さんからも「私たちの縄 文遺跡 | みたいな気持ちがあるところもあるというご 紹介をいただきましたけれども、多賀城の場合は宮城 県が多賀城跡調査研究所を設立して、専属的に発掘調 査をして環境整備を進めているんですけども、なかな か地域住民等の方々が自分たちの遺跡だと思っていな いんじゃないかというふうなことを感じることがよく あります。それは本中さんにも聞いてみたいなと思っ ているんですけれども、例えば平城宮跡では、今朝、 私がここに来るまでにたくさんの人が走ったり歌を 歌ったりしていたんですけれども、平城宮跡みたいな 大規模で、遺跡の性格も都城といいますか、官衙とい いますか、やや市民生活と離れているようなそういう 遺跡のところで、遺跡を核としたコミュニティーの形 成はうまくいっているんですか。あるいはうまくでき るものなんでしょうか。

本中 30年ぶりに帰ってきた人間へのご質問なのだろ

うかという気はしますが……、私が受けている印象は、 ここ平城宮跡では、奈良文化財研究所が文化庁の出先 機関として長く国の事業を行ってきたわけですね。そ の中で平城宮跡とその周辺に住んでいた人々が平城宮 跡の整備を含めた保存・活用の事業にどのように関 わってきたのかを振り返ってみると、やはりスポイル されてきた部分は大きかったんじゃないかと。こんな ことを私が言うのは適切ではないかもしれないのです が、少々そのような印象を持っていたのです。しかし、 最近は徐々に改善されてきているのではないか。むし ろ地域に住んでいる人たちが、もっと平城宮跡に関わ りを持っていたい、持っているべきだ、あるいはこれ までも持ってきたはずだという意識を強くしておられ るのではないかと感じるようになりました。それはど ういうことかというと、奈良時代の平城宮跡だけでは なく、近世から近代にかけて宮跡とその周辺に生活を 営んできた人々が、宮跡に関わってきたプロセスに自 負を感じ、宮跡を守ってきたのは自分たちであると。 自らとその先祖が関わってきたからこそ今の宮跡があ るのだという気持ちをさらに強くしておられるのでは ないかということなのです。現在のコミュニティーの 中に平城宮跡がどのように位置づいているのか、宮跡 の周辺において将来的に生まれてくる新しいコミュニ ティーにおいて、平城宮跡がどのような意味を持つこ とになるのか。奈文研が独立行政法人となり、国営公 園事業のもとに宮跡の整備・活用事業が進み、複数の NPO 法人が活用のための活動を行っている中で、関 係者がどのように役割分担を行い、ほんとうに望まし い方向に向かってコミュニティーの新たな形成が進ん でいくのかについては、私自身もうちょっと長い目で フォローアップしたいなと思っている次第です。私の 言っていることは間違っていますか。多分、みんな言 いたいことがあるんだろうと思いますので、時間があ れば意見を言ってもらえればと思います。

白崎 奈文研の方、いっぱいおられますので、後で聞 いてみてもいいですか。

それと、あとは再建の意義のもう1つの観点といた しまして、本中さんからもさっき課題として上げてい ただいたかもしれませんが、和泉さんからのお話で、

現地に行ってちゃんと見る、行って見るということで、 その効果が発揮されるというお話があったと思います。 これまでやってきた復元、これからやろうと思ってい る復元は、インタープリテーション、史跡の価値説明 の場であるということは前提とした上で、実物大の復 元をその遺跡の上で再現する意義ということについて 考えてみたいと思うんです。これに関連して、場所性、 遺跡で復元をするという場所性に関しては、東京大学 の海野さんが『文化遺産と〈復元学〉』の中で、戦後、 復元では地下の発掘遺構という根拠の持つ場所性とい う点が強調されていくが、その場所性を帯びることで 復元に過去の建物そのものとしての真正性を過度に負 わされていったのではないかと。逆説的に言えば、場 所の真正性を失ったからといって、上部構造の真正性 を失っているわけではないとも言えるというふうな表 現で書かれております。このお話は、遺跡の直上で復 元建物を造ると、それはあたかも本物であったように ふるまわないといけないというふうに、復元の建物の 性(さが)みたいなものがあるんじゃないかというふ うにおっしゃっているのかなと受け取りました。あわ せて、遺構の直上じゃなくても模型とか AR・VR、 そういったもので実物大復元を代替できるというお話 も今日、ご紹介があったと思います。それもなるほど なと思いました。

そこで、皆さんにお伺いしたいと思うんですけども、 遺跡で実物を復元する必要は本当にあるのかどうか。 和泉さん、行って見るという観光から見たお立場から、 復元は本当に必要なのか、ということについてどうお 考えですか。

和泉 ご意見はいろいろあるとは思いますが、私はや はり必要だと思っていて、ある意味、ARや VR より も復元のほうが非日常だと思います。機器というのは、 年齢にもよりますが、みなさん結構使い慣れていて、 そういう意味では日常だと思うんですよね。日常的に 使っているツールでその表現を見るというところは、 みなさんの日常に近い気がしていて、逆に現地に行っ て建物を見るほうが非日常ではないかと。観光の定義 の中では、日常生活圏を離れる、非日常を求めるとい う表現が使用されることがありますが、結構、現地で

木造の建物を見たり、遺構の復元を見たりするほうが 観光をしているという感触を得ることができるのでは ないかという気はしています。

白崎 面白い指摘ですね。今の若い子なんかはもう生 まれたときからタブレットだのスマホがあるから、そ こに再現されても、へぇという感じだというのは面白 い視点だと思います。

田中さんはいかがですか。遺跡で実物大の復元をす る必要性について。

田中 現地主義というのがあって、やっぱり現地でな いと意味がなくて、どこでも持っていくなら史跡の中 でなくてもいいという話。だから、現地主義というの はやっぱり守ってほしいと。復元の意義は、今まであ んまりやらなかったけど、その復元までの工程ですね。 それをどうやってとか材料集めから始めて、運搬から 始めて加工してどうのこうのという、各工法をやると いうような。その工程をやることによって、それぞれ の工程で違うスタッフが関与するので、だから、そう いうのは大事だと思うんですよね。そのことによって、 復元できたものをどうこうというより、途中の経過で もって参加できるという面白さというのがある。

白崎 ありがとうございます。本中さん、いかがですか。 本中 おっしゃるとおりだと思います。繰り返しにな りますが、復元・再建工作物が実体感のある存在とし て風景の中に新たに現れる意義は、すぐに消えてしま うバーチャルの世界とはまったく違うわけですね。自 分で触れてみて分かる。そして、今、田中さんがおっ しゃったように、復元・再建する過程でさまざまなこ とが分かってくるということも大きなメリットだと思 いますので、復元・再建の意義は今でも十分にあると 思います。

白崎 若狭さん、どう考えますか。

若狭 ARと VR はあくまで補完的なものにすぎない と思います。実際、学生を連れて史跡整備の現場に行 くことが多々あるんですね。昨秋に、栃木県の古代寺 院に行ったんですけども、そこはデジタルコンテンツ があって、スマホをかざすと塔が建ったりとかするん ですよ。学生は瞬時おおっと言います。しかし、回廊 のところに整備された復元建造物があって、それはリ

アルなものじゃなくて休憩棟を兼ねた回廊の一部を復 元したものですけど、そっちのほうが全然受けがいい んです。ですから、やはりデジタルは補完的なものに すぎなくて、ボリューム感ですとか素材感ですとか、 触感だとか、あるいは古墳であったら墳頂部に登って 風を感じるとか、そういうものが伴わないと感動は高 まらないと感じます。したがって、私は復元建造物と いうのは現地でこれからも整備するべきだと思ってお ります。

白崎 ありがとうございます。佐野さん、いかがで しょう。

佐野 コロナの中でオンラインがこれだけ盛んになっ たからこそ、やっぱりリアルのよさはみんな実感して いると思うんですけど、復元建物があるからこそ、そ こで語らうことに何か迫力が出てきたり、価値があっ たりすると思うし、あと、田中先生がおっしゃってい るように、よく史跡の中でこんな説明をするんですよ。 この住居は復元ですけど、この真下にこれと全く同じ 形、同じ柱の本数の建物の跡が埋めて保存してありま すと。それだけでお客さんたちの感じ方ががらっと変 わるのは実感としてありますよね。これは VR・AR ではできないことだと思います。

白崎 ありがとうございます。今回、復元をテーマに それに関係する人が集まっているので、そもそも復元 なんか要らないということにはならないんだろうなと は思っておりましたけれども、ただ、片やそういうふ うに復元が害悪をもたらすというふうな意見もなくは ないとは思っておりまして、今回、確認できたのは、



写真 5 若狭 徹氏・佐野 隆氏

遺跡という場の風景の一部として実体として存在する ということにはやっぱりひとつの意義があるんだと。 そういうこともあって、これまでも復元という行為が されてきましたし、これから先も後を絶たないのかな というふうな感じで、多分、何らかの期待を背負って 多額の投資がこれからも行われていくのかなとも思っ ております。これは復元をそもそもやっていいのかど うかという迷いも、私自身の気持ちの中にありました ので、取り上げてみました。

これからいよいよ地域住民との関わりというところ を絡めながら、復元を考えていきたいと思っておりま す。地域住民と復元プロセスを共有するということが 3つ目のテーマとして上げられておりました。若狭さ んのお話でしたか、保渡田古墳群で地域の住民の方と 一緒に埴輪を作って、町のシンボルとして古墳が再生 したというお話を伺ったり、あるいは和泉さんのお話 の中では、五斗長垣内遺跡でそういった取組、それか ら、北杜市の佐野さんからは梅之木遺跡を舞台とした 「みんなでつくる縄文のムラ」というコンセプトで、 いろんなところで竪穴住居とか復元とか修繕に関わっ ておられるというお話がありました。これはもう私に とってみればうらやましくてしょうがない。楽しそう だなと思って聞いておりました。最初にその事例を踏 まえまして、若狭さんと佐野さんにそれぞれ、実際に 地域住民と一緒に造っていく場面で発生した課題など についてお聞かせいただけるとうれしいです。当初の 目論見と外れて予期していなかったことが起きたとか、 そんな話も聞きたいなと思っております。

まずは若狭さん、お願いできますか。

若狭 円筒埴輪を6,000本、市民と作ったんですけど も、平坦な道のりではなくて、途中でいろんなトラブ ルがありました。現代の埴輪工人としてスタッフを育 て、その人たちが市民を指導しながらやっていくわけ なんですが、運営の中でカリスマ陶工のような人が生 まれてきてしまって、そういう人が、悪い意味でリー ドしていく。創作埴輪を作ってしまうですとか、そう いう問題が発生しました。大変残念ながら、一旦その グループを解体し、再生するということがありました ので、100%お任せをしてしまうとあらぬ方向に行っ

てしまう危惧は十分あるんですね。ですので、上手に 信頼関係を維持しながら、自治体側で、こう言っては 失礼ですがコントロールをするということは必要と思 いました。組織を2回ぐらい再編し、10年近くかかっ て6.000本を作ったという、そういう経緯があります。 **白崎** ありがとうございました。一方で、佐野さんの さっきのお話だと、自治体が割と手を引いてお任せみ たいなところも、それはその後ですか。やっていると きからですか。

佐野 うちのボランティアは、我々職員が日々の業務 に追われているものですから、ボランティアさんたち の作業の技術指導と安全管理は1軒目の竪穴住居を 造った業者さんに委託をして、面倒を見てもらったん ですね。なんですけど、我々が直面したこれは難しい なと思ったのは、参加者のニーズも様々なんですよ。 もう徹底的に縄文にこだわって縄文人になりたいとい うつもりで来ている人と、ほどほど体験できたら、後 は楽に作業したいという方とかいて、年配の方も多 かったりするから、じゃあ石斧で木を切る体験までで きたから、その後は、チェーンソーとのこぎりまでは だめだけど、なたぐらいはいいよとかってやると、縄 文をやりたい人たちは、そんなんじゃつまんないとか、 その辺りの参加者のニーズの捉え方と、それに対して 我々がどういうプログラムの提供の仕方ができるか。 これは常に悩むところです。

あとは、参加者さんたちも長く続けていけばいくほ ど、その方たちも生活状況とか年齢も1年ごとにどん どん変わっていくので、せっかく慣れたんだけどもう 飽きちゃって来なくなっちゃったとか、そういう移り 変わりが大きいところをどういうふうに技術やコツや なんかをうまく伝えていってもらうか。そんなところ も課題かなと感じました。

白崎 ありがとうございます。私の知っている事例と して、秋田県の秋田市で田中先生からのお話でも紹介 がありました地蔵田遺跡、もうかれこれ20年前の話だ と思いますが、あれが住民参加の整備の割と先駆けの 事例かなと思っております。その後の経過みたいなも のは、田中さん、ご紹介いただけますか。

田中 公としては全部民で賄ってくれればいいという

話で行ったんですけども、現状はそうはいかずに、 やっぱり、もう20年近くになるから、最初の人は高齢 化して、継続していないというのがありますよね。だ から、そういうボランティア組織を維持していく何か 工夫というのを考えておかないと難しいですよね。だ から、本当は民だけでやってほしいという官の意向は あったんだけども、実際にはそうじゃなくて、今は完 全に半官半民ですね。半分ずつみたいな話になってい るから。

白崎 完全にお任せということにはならないですね。 田中 ならないというか、そういう組織がつくれな かったんじゃないですかね。

白崎 官側も、我々のほうもそうかもしれないですね。 ずっと同じ遺跡にずっと携わっているわけではないで しょうから、担当者が変わっちゃうとまたちょっと温 度差が変わっちゃったりするというのは、永遠のテー マかもしれないというふうには伺っておりました。

佐野 そういう意味では NPO 法人みたいなそういう 団体がいいんでしょうね。

若狭 最近幾つかできてきています。なかでも東海地 方では文化財行政の OB の方が NPO の代表やスタッ フになって、高いクオリティーを維持しながら指定管 理者として活動しています。複数の遺跡や建造物を担 当して、整備のコンサルもやるし、運営もやるし、ボ ランティア育成もやる。自治体はそこに指定管理者と して発注するという形が生まれてきていますね。

和泉 五斗長垣内遺跡はもともと農業に関する地域共 同体みたいな組織があって、その組織が遺跡の活用の ベースになっています。だから、若狭先生がおっ しゃったような視点というのはこれから有効なんじゃ ないかなと思います。

白崎 ありがとうございます。何かちょっと明るく考 えられるかなと思いました。

私の携わっている多賀城に関しても、何とか地域住 民とつながりたいと思って、例えば整備基本計画を ちょっと前につくったんですけども、その策定段階で 住民の方と意見交換会を開いてみたりしました。先月 は、実は多賀城の政庁と南門をつなぐ道路、幅13mの 政庁南大路と言っている道路を復元整備いたしまして、 通れるようにするにあたって、普段、多賀城は割と遠 方からタクシーで来たりとか電車で来たりとかしても らっているんですけども、まずは地元の人に歩いても らいたいという私の強い希望があって、しばらく完成 しても通行止めにしておいて、地域の方々とタイミン グが合いそうなときに開通式というのをやりました。 遺跡内には大体99戸の方々が住んでおられるんですけ ど、その全戸に、こういう開通式をやるので、おみや げも作って待っています、是非来てくださいという案 内を出しました。来られたのは結局40弱ぐらいの人で、 まだまだ地域の住民の方は自分たちの遺跡だと思って いないのかなという気がしてはおるんですけれども、 他の遺跡のように住民参加でというのはとてもうらや ましいと思っております。

そこで、本中さんから課題として上げていただいた んですけども、何かうらやましいような住民参加の事 例というのは古墳であったり縄文・弥生の遺跡であっ たりとかという形で、割と歴史時代よりも前の先史の 遺跡だというふうに捉えられるかなと。佐野さんです よね、古代は中級で縄文は上級だと。そんなことない と僕は思っているんですよ。どっちかというと縄文の 生活は、私なんかキャンプが大好きなんですけど、 キャンプ生活とほぼニアリーなので、そういう意味で はすごい取っつきやすいんじゃないかなと。一方で、 うちの多賀城も平城宮もですし、あるいは古代の城柵 や官衙もそうかもしれませんが、そういった歴史時代 の建物って、なかなか復元に住民の方が混ざる機会っ てちょっと想定できない。寺院もそうだと思うんです。 けれども、幸せな先史時代の事例を見ていると、官衙 や寺院でも何かできないかなというふうに、これはも う私自身、いつも考えていることなんです。この場で 皆様に、こんなことができるんじゃないかと、こうい う場面では参加できるんじゃないか。それも、体験と かイベントとか、そういうものではなくて、いわゆる 復元に関わる、復元への関わり方として、こういうこ とができるんじゃないかというアイデアがあるとうれ しいなと思って、お聞きしてもいいですか。また和泉 さんから。

和泉 難しいですね。先生方のほうが、お詳しいとは

思いますが、これはやっぱりテクニカルには専門家で ないと難しいということですよね。ただ共通する点、 本中先生がおっしゃっていましたけれど、共通点は何 かということは、ちょっとここでも議論しても良いか なと思います。体験やイベントなどではなく、復元に 関わることということで、例えば、復元されたものを 発信するというところで、何かできないか。発信に関 しては、民間の方の方が公より上手です。復元そのも のへの関わりとは言えないのかもしれませんが、つく る側として関わるとするならば、発信については、専 門家と地域住民が同じテーブルで、何か議論できるの ではないかと思います。

若狭 三内丸山遺跡では、縄文発信の会というのが あって、印刷物の作成だとかデジタル的な発信するの をもっぱらにやるという形で、最初そういう市民団体 があったと聞いています。広告代理店みたいなそう いった人たちが関わって立ち上げた例があったと聞き ますね。

白崎 いいですね。

本中 歴史時代のものでもあるんですか、そういうのは。 **若狭** 私は歴史時代に関しては承知していませんが、 ツールとしては手段は同じですので。

白崎 わりと復元現場などなかなか発信するのもこっ ち側ですものね。それを住民の方々に委ねて、ここま でできましたとか、そういう感じですね。

和泉 復元している際にもリアルタイムでそれを撮っ て、発信していく。現在進行形で発信していくみたい なところも、地域、官民などで絡んでいったほうがス ムーズなのかなと思ったりします。

白崎 ちょっと使えるかもしれないですね。ほか、何 かありませんか。

若狭 全体に参加しなくても別にいいので、パートで 参加すればいいと思います。例えば、築垣の復元過程 において、叩き締めるのに参加するだとか、あるいは 塗料の塗り直しに参加するとか、労務を提供するのも いいですし、あるいは整備用の瓦1枚を寄附するとか、 そういう形でクラウドファンディング的に経済的な支 援をする形もあるでしょう。いろんな形で市民が参加 できる場面を提供することが必要じゃないでしょうか。 佐野 都城みたいなものを古代の人たちが造るときに、 全て専門家なんですか。普通の人たちが関わるような 作業工程はなかったんですか。

本中 復元において、ということですか?

佐野 いや、1.300年前の平城宮の建物を建てるとき に、普通の人たちが関わるような部分が、それこそ山 から木を切り出すところから始まって、何もなかった んですかね。

本中 そんなことはないと思いますが、具体的に証明

するものって、何か木簡か何かで出ているのか……。 それは私には分からないけど。誰か分かりますか? 加藤真二 東大寺大仏の建立のときに、聖武天皇がわ らしべ1本でもいいから持ってきて手伝ってほしいと いう詔を出してきたんです。こういうことはやられて いると思います。あれは宗教施設という特殊なもので すし、平城宮跡でもあったかどうか分かりませんけども。 白崎 造営役みたいな形で人を徴集して何かやらせて いますよね。それの現代版みたいな感じですね。

佐野 それこそ、こんな丸太をみんなで修羅で引っ 張っても。

白崎 わりと関われる部分は、探せば幾らでもあるの かもしれないですね。どうしても竪穴住居とかを造る 場面がうらやましかったので、かといってちょうなで 削るのも、多少ならいけるけども、出来上がったとき に、ここは俺が造ったんだみたいなのができるといい なと思って尋ねてみました。ただ、その物だけじゃな くてそういう情報であったり、そういうのは確かにい ろいろ使えるのかなと思って、ちょっと気持ち的に やってみようかなという気になりました。ありがとう ございます。

それから、続いて復元の持続性みたいなお話を、論 点の4つ目としてさせていただきたいと思います。佐 野さんからご紹介がありました「みんなでつくる縄文 ムラ」のコンセプトに、史跡整備は最小限に抑え、市 民のボランティア・有志で遺構を少しずつ復元して、 地味だけども細く長く人が集う遺跡の活用整備を目指 すというふうなことの、細く長くというのはなるほど なと、キーワードかなと思っております。そういった のはまさに遺跡の整備、復元に限らずですけども、持 続性を持たせるものかなと思っております。今、世界 規模でやっている SDGs なんかと合致する考え方か なと思っております。

佐野さんにちょっとお伺いしたいんですけども、細 く長くやっていきますという事業計画を考えたときに、 逆にせっかちな部署ってあるじゃないですか。行政内 の上のほうで、早く成果を出せとか、財政課がいつま でそんな金を使うんだとか、何かそういった圧力とか、 そういう指摘とかというのはないんでしょうか。

佐野 なかったですね。あるのは逆でして、基本構想 をつくってボランティアで造りますという案を市長に 説明したら、1軒だけじゃ格好がつかないから5軒 さっさと造れと怒られました。やっぱり観光活用を望 む地域に配慮して、多分急いで完成させろということ だったんだと思うんです。

白崎 多賀城なんかも100ha あるのですが、調査もま だ10%しか行っていませんし、なかなか全体像がつか めない。つかめないにも関わらず、全体形を示しなさ いというふうな、そういう話がたまに上のほうから 降ってきたりするんですけども、そうすると、仲間内 では50年間調査して10%しかまだ掘れていないので、 残り450年かかりますとかいうのは、冗談では言える かもしれませんけども、それを計画にのせて、あと 450年計画みたいなのってなかなか受け入れてもらえ ないかなという気がしているんです。そこで、多賀城 に一度来てもらった奈文研の加藤允彦さんに、多賀城 でに、なかなか整備が進まないんですというお話をし たら、いや、多賀城はそれでええんやと。出来上がら ないのが1つのスタイルだ。どこかで調査してどこか で整備し続ける遺跡みたいな考え方でいいんじゃない かというようなお話をもらったんですけれども、その ようなある意味完成しない整備というか、そういった ものが果たして許されるのかどうか。あるいはそうい うのを模索していいのかどうか。これはどなたに聞い ていいのか。

佐野 それこそ考古学の営みなんか、常に新しい事実 が分かったり、新しい発見があったりするじゃないで すか。そうすると、史跡の復元や整備の在り方だって 当然影響されて変わってくるでしょうし、そもそも考

古学という学問の営みを考えれば、史跡の整備、復元 に完成なんてないんじゃないかと私は思うんですけど ね。そんな固定したものってあり得ないんじゃないか と。シンプルなものは別ですよ。

白崎 いいお話です。その辺りは、今日は文化庁の、 そんな計画のつくり方をしていいのですかと聞きたい なと思っているんですけども、市原さんあたり、聞い てくださっていればコメントをいただきたいなと思う んですけど。聞いてくださっているかしら。

佐野 行政の事業としての区切りは必要ですよ。でも、 それと、もっとロングスパンで考えた史跡整備、復元 というのとは別でいいんじゃないですか。だから、1 期整備、2期整備、3期整備というのが時々、一定の 時間を置いて、また新しい発見や何かがあったときに、 また改めてというのでいいと思うんです。

白崎 そういう方向性をちゃんと計画として持ってお くという感じですかね。

本中 今の話なんかは、この場に文化庁の調査官がい ないから答えるというわけではないのですけれども、 こういうやり取りは常に必要だと思うんですね。要す るに、自治体の人たちがこうしたい、あるいは終わり のないプロセスを想定しながら、こういうことを事業 の中で試してみたいんだけども、実際に可能だろうか という問いを文化庁の調査官に持ち掛けることが重要 ではないか。事業の主旨を生かすためには、メニュー の中にどのように落とし込んでいけるのかを問いかけ ることによって、望ましい答えが出てくるんですよね。 当然、不可能なこともあるだろうとは思いますが、常 にざっくばらんに相談していくところから始まるの じゃないかと思いますけど。そのようにして国庫補助 事業のメニューも変わってきたんですよね。田中さん、 そうじゃなかったですか?

田中 あとは、都城なんかだと、暫定整備をどう考え るかだよね。それは植栽の場所でもいいし、お花畑で もいいんですけど、そういう違うのを考えないと、発 掘のペースで合わせていくと、なかなか正確な基本計 画はつくれないだろうし、だから、暫定整備を認めて、 遺構を壊さない範囲の暫定整備というのはある程度や ろうというのは考えられるんじゃないか。そうすると、 整備面積が稼げます。

前川歩 市原さんからコメントがありまして、方針と しては可能だと。事業としては10年ぐらいの計画は欲 しいです。一応、計画は欲しいよというコメントをい ただいています。

市原富士夫 そういう理念で進めていくこと自体は私 はいいと思います。こういう理念でこういう方針で、 当面、10年進みたいというのが明確になっていれば、 文化庁としては受け止めていきたいと思っています。 以上です。

白崎 どうもありがとうございます。

若狭 今、佐野さんがおっしゃったのは、既にやった 整備のつくり直しの話も入っていますよね。考古学的 な所見を加えてまた変えていくという営みですけども、 それを国庫補助対象に既にしている事例があると思う んですよね。例えば、三内丸山遺跡で聞いたのは、1 回建てた竪穴住居が腐ってしまった。それを建て直す ときに、今日も画像を出しましたけれど、市民の方に 造っていただくという事業をやっています。それは事 業報告書も出ているのですが、たしか埋蔵文化財の公 開活用の国庫補助金を使っていたと思うんですよ。そ れを用いて2か年で直しているんですね。そういう実 例がありますので、整備部門以外の補助制度をうまく 使いながらできるのだと思います。

佐野 梅之木の竪穴住居もそうですよ。埋文の活用事 業のほうの。

白崎 整備事業についても、平成復元整備が壊れてく るようなタイミングだったりするので、再整備という のも本当は1つ大きなテーマかなと思っているんです けども、壊れたから直しますというのであれば、それ は自分たちで修繕しなさいという話になるので、そも そもその遺跡の理念や計画からちゃんとレビューし直 して、果たしてその先どうあるべきかというのを計画 した上で、再整備するのか、維持していくのかみたい な、多分そういう交通整理が必要なんだろうなと。こ れは復元に限らずかもしれませんね。

ただ、整備だけじゃなくて、埋蔵でもできるという のは自治体の皆さんは頭に入れておいたらいいかなと 思いました。ありがとうございます。

佐野 よろしいですか。先ほどスライドでご紹介した 遺跡の、金生遺跡というのが整備から30年を経て、復 元建物が大分傷んできちゃったんです。まもなく実は 3つ復元した建物のうちの2棟を解体します。ただ、 その後、当面、再建するつもりはないんです。という のは、縄文時代の晩期の平地式の建物を復元するのに は、考古学的な情報が今、あまりに少なくて、これな ら一定の真正性が保てるだろうと我々自身が自信が持 てない。なので、もうちょっと10年ぐらいの計画で しっかり勉強してというつもりでいるんですね。そう いうケースもあります。あえて復元をしない。

白崎 確かに重要なことだと思います。

ちょっと皆様に質問が幾つか入っておりますので、 ここでそれに触れたいと思います。1つは、盛岡市教 育委員会の今野公顕さんから、まず若狭さんへのご意 見ということで、「興味深く拝聴いたしました。整備 の2者、既視感のあるものと未知のもの、歴史的建造 物や街並み、城跡などの前者と、それから全くの埋蔵 文化財からの復元整備の後者では、その後の維持管 理・活用の方法論が異なると思っております。地域住 民の巻き込みは両者において必須ですが、予算の掛け 方については特に異なるのではないかと感じています。 既に目に見えていたものを整備し、ブラッシュアップ すれば、地域住民も経済的にも役所的にも価値を認め やすい感じがあります」ということで、住民を巻き込 むことによって、これまでかけたものに関しても肯定 的に捉えてもらえるんだろうというご感想です。

皆様へご質問というのでいただいております。「昨 今の文化観光、観光資源化のターゲットからも外れて しまうような、地方のアクセスもよくない復元整備さ れた遺跡において、価値、地域住民の発見時の熱気と か、経済的な面も含めて、その価値の維持と創造につ いてもしお考えがあれば皆様のお考えをお聞きできれ ば幸いです」ということで、あまりにぎやかじゃない、 人も行かないような、でも、整備したところ、ちょっ と取り残されているようなところ、そこの維持と創造 に何かお考えがあれば。つまり、新しく整備しようと いうところはそういう熱があるけれども、1回やっ ちゃったところをいかに持続的に呼び戻すかと、そう

いったもののアイデア、何かありますかというふうな 質問でございます。こういうのが得意そうなのは佐野 さんですか。

佐野 2番目のでいいですか。

白崎 はい。

佐野 アクセスもよくない地方の復元整備された史跡 というのはまさしく梅之木遺跡のことかなと思って聞 いていたんです。観光資源化するにしても、地域の人 たちとのつながりを模索するにしても、どちらにして もそこでしかできない体験とか、そこでしか提供でき ない価値というのを考えるのが大事なんだろうと思う んです。それというのは、もう史跡によって千差万別 なので、こうすればいいよというのが言えないんです が、そこを悩んでいただくのがいいのかなと思います けど。

白崎 いろんなところから呼び寄せるんじゃなくて、 わりと地元の人メインみたいな感じなんですか。

佐野 例えば縄文の体験であれば、もうおのずとニッ チなターゲットが決まってくると思うんですね。体験 学習なり生涯学習なりの活動で、地域の住民の皆さん に何か働きかけるときもやっぱり同じだと思うんです ね。働きかけるときにこちらから投げるボールはやっ ぱりはっきりしていたほうがいい。そのはっきりして いるものというのは、そこでしかできない体験であっ たり、そこでしか得られない価値であったりというこ とだと思います。

白崎 ほか、いかがでしょうか。

若狭 私は今回、事例を幾つか調べてきた中で御所野 遺跡を選びましたが、まさに御所野遺跡はアクセスも 良くないし、三内丸山遺跡に隠れるような形の遺跡で すので、私は活用の秘訣を知りたいなと思って高田和 徳館長さんにお話を聞いたわけですね。さきほど報告 したように地域住民を巻き込み、実験考古学的なこと をやりながら、遺跡をめぐる里山環境をつくったりし ながら活動し、そこに体験ツールなどを織り込みなが らかなり人を集めている。大きな体験学習施設もあっ たりするんですよね。それと、私が行ったときにレン タカーを借りて行ったんですが、実はタクシーに乗る と半額、町が補助してくれるという制度があって……。 **佐野** 500円で行ける。

若狭 ええ。実に驚いたんですよね。しっかりと地域 でコンセンサスを得ているからそういう予算がつくん だと思います。こんな事例があるということをご紹介 しておきたいと思います。

白崎 ありがとうございます。今野さん、ちょっと参 考になりましたでしょうか。

それから、もう1つご質問をいただいております。 羽曳野市教育委員会の伊藤さん、皆さんへ質問という ことで、「古墳の復元については、やはり慎重な立場 が必要ではないかと考えます。市街化された中での古 墳の現在の姿や景観(樹木が繁茂している様子)も、 今生活をしている地域住民の憩いの場となっています。 それをあえて当時の姿に復元するのは少し抵抗を感じ ないわけでもありません。復元事業に際してよく言わ れることですが、復元のために行われる発掘調査は万 能ではないし、その成果も評価することが難しい場面 も多々あります。その成果をもってハード事業として の復元は本当に有効なのか。このような意見に対して どのようにお考えか、ご意見をお聞きできれば幸いで す というふうなことで、遺跡としての姿がわりと定 着しているけども、そこに当時の姿に復元するという のはわりと景観が変わってしまうということがあると 思います。多賀城でもさっきお話しした政庁南大路を 復元したんですけども、うわ、変わっちゃったねと言 われて、ちょっと心が痛くなることもあるんですけど も、そういったお話ですけれども、いかがでしょう。 どなたかご質問にお答えいただけますか。

田中 古墳なんかだと、要するに樹木が繁茂している のが多いじゃないですか。だから、それが1つの景観 になっているわけね。長年、みんなが見慣れた景観に なっているんですけど、実際は樹木が生えているとい うことは、それだけ遺構を壊したということなので、 本来から言うと望ましくないんですよね。だから、ど ういう形で整備するかはともかくとして、遺跡の保存、 遺跡景観の再現という両面で。

白崎 保存の観点からもちゃんと計画を考えないとい けないということですね。

本中 田中さんがおっしゃったとおりですね。百舌

鳥・古市古墳群を世界遺産に推薦する過程で外国の専 門家と議論になり、今は草の山になっていたり、木に 覆われていたりする墳丘を、石で葺かれていた元の姿 に戻すというのはいかがなものだろうと指摘を受けた わけですね。かなり深い議論となって、地元で積み上 げてきた復元の方向が全否定されちゃったというよう な経緯があったと思うのですね。そんな中で、ここに 書かれているように、発掘調査の成果をしっかり活か して、それでもやっぱりこれは石で葺いた元の姿に復 元することが多くの古墳群の中で1つだけでもそうい う元の姿を示しておくことに大きな意味があるのだと いうしっかりした説明、理屈が成り立つのであれば、 それはある一部でやはり反対されても長い時間をかけ て、ここはやっぱり復元をしていくべきであるという ことを、対外的にも発信をしていける余地はあるん じゃないかなと思うんですね。これは直ちに決まらな い話ですけども、いろんな負の影響、それから正の影 響をしばらく経過を見ながら、今、田中先生がおっ しゃったような樹木の影響のことも勘案しつつ、発掘 調査の成果がしっかり積み上がるのかどうか。それを 踏まえて古墳群全体の中で、どれを再生させて再現し ていくことが望ましいのかということを外国人とよく 議論し、例えばそれが5年、10年かかっても結論を導 き出していく姿勢が大切ではないかと思います。

田中 私はその否定された立場にいたものだから、今のような話で本当にできるかなと思って。

本中 現時点ではなかなか難しいのかもしれないですが、もう少し時間をかけて議論を積み上げていく方向は可能なのではないかというふうには思います。

白崎 ありがとうございました。伊藤さん、いかがでしょうか。多分、もうちょっと議論をしていきながら考えていくことになるのかなと思いますが、ご参考にしてください。

それから、南相馬市教育委員会の藤木さんから皆さんへ質問ということで、「令和2年4月に史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準が出されました。若狭先生の市民協働を継続・発展させるための象徴、それから和泉先生の遺跡と向き合う空間をコーディネートする、あるいは見方をサポートする、ある

いは観光者を鑑賞者にするためのツールとして復元建造物を位置づけるというお話がありました。こうした観点と関わり、この新しい基準における復元と復元的整備について、各パネリストの方が期待されているところや課題など、お考えをお伺いしたいと思います」ということで、復元と復元的整備について、遺跡における復元建物などに期待されるところや課題みたいなことを聞きたいというご質問でございます。いかがでしょうか。

いわゆる、厳正たる復元とはちょっとランクをずら した復元的整備というものも、今回のこの基準で位置 づけられたということでございますよね。

例えば、多賀城でも、実は今、多賀城市教育委員会 が南門の復元を、いわゆる厳正復元といいますか、復 元考察をした上で復元工事をやっているんですけども、 その北側で、実は私がやっているんですけども、県の 多賀城跡調査研究所が整備している官衙エリアの整備 では、南門のほうの厳正たる復元とは非常に対比的に、 従来の平面表示に加えて「構造復元」といって、メイ ンの建物をフレームだけ、いわゆる木材で軸部と小屋 組みと垂木までを再現して、それでもって休憩所にも なるようなものという位置づけで造っております。そ れは復元原案をちゃんと考察して、その上でフレーム だけを造って、しかも木材ですけども集成材を使うと いうふうなことで、ちょっと実験的な、冒険的な整備 をしているんですけれども、そういった形で、その場 所の特性と伝えたいことを設定すれば、この復元と復 元的整備みたいな手法の選択ができるのかな。それは 先ほど本中さんがおっしゃった古墳群の中でその古墳 の表現方法みたいなのもそういう全体の文脈の中でど ういうふうな全体像として、遺跡の整備の全体像とし てどういう手法がどこにちりばめられるかということ が計画されていればいいのかなというふうには感じな がら仕事をしております。

藤木さんがお伺いしたいことがそういうことなのか どうかちょっと自信がありませんが、いかがですか。 これに関連して何かご意見。

和泉 ちょっとわからないところもあるんですけど、旧のものよりも緩くなったということですか、簡単に

言うと。そういう理解ではないんですか。

白崎 緩くはないですよね。これに詳しい人……。

前川 復元的整備というのを設けたのは、その復元建 物をより活用しやすくするためとかいうところで、本 当の復元建物ほどの根拠とかはないんだけど、そこへ 建てて、何か活用に資するような、計画ができるよう にすることが目的だと思います。

和泉 ご質問の趣旨とは少し離れてしまうのかもしれ ませんが、私は、先程披露した五斗長垣内遺跡の事例 は、理想的だと思っています。専門家による復元、そ れから地域住民による復元、さらに外に広げていって 地域外の希望者を募っての復元、この3段階というの は、賛否があるのかもしれないですが、プロセスの共 有・つくる段階での遺跡へのコミットという点からも 期待できる、理想的なものではないかと思っています。 また、さっき少し申し上げたのですが、発信という部 分でも、今日、事例を先生方にたくさん教えていただ いて、すごく勉強になったのですが、感想としては、 意外と各地で地域住民のみなさんが復元に関わってい らっしゃるんだなと思いました。でも、私はそのこと を知らなかった訳ですよね。つまり、発信がもう少し 充実したら良いのではないかという感想を持ちました。 復元に関わった住民のみなさんがそれを発信し、そし て、そのことによって、例えば、五斗長垣内遺跡の 方々と、梅之木遺跡の方々がつながっても良いと思う んですね。「ここで私たちはこんな復元をしていま す」みたいなことをどんどん発信することができれば、 ネットワーク・つながりなどができたりして、面白く なってくるのではないかと思いました。私は復元にそ ういうことを期待しています。

白崎 ありがとうございました。ほかにも質問をいた だいておりまして、ごめんなさい、熊本県庁の福田さ んからも、地域社会との関わり、あるいは基礎自治体 との関係強化、あるいは市民との距離感をどうするか ということに関して、皆様の意見を聞きたいというふ うなお話をいただいております。これまでの議論の中 でも、地域社会の関わりとかというのはテーマにして 深めておりますので、今ここで直接回答するのは時間 の関係もあって控えさせていただきますが、そういう

ご質問もいただいておりました。

もう終わりの時間になってしまったんですけども、 私の希望といたしまして、オンラインで聞いていただ いている方の中でコメントをいただけるとうれしいな と思っている方がおられるんですけれども、1つは御 所野遺跡の事例、ここまですごい幸せな感じのうらや ましいなと思っているような遺跡の活用をされている ということで、その御所野遺跡をここまで育ててこら れた高田さんに今日のお話を踏まえて機会があったら 聞きたいんですが。

前川 高田館長は今、不在なので、菅野さんと連絡が 取れているんですけども、菅野さんにおつなぎしても よろしいですか。菅野さん、御所野遺跡について追加 でコメントをいただいてもよろしいでしょうか。

菅野 岩手県一戸町教育委員会の菅野と申します。今 日は、若狭先生をはじめ、皆さんにいろいろたくさん 紹介していただいたんですけども、先ほど書き込みも したところなんですが、御所野遺跡は本当に様々な活 動を地域の方に支えられて行っている遺跡です。今日、 お伺いして、これをさらに、今ボランティアさんとか 本当に熱心に活動してくださっているんですけれども、 世界遺産登録になったこともあり、これをさらに一回 り、二回り、より一層活動を広げていくということが 前向きな課題だなと思っておりますし、あと、今日は 復元のお話もあったんですけれども、御所野遺跡で進 めている縄文里山づくり事業とか、より一層、地域の 方や関心のある方に関わっていただくという参加型の 取組はまだまだ、そういうことをこれから進めていけ ればいいかなと思っております。ちょっとまとまらな いですが、以上です。

白崎 ありがとうございました。今まででも十分すご いのに、まだまだパワーアップするというのは、もう すごいお手本になるんじゃないかなというふうに思っ て期待しております。どうもありがとうございました。 それから、もうひと方、私がぜひお話をお伺いした いなと思っているのが、東京大学の海野さんなんです けれども、今回のご議論を聞いていただいて、コメン トをいただけるとうれしいのですが。

海野聡 ご指名いただきまして、東京大学の海野と申

します。今日は皆さんの発表を聞かせていただき、大 変勉強になりました。

私自身も復元について、建築史の立場から考えてきましたけれども、住民参加あるいは造っていく過程、特に田中先生のお話にあったように、復元という出来上がったものだけの問題ではなくて、そこに関するプロセス、さらにはそれをどう周辺環境が受容していくかという、そこまで考えていくというところが今日の議論だったかと思います。

その中でも、私は建築史ですので、復元をする過程、それがどのように建てられていったのかということを、それこそ今日の話でいいますと、インタープリテーションをしていく、通訳をしていくということが大事だということを述べてまいりました。皆さん方もそういった姿勢を持っていらっしゃって、ぜひともこの考えを共有していけば、それこそ生きた史跡整備、さらには造っただけでは、ある意味未完成ということかもしれませんけれども、それを使い続けていき、造ったときのことも伝えていくということによって、歴史の理解、史跡の持つ意義、あるいは復元建物の持つ意義というのがさらに増加するんじゃないかなと聞いていて思いました。

簡単ですけれども、私のコメントとさせていただき たいと思います。

白崎 ありがとうございました。

あと、もうひと方。文化財保存計画協会の代表で、 日本イコモス国内委員会の理事をされておられます矢 野さんにも、今日の議論を聞いてご感想をいただける とありがたいんですけども、いかがでしょうか。

矢野和之 今日のご議論を聞いて、復元整備の新たなステージとして大変面白く聞かせていただきました。というのは、私自身が平成の、先ほどの復元事業の設計という立場でかなりいろいろ関わってきたものですから、恐らくその流れが1つ次のステージに入っていくのかなということを感じております。これは遺跡の整備に限ったことではなくて、私も歴史的建造物の保存活用の仕事もやっておりますが、ある意味、大きく言えば同じような流れがあるのかなと思います。単に修理するとか保存するだけじゃなくて、それをどう活

用し、それを理解してもらうかということをちゃんと 考えないと、古いものはなくなっていくというのが1 つの流れなんですが、それを新たな価値を見出しなが ら住民参加で何とかしていくというのが、これは本当 に文化財全般に関わる問題じゃないのかなと思います。

それから、先ほどの設計をしてきたという立場で言 えば、復元の仕事というのは、こんなに疲れる仕事は ないんですね。ストレスのかかる仕事です。それは オーセンティシティーをどうやって確保していくか、 どう理論的に説明できるかということで非常に悩むし、 設計者としては倫理意識を問われることでもあります。 同時に、こんな面白い仕事はないと思っております。 要は、いずれにしても先ほどから言われているように、 この設計のプロセス、もともと考古学的なデータとか 建築的なデータがあった上で、ストーリーをつくり上 げていくんですが、このプロセスの記録を大事にして いかないと、もしひょっとして間違っていたら、どこ で間違ったということを検証できないわけですね。な るべく報告書に載せることにしておりますが、全部載 せられないこともあるので、その辺はもっと再度次の 整備のときに検証していくということも必要になるの かなと思っております。

それから、もう1つ、面白いことに1990年からこういうふるさと歴史の広場と復元が始まる。それまでは文化庁さんは復元というのは、建造物の復元はかなり否定的だったと思いますが、この1990年代にいわゆるローザンヌ憲章というやつがございますよね。考古遺跡の管理に関する国際憲章なんですが、ここで復元、ヴェニス憲章でほぼ再建、復元的再建も含めて否定しているんですが、ローザンヌ憲章で実験的研究ないしは解釈ということで、ある程度認めているということで、1990年というのは世界的にも1つの流れがあるのかなという気がしております。ですから、日本の国内でやっていることは、世界的に見ればかなりある種の同時的な問題もあるし、そうじゃない特殊な場合もあるということが言えるかと思います。

設計してきた立場として、簡単ですが、こういうコメントでよろしかったでしょうか。よろしくお願いします。

白崎 ありがとうございました。私も幾つか復元図と かを描いたりしているんですけれども、それはつくっ ている間は楽しいんですけども、できあがった瞬間、 もう怖くてしょうがなくなります。論の立て方とか、 本当に合っているのかどうか。しかもあまり復元のプ ロセスを公開する場面が今までなかったので、そう いったものはちゃんと批判を甘んじて受けるというこ ともしないといけないなということを今、思い出しま した。ありがとうございます。

もう時間になりましたので、いよいよ閉じたいと 思っておりますが、最後に皆様から一言、今日、聞い ていただいている方の心をぎゅっとつかむようなキー ワードを1人ずつお願いして、終わりにしてもいいで すか。では、和泉さんからお願いします。

和泉 今日はありがとうございました。勉強させてい ただきました。お聞きくださったみなさん、ありがと うございました。質問等からも勉強させていただきま した。

私自身、観光というまなざしからのお話なので、先 生方とは少し色合いが違ったのかもしれませんが、復 元、文化財の側から観光を考えると同時に、観光の側 からも色々と考えないといけないと思っています。学 会の会報にも書かせていただいたのですが、文化観光 を適切に展開するには、やはり、よき観光者を育成し なければならないという、そういう視点もあるのでは ないかと思っていて、観光をつくる側も普及・啓発と いうか、観光をつくっている現場を見せるような、そ ういう機会をこどもたちにも提供できないかなという ようなことを少し思ったりしています。観光の側から も文化財、文化観光に対してできることがある、しっ かり考え、議論しなければならないことがあると思い ます。あらためて、そういうことを考えさせられる一 日でありました。どうもありがとうございました。

白崎 ありがとうございます。では、田中さん、一言 お願いできますか。

田中 整備では、企画・施工・管理運営、各段階での メニューの工夫はまだまだ必要で、文化財の風景・整 備の持続性・コミュニティの役割分担・方向性などを 充分に検討する必要があります。

白崎 ありがとうございます。では、本中さん。

本中 今日はありがとうございました。私もとても勉 強になりました。私が常々感じているのは、「復元・ 再建」もそうだし、「復元的整備」というふうに文化 庁のほうで整理をされているものも含めて、史跡とそ の周辺も含めた新しい風景の創造、史跡そのものの今 ある風景はよくないかもしれない。そのよくないかも しれないというのはみんなに受け入れられる風景であ るかどうかということなんですけど、風景を改善して いくための1つの手法として史跡の整備があるのであ ろうし、さらにそのうちの1つが工作物の復元・再建 という手法なのだろうと私は捉えています。風景の再 生の一手法であるというふうに捉えるならば、それは 全体がバランスよく整っていないといけない。今日の 皆さん方のパワーポイントの画面を見せていただくと、 全て全体としてまとまりのある、バランスのある風景 としてまとまっているからこそ、多くの人々に受け容 れられるものに仕上がっているのではないかと。風景 というのは可変的ですよね。常に変化しますから、10 年、20年、そして50年というサイクルの中でどのよう に変わっていくのか、あるいは変えていくべきなのか、 創造していくべきなのかということを、行政、専門家 だけではなく、広く住民も含めた関係者の間で議論を して、共通の理解を築いていくことが重要なのではな いか。それが史跡整備のプランニングであって、その 中に復元・再建が風景の再現・再生・創造の1つのメ ニューとしてあるのだというふうに考えています。

白崎 ありがとうございます。では、若狭さん、お願 いいたします。

若狭 私はかつて人口3万人ぐらいの小さな町の文化 財専門職員だったんですね。それで、日々、行政から も開発業界からもプレッシャーを受けて、何でこんな ものを残さなきゃならないんだとか、おまえなんか飛 ばしてやるとか、しょっちゅう言われていました。そ ういう中、この「ふるさと歴史の広場」事業の国庫補 助制度が始まって、復元建造物の整備が可能となり、 私のところの保渡田古墳群の整備が仕上がったときに、 かつて反対した人たちが、「やっぱり遺跡って残さな きゃいけなかったんだよな」というふうに言ってくれ

ました。この制度で復元が可能となったことで、文化 財保護行政が助かった自治体はたくさんある。特に小 さな市町なんかは特にそうですね。私はこの復元事業 が始まったことによって、日本の文化財が広く市民権 を得た部分が大いにあると思っております。復元建造 物はそれだけの力を持っていると確信をしております。 白崎 ありがとうございました。佐野さん、お願いし ます。

佐野 史跡の整備とか復元とかいろいろ悩ましくて難 しいとは思うんですけど、文化財の担当者の皆さん、 1人で悩まないで市民の皆さんとよく対話をして、い ろいろ知恵をいただければ、知恵と力をいただけると 思うので、1人で悩む必要はないのかなと思いますけど。 **白崎** ありがとうございました。今回、お話しいただ いた田中さん、若狭さん、和泉さん、佐野さん、それ からコメンテーターの本中さん、みなさんから非常に 示唆に富んだお話をいただいたのではないかなと思っ ております。テーマは復元でしたけども、やっぱり復 元というのは史跡整備の中の1メニューであって、今 日の議論は復元だけじゃなくて遺跡をどう保存して活 用していくかということを考える上でも非常に重要な お話だったのかなと。それらはこれからのプランニン グの仕方としてプロセスというキーワードが浮かび上 がってきたと思うんですけども、プロセスプランニン グと言っていいんでしょうか。復元後の在り方、それ から整備過程、復元過程、活用過程、そういったもの を意識して新たに計画をしていく。そんな方法も1つ 模索していく必要があるかなということを今日は感じ ました。うまくまとまっているかどうかちょっと自信 はありませんが、これをもってパネルディスカッショ ンを閉じたいと思います。

拙いコーディネートで大変失礼いたしました。どう もありがとうございました。

特集―復元という遺産 附 論

遺跡のプロセス・プランニング

PROCESS PLANNING AND CULTURAL HERITAGE

前川 歩 (畿央大学) MAEKAWA AYUMI (KIO UNIVERSITY)

> 磯崎 新/ISOZAKI ARATA クローズド・プランニング /CLOSED PLANNING オープン・プランニング /OPEN PLANNING 復元/RESTORATION 御所野モデル/GOSHONO MODEL

プロセス・プランニングの有効性

建築家の磯崎新は1963年に「プロセス・プランニン グ論」1)という論考を発表する。これは、磯崎の初期 代表作である大分県立図書館(現、大分市アートプラ ザ)を設計する過程で組み立てられた方法論である。

「かりに建築が完璧に完成されたものであったなら ば、その完璧性こそが終末である。その建築はもはや うごかされることがないからだ。成長も崩壊も停止す るのである。

どのような実体的な建築でも、私たちは完璧に停止 しているものを知らない。その建築が内包する活動は 徐々に変化するし、物理的にも風化し、汚れ、偶然に あるいは故意に破壊され、修理され、改変されたりす る。それゆえに完璧に停止したような状況というのは、 想像上にしか存在せず、実体的な存在は常に変貌の過 程にあるといえる。それにもかかわらず、歴史的に建 築の設計は一定の時点での完成を意図してきた。完成 のあとは維持というはなはだあいまいな概念によって 放棄されることになる。とすれば、建築には現実の問 題として終末などないともいえる。事実、終末論は実 体のなかにはなく、方法的仮定のなかにあり、イメー ジそのもののなかにあるのだ。 $]^{2)}$

磯崎は、計画という概念そのものに内在する根源的 な問題をつく。計画は「一定の時点での完成」を目指

すものであるが、つくられたモノ (建築) はその時点 から存在を開始するため、計画の外ともいえる時間的 な変化に否応無しに巻き込まれる。よって、ある完成、 完璧性を求めれば求めるほど、「その完璧性こそが終 末」となってしまうのである。磯崎は、これまで歴史 的にみられた計画概念を段階に分け、伝統的な計画概 念が依拠する段階、すなわち計画とその形態が一対一 で対応する段階を「クローズド・プランニング」とし、 モダニズム以降にミース・ファン・デル・ローエらが 提唱した均質空間、すなわち用途の変更、量的な拡張 が当初から想定された計画の段階を「オープン・プラ ンニング」と位置づける。これに続く、3つ目の段階 として提示した計画手法が「プロセス・プランニン グ」である。

プロセス・プランニングによりつくられた建築につ いて、磯崎は次のように説明する。

「時間的な推移の各断面が、つねにその次の段階に 移行するプロセスであると考える方法である。それぞ れの瞬間が未来の終末と常に対置される。現在の存在 と終末を同時にとらえる、ということは逆にその状況 下では、常に移行していく動的なオリエンテーション の決定にすべてが集約される。いわば成長あるいは滅 亡の過程そのものが建築の全体性のイメージになるも のだ。 $|^{3}$

磯崎の計画のイメージは、時間的経過における決定

や判断の繋がりとして、建築の全体性が獲得されると いったものである。これは、時間的経過の中で生じる 変化にフレキシブルに対応して、その姿を変えていく オープン・プランニングの計画手法に似ているようで あるが、根本的に異なる。オープン・プランニングで は、変化に対して計画者の判断なしに自在に形を変え るだけで、方向性への判断放棄に近い状態となる。そ れに対して、プロセス・プランニングは常に判断が求 められる。その時々の個別の判断の集積として建築が 成立する。よって、その時々に現れる建築は一つの断 面のようなものである。実際に、1966年に開館した大 分県立図書館の姿は、設備と構造を担ったコンクリー トのチューブが突如切り落とされたような形態から始 まった(図1)。

60年ほど前に示された手法であるにもかかわらず、 プロセス・プランニングはいまだ参照すべき事項が多 い。さらに、建築に限らず、様々なデザイン行為、計 画行為全般へも示唆を与える。それは、遺跡の整備に おいても同様であるばかりか、後述するように、遺跡 の整備は扱う時間軸が極めて長いため、プロセス・プ ランニングの概念は非常に有効であると考えられる。 以下、プロセス・プランニングの視点から遺跡の整備 について考えてみたい。

2 遺跡表現の困難さ

遺跡の近代的な整備は大正期より始められるが、本 格化するのは戦後以降である。そこでは、地下に埋も れ、見えにくく、その価値を認識することが極めて難 しい遺跡を顕在化するための整備に、まずは主眼が置 かれたといえる。その表現手法は様々である。戦後に おいて遺跡の整備手法の検討を主導した平城宮跡の整 備では、効果的な表現手法が模索され、実践された⁴⁾。 ここでは、多用な表現パターンを確認することができ る。一例をあげれば、高低差などを復元した地形復元、 出土した植物遺体・花粉分析をもとにした植生復元、 往時の状況を舗装材や植栽など平面だけで示した遺構 平面表示、基壇に見立てた高まりのみを構築した遺構 立体表示、建物の基壇部や壁の一部まで部分的に復元



図1 大分県立図書館 竣工時外観

した部分復元、建物全体を仕上げまで復元した全体復 元等々、その形態は様々である。

いずれの表現においても最大の問題は、往時の状態 を完全に把握することができないことに集約される。 そのため、遺跡の整備では、計画時においてその全体 性を確保することが極めて難しく、平面表示や立体表 示など、あくまで部分に留まるような整備が多く採用 されることになる。

しかし、全体復元においては、不明部分も含めて、 ある完成を遂げる必要があり、最も困難さを伴う整備 手法といえる。よって、全体復元においては、復元根 拠の確保や復元する技術の選択、復元時期の決定など 様々な課題が表出し、これまで継続して議論がおこな われてきた。

さらに遺跡に関わる課題として、時間の問題を避け ることができない。遺跡が文化財保護法により史跡に 指定されれば、その場所は半永久的に国により保存さ れることが保証される。この気の遠くなるような時間 軸の中で、その遺跡の整備を検討しなくてはならない のである。全体復元にだけ目を向けても、一度復元さ

れた建造物をそのままの姿で保存していく必要があるのか、さらに調査や研究が進む中で、新たな知見を得た場合はどうするのか、とりまく地域社会の変容などにどう対応するのか等、復元された後に検討すべきことは少なくない。まちがいなく、大半の復元建造物が、復元されたその姿を変えるべき局面に幾度も遭遇するだろう。すなわち、先にみたプロセス・プランニング的な計画の進め方が、遺跡の表現にこそ求められるともいえる。これはどのようにしたら可能なのか。そのヒントとなる整備スキームは現在いくつかの遺跡においてみることができる50。その一つが御所野遺跡である。以下、詳しく御所野遺跡での整備の特徴についてみてみたい60。

3 御所野モデル

(1) 御所野遺跡整備活用の特異点

御所野遺跡は岩手県一戸町に所在する縄文時代の集落遺跡である。平成5年(1993)に史跡に指定された後、平成10年より本格的に整備が開始され、平成14年にオープンする。令和3年(2021)には「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産の一つとして世界遺産に登録された。

御所野遺跡では、縄文時代の集落景観の復元が企図 され整備がおこなわれてきた(図2)。御所野遺跡に おいて実践されている整備活用の特異点について、大 きく以下の3点にまとめることができる。

- A 整備前の実験的整備による整備内容の検証
- B 整備後の継続的な検証・改良作業の実践
- C 遺跡と地域の新たな関係性の構築 順にこれら特異点について確認してみよう。

A 本整備実施前の実験的整備による整備内容の検証

御所野遺跡では12棟の建物が復元されているが、これらの本格的な復元の前に、実験的に復元や仕上げ工事をおこない、その妥当性の検証をおこなっている。 平成9年度の焼失住居の復元実験および、平成11年度のタタキ土間の実験的施工等がそれにあたる。

焼失住居の復元実験では、事前に検討した復元設計 図をもとに施工がおこなわれ、その後2年間内部環境



図2 御所野遺跡

の調査など経過観察が実施され復元住居の問題点が整理された。施工過程およびその後の経過観察において、「葺土に適した土質およびその葺き方」、「室内湿度状況」、「換気上の問題」、「適切な屋根傾斜勾配」、「掘り込み深さと必要土量の関係」等に関する情報を得、復元案がリファインされ、その後の本整備がおこなわれている。

タタキ土間の実験的施工は、小型竪穴住居において 実施された。縄文時代の竪穴住居では、地下からの湿 気の上昇を防ぐため床を叩きしめている例が一般的で あり、その再現のために伝統工法によりタタキ土間を 構築する必要があった。復元住居全棟に施工する前に、 問題の有無を確認するために実験的に施工され、施工 後1年間の経過観察の後、問題がないことが確認され 他住居への施工がおこなわれている。

一般的に整備事業において、机上の計画と現場での整備工事は線形に結ばれ、計画→工事という一義的な関係しかもち得ないことが大半である。これは先に確認した磯崎のいう、クローズド・プランニングの段階である。しかし、御所野遺跡においては計画と工事の間に「実験」というフェーズが挿入され、現場での実際的な問題を計画にフィードバックする機構が構築されているといえる。そして、その実験で得た知見は、現在的な整備上の課題と当初の住居形態に起因する学術的な課題の双方、もしくはそれらが組合わさったものとなり、整備上、学術上ともに意義のある知見を得ることに成功しているといえる。

B 本整備実施後の継続的な検証・改良作業の実践

御所野遺跡においては、整備前以上に整備後の検証に自覚的であることが確認される。具体的には、「a.整備された復元住居等を用いた実験」、「b.実験結果をもとにした修理・修復」にその検証は大別できる。aにおいては、平成16年度の内部環境調査、平成17、18年度の焚き火実験、平成18年度の燃焼実験が、bにおいては、主に平成21年度以降に実施されている復元住居の修理事業があげられる。

こうした実践は、先にAで確認した整備前の志向の延長にあるが、計画に基づいて完成した復元住居を公開のためのものとしてのみ捉えるのではなく、実験・検証のためのフィールドともみなし、そうした実験・検証を通じて、新たな学術的知見の蓄積と修理・修復へのフィードバックをおこなっている。完成した史跡空間をまさに使いこなしているといえ、広義の活用の実践と捉えることもできよう。

オープン前であるが、本整備に並行して、その整備の一部を実験・検証に用いていることも確認できる。 平成11年度、12年度の縄文道具を用いた伐採実験、縄 文道具を用いた復元実験および使用部材量の調査がそれにあたる。また、平成11年度には平成9年度に実験 的に復元した住居の火災実験がおこなわれ、学術的な 知見を得るとともに、焼失した住居跡はそのまま屋外 展示のひとつとして活用され、露出展示をおこなって いる。学術的な実験・検証の過程さえも展示のひとつ とするアイデアは評価できるだろう。

さて、先述したように、一般的な整備事業においては、本整備を完了すること、すなわち計画で描いた姿を滞りなく完成させることに注力され、その完成をもって整備が終わるという認識がもたれることが多い。しかし、史跡空間は文化財保護法により半永久的に保存されることが約束された場所であり、整備の完成はその史跡にとって終わりではなく始まりに過ぎない。よって、復元後にそれらをどう持続させていくかかが課題となる。こうした課題に対して御所野遺跡は、復元した建造物を実験のフィールドともみなし、復元した当初の姿に拘らずその変化も許容し、常に最新の学術的知見により復元のリファインをおこなっている。

こうした復元後の継続的な実験や検証を重視する点は、 御所野遺跡における最大の特異点といえるだろう。

また、整備報告書の刊行についてもその意識は一貫 している。通常、整備事業に関する報告書は、計画に 主眼が置かれるため、整備前に刊行されるものが殆ど である。しかし、整備後の継続的な検証に重きが置か れる御所野遺跡においては、整備後に継続的に方向く 書が刊行されていることがわかる。

C 遺跡と地域の新たな関係性の構築

A, Bが主に整備の側面での特異点であるのに対し、Cは活用の側面での特異点である。御所野遺跡が整備後の継続的な検証に自覚的であることは先述したとおりであるが、こうした活動に地域住民を巻き込んでいくことも意図されていることが確認できる。こうした側面を端的に示すのは、平成20年度から本格的に開始された縄文里山づくりである。縄文里山づくりでは、学術的な検証から縄文時代の里山景観を復元することを大きな目的としてもつ一方、その里山を資源としてみなし活用していくことにも主眼が置かれている。具体的には、木を竪穴住居の建材や建築のための道具もしくは薪に、蔓を編み物に、草類やキノコ、果実を食料や酒に利用する等の取り組みが計画されている。

こうした活動を博物館担当者、研究者だけでなく、 地域住民を巻き込んで継続的に実施することで、結果 として縄文里山が徐々に形成されていくことが意図さ れている。これは、「縄文里山は縄文時代に生きた 人々の日常的な活動の結果として生まれてきたもので ある。」という認識に依拠した整備活用の考え方であ り、里山の形成過程そのものも概念的に復元している ともいえる。「整備されたもの」(ハード)を「活用す る」(ソフト)という従来の整備活用概念からは離れ、 使いながらつくるという新たな整備手法が提示されて いる。

遺跡はその地域のかつての営みの痕跡であり、歴史的な価値を有する一方、それが整備された史跡空間として現在の社会に現れた時、その地域にとっては新しい空間として捉えられざるを得ない。端的にいえば、遺跡は地域にとって古くて新しいものである。これは埋蔵し、その後の地域と断絶した遺跡において不可避

の問題である。よって、どれだけ歴史的価値を有していても、現在の地域社会にその史跡空間を繋いでいく 視点が必要となる。この点において、地域住民を巻き 込み、ともに史跡空間をつくりあげていく側面は大き な意義を認めることができるだろう。住民による主体 的な史跡空間への関わりにより、自分たちの生活と関 係が希薄であった史跡が、自分たち地域のものという 認識に変化していくことが期待でき、結果的には史跡 空間の持続に繋がっていくだろう。

(2) 御所野モデルの構築

以上、御所野遺跡の整備活用における特異点を確認した。こうした特異点が御所野遺跡だけでなく、他遺跡の整備活用においても展開が可能な普遍的な側面をもつことも合わせて確認してきた。こうした側面の整理として、一般的な整備プロセス(以下、一般モデルとする)と比較しながら、御所野における整備プロセス(以下、御所野モデルとする)を概念的に提示する。

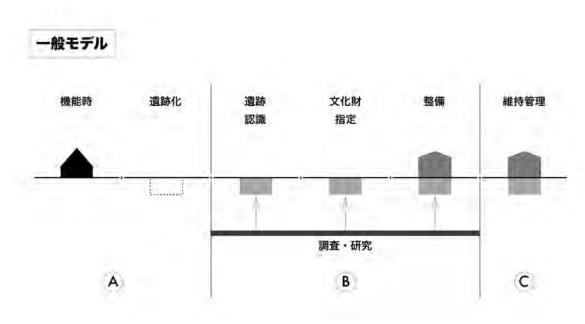


図3 一般的な遺跡の整備プロセス【一般モデル】

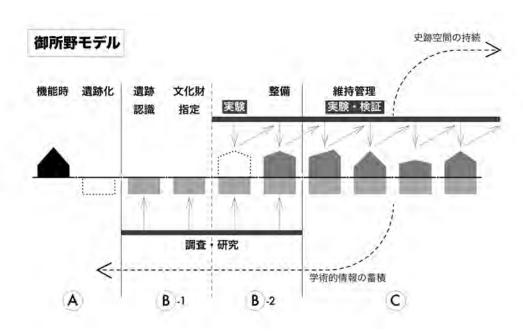


図4 御所野遺跡の整備プロセス【御所野モデル】

まず、一般モデルについて簡単に確認したい。フェーズとしては大きく3時期に分かれ、A 機能時およびそれが廃絶し遺跡化していく時期、B 遺跡が認識され、文化財指定がおこなわれ、整備が実施される時期、C 整備が完了し、活用および維持管理がおこなわれる時期、となる(図3)。調査・研究はB期に中心的におこなわれ、文化財としての価値付および整備内容の根拠となる。

これに対して、御所野モデルは以下のようにリファインされる。大枠の3区分は変わらないが、B期において整備の前に実験フェーズが挿入される(B-2期)。実験によって得られた知見が整備計画にフィードバックされ、整備に反映される。またC期においても実験・検証が継続的に実施され、維持管理および追加の整備計画にフィードバックされる。ここでの実験・検証からは整備や維持管理に関わる史跡空間の持続に寄与する知見とともに、往時の姿を検証するための学術的知見の双方を得ることができる(図4)。

こうしたプロセスを採用することによって、一般モデルにおいて課題となる、社会的・学術的コンテクストの時間的変化への対応、現在・未来の地域社会との繋がりに対しての解決を試み、史跡空間の持続に大きく寄与しているといえよう。これは、磯崎が提唱したプロセス・プランニングの計画手法と非常に類似したスキームであることがわかる。

おわりに

以上、プロセス・プランニングをキーワードにしながら、遺跡整備の課題を整理し、その課題に対して御所野遺跡での整備事例から解決の糸口を確認した。御所野遺跡での取り組みは、先史時代の遺跡であるために可能な側面もあるだろう。そのまま歴史時代の遺跡に適用は難しいかもしれないが、その手法の展開は広く検討されるべきである。

遺跡空間を社会において、どのように「生きた空間」として持続させるのか、この点が今後ますます問われることになるだろう。すなわち、史跡空間は時々の学術的、社会的コンテクストの変化に応じて、その

姿を変え成長していくべきものとして考える必要がある。こうした認識に立つならば、整備計画に基づいてつくられたものは完成された絶対的なものではなく、可変性をもったもの、換言すれば仮設的なものとしても捉える必要があり、その仮説の連続の中で史跡空間は持続していくのであろう。計画手法もそれを支える制度も、再考のときがきているように思う。

【註】

- 1) 磯崎新「プロセス・プランニング論」『建築文化』1963年3月号 (彰国社、1963)
- 2) 前掲注1)
- 3) 前掲注1)
- 4) 平城宮跡における整備内容については、以下に詳しい。『平城宮跡 整備報告書』(奈良文化財研究所、2016)
- 5) こうした新しい整備手法が試みられている遺跡としては、御所野遺跡の他、本特集で佐野により報告されている梅之木遺跡等をあげることできる。
- 6) 御所野遺跡における整備および整備後の活動については、『御所野 遺跡環境整備事業報告書Ⅲ―総括報告書―』(一戸町教育委員会、 2017) に詳しい。また、本特集の若狭による論考においても御所野 遺跡の取り組みが報告されており、参照されたい。

なお本稿は、筆者が『御所野遺跡環境整備事業報告書Ⅲ―総括報告 書―』において執筆した「評価」の内容をもとに、再構成したもの である。

【図版出典】

図1 日本建築学会編『近代建築史図集 新訂版』(彰国社、1976)

図2 筆者撮影

図3,4 筆者作成

日本における文化財「活用」概念の成立

THE FORMATION PROCESS OF THE CONCEPT OF THE "USE OF CULTURAL PROPERTY" IN JAPAN

> 伊藤 文彦(鈴鹿大学/三重県) ITO FUMIHIKO (SUZUKA UNIVERSITY / MIE PREFECTURE) 筬島 大悟 (文化学園大学) OSAJIMA DAIGO (BUNKA GAKUEN UNIVERSITY)

> > 文化財活用 /USE OF CULTURAL PROPERTIES 文化財保護法 /THE LAW FOR THE PROTECTION OF CULTURAL PROPERTIES 活用の4要素/FOUR ELEMENTS OF THE USE OF CULTURAL PROPERTIES

1. 研究の背景と目的

近年、文化財活用に関する施策の展開や議論が盛ん である。文化庁は、平成27年3月には『文化財の効果 的な発信・活用方策に関する調査研究事業報告書』を 刊行し1)、平成27年度からは日本遺産事業を開始2)、 平成28年には「文化財活用・理解促進戦略プログラム 2020」を公表して文化財を「観光資源」と定義し、 「文化財をコストセンターからプロフィットセンター へ転換させる」とした³⁾。平成30年には地方創生や 地域経済活性化への貢献を念頭に文化財保護法を改 正し4)、さらに令和2年には、文化観光拠点施設を中 核とした地域における文化観光の推進に関する法律を 施行した⁵⁾。このように、近年文化庁は文化財を観光 資源とみなした「活用」を推進しており、それに伴う 経済的な効果を期待していると見られる。

これに呼応して、文化財の「活用」をめぐる議論も 盛んである。まず、文化財の活用とは文化財の価値を 損なわない限りにおいて文化財の価値ないし効用を享 受することとするもの60など、保存と活用のバラン スを主張するものは早くからみられ、実際の活用方法 を紹介する記事は多く見られる。これらは、活用の 「方法」に注目した論考と見ることができる。

また、活用には地域振興にかかる多様な効果が期待 されるとするもの7) や、個性的な地域づくりの基礎

となると指摘するもの8)、文化財を観光ビジネスの商 材と主張するもの9)、史跡等について観光資源化を図 る研究^{10)、11)}、地域振興や観光振興を含め、今後「活 用」は多方面に展開するべきと主張するもの¹²⁾もみ られる。これらの論考はいずれも活用の「効果」に注 目した論考と見ることができる。

一方で、宗教的遺産は観光商品化によって宗教的価 値から変容することを指摘する論考¹³⁾ や、無形民俗 文化財について地域住民と観光客との間での認識する 価値の乖離があるとする研究14) などがみられる。こ れらは、文化財の価値付けとは異なる価値を文化財に 対して見出していることを指摘しており、いわば「価 値」に注目した論考と見ることができる。

さらに、遺産観光では文化遺産が本来有していた役 割を今日においても体験できるような内容にすること で文化遺産の価値は観光者に認識されるとする研究15) や、文化財の価値を「文化遺産が本来有していた役割 や意味」とし、観光者が体験・体現することで良好な 観光コンテンツとなるのみならず、文化遺産の構成要 素が相互にいかなる関係性をもつのか明示できること を示唆する研究がある^{16) 17)}。これらは、「価値」と「方 法」、「効果」を複合的に捉えた研究といえる。

こうした先行研究からは、文化財の「活用」とは、 (法的保護下にある) 文化財という対象を、文化財に 見出された何らかの価値(この場合は必ずしも文化財 の価値付けに沿った価値認識とは限らない)に基づき、 何らかの方法によって、保存以外の何らかの効果を得 るものであると整理することができる。すなわち、

〔対象文化財(価値) ×方法 → 効果〕

という一連の流れを「活用」として整理することがで きよう。つまり、文化財の活用について論じる場合に は、これら活用の4要素(対象、価値、方法、効果) に注目して整理を行う必要があると思われる。

また、これまでの研究では、文化財保護法の成立段 階において「活用」がいかなる事柄を想定していたの かについて、ほとんど議論がされてこなかった。管見 では、わずかに松田陽¹⁸⁾ や文化庁¹⁹⁾ が「公開」が想 定されていたと指摘するにとどまっている。今、あら ためて戦前から文化財保護法の成立段階にかけて、文 化財の「活用」がいかなるものとして捉えられていた のか、文化財保護法が成立した後の状況も見据えつつ 論じることは、今後、文化財活用の議論を学術的に進 めていくにあたって、意義あることと考えられる。本 稿は、以上の認識に基づき、文化財の「活用」の概念 がいかに成立したかについて、主に帝国議会および国 会での議論からその経過を明らかにすることを目的と する。

研究方法は、まず、帝国議会・国会の議事録検索シ ステムから、古社寺保存法、史蹟名勝天然紀念物保存 法、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律、 文化財保護法の制定にかかる議論を抽出した。また、 文化財保護法制定にいたる第二次世界大戦後の議論を 把握するため、昭和20年8月15日から昭和24年3月31 日までの期間における、国宝・重要美術品・史蹟・名 勝・天然紀念物に関する議論を抽出した。そのうえで、 法律の立案者、制度の運用者の意図を把握するため、 建議案や法律の提案者、法律修正案の提案者、大臣・ 政府委員の発言を抽出し、それらの中から「活用」に 関係すると見られる発言を整理した。最後に、各段階 での代表的な発言を選び、詳細に検討した。

なお、本稿では、古社寺保存法、史蹟名勝天然紀念 物保存法、国宝保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル 法律、文化財保護法により保護の対象となった物件を 「文化財」と表記し、それら対象に対して何らかの価 値を見出し、何らかの方法によって保存以外の効果を 得ようとする一連の流れを「活用」と表記する。その ため、「文化財」「活用」という語が論述の都合上、文 化財保護法以前の記述においても使用する場合がある ことを予め了解されたい。

2. 文化財の「活用」にかかる議会議論

(1) 古社寺保存法にかかる議論

日本において帝国議会開設後にはじめて制定された 文化財保護にかかる法律が古社寺保存法である。法律 の制定にあたっては、まず明治28年3月に古社寺保存 ニ関スル建議案が衆議院で可決され、その後、明治30 年1月、政府提案により法案が貴族院へ提出された。 貴族院での議論によって大幅に修正が加えられ可決後 衆議院へ送付、法律は成立した。古社寺保存法を巡る 議論においては、全部で5件の発言が認められた。

まず、明治28年3月の衆議院における古社寺保存ニ 関スル建議案の審議において、特別委員会委員長代理 として登壇した土居光華は次のように発言する。

……丁度此美術工芸等ヲ以テ此日本ノ貿易品ヲ外国 へ売出スコトヲ盛ニセウノト云フノニ、此古社寺ノ 保存ノ必要ナノハ、丁度書家画家ニ粉本古法帖ノ必 要ナルトーモ違ハヌノデゴザイマス……外国人ガ此 日本ノ古社寺、即チ此日本ノ古社寺二遺ッテ居ル所 ノ美術ヲ見ニ来ルタメニ、年々日本へ入来ル所ノ外 国人ガ、二千人ハ確カアルト云フコトデゴザイマス ……日本へ純益ノ落チルモノダケニシマシテモ、先 ヅ四十万円位ハ日本ノ古社寺ノタメニ残ラウカト云 フ斯ウ云フノデゴザイマス…… (表1-1)

土居は、古社寺の保有する美術工芸品に対して新た な美術品創作のための手本となり、それが貿易振興に つながること、またこれら美術工芸品を公開すること で外国人客を誘致でき、それを資金とすれば古社寺保 存へつながることを述べている。つまり、建議案を審 議した特別委員会は、文化財の模倣による芸術振興と それに基づく貿易振興、公開による観光振興とその効 果による保存促進を意図していたものと考えられる。

〔工芸品(見本) × 模倣 → 芸術振興 → 貿易振興〕

表 1 帝国議会・国会における文化財活用に関する法律制定者・運用者の発言

1 MOS. 3.4 第8回帝国議会 央議院 本会議 上記光華 スル建築家の持ち、スル建築家 男性 スル推議家 日本 会社 の 会社	促進 振興、学術振興
3 ISO,3.9 第10回帝国議会 貴族院 本会議 平山成信 参刊委員 (治案 经汇票得出) 計場の3.9 第10回帝国議会 貴族院 本会議 平山成信 参打委員 (治案 经汇票得出) 計場の4.3 日本中保存法案 特別委員 (法案 经汇票得出) 財物委員 (法案 经汇票得出) 財物委員 (法案 经汇票得出) 財物委員 (法案 经汇票得出) 日本中保存法案 特別委員 (法案 经汇票得出) 日本中保存法案 特別委員 (法案 经汇票得出) 日本中保存法案 经股上限保办公用して保存する 日本中保存法案 经股上限保办公用して保存する 日本中保存法案 经股上限保办公用して保存する 日本中保存法案 经股上限保办公用して保存する 日本中保存法案 经股上限保办公用して保存する 日本中保存法案 经股上限保办公用して保存する 日本中保存法案 经股上限保办公司 (工程中的基本 经股上股份公司 (工程中的基本 经股上股份公司 (工程中的基本 经股上股份公司 (工程中的基本 经股票 (工程中的基本 经股上股份公司 (工程中的基本 经股上股份公司 (工程中的基本 经股上股份公司 (工程中的工作 工程中的工作 (工程中的工作 工程中的工作 工程中的工作 工程中的工作 (工程中的工作 工程中的工作 (工程中的工作 工程中的工作 (工程中的工作 (工程中的工作 工程中的工作 (工程中的工作 (工程的工作 (工程中的工作 (工程的工作 (工	· 接 接
4 M50.3.9 第10回帝国議会 貴族院 本会議 富井政章 特別協会 (北雲 修正業報告者) おける場合は出版しない 特別の (北京 修正業報告者) おける場合 (北京 修正業報告者) かける場合 (北京 修正業報告者) かける場合 (北京 修正業報告者) かける場合 (北京 修正業報告者) かける場合 (北京 作品することによる経色の効果	
10 S4、2.14 第56回帝国議会 衆議院 日宝保存法案委 日宝保存法案 日宝保存法案 日宝保存法案 日宝保存法案 日宝保存法案委 日宝保存法案专 日宝保存法案 日宝保存法案专 日宝保存法案 日宝保存法案专 日宝保存法案 日宝保存法 日记录记 日记 日宝保存	
10	JA
6 M44.3.15 第27回帝国副会 貴族院 本会議 三宅秀 接蓋案提出者 物保存に関する 設置史上関係のある所を徴加することは入心に懸態 投資及天然配念 物保存に関する 投資及天然配念 物保存に関する 投資及天然配念 物保存に関する 提達案 投資及天然配念 物保存に関する 提達案 投資を得加することは入心に懸態 提換業提出者 地域業 提換上 受訴 投資を得加することは入心に懸態 提換工作 投資を得加することは入心に懸態 提換工作 投資を得加することは入心に懸態 提換工作 投資を得加することは入心に懸態 提換業 上級上関係のある物は記念、建業 上級上関係のある物は記念、 建立 投資を勝て外記 提換 大総名 投資を得加する。 投資を得加することは入心に懸態 提換工作 投資を得加することを持入に影響 提換工作 投資を持入である。 提換工作 投資を得加する。 投資を得加する。 とは入心に懸態 提換工作 大部 大総名 大総名 大総名 大部 大部 大総名 大部 大部 大部 大部 大部 大部 大部 大	
7 集4.3.18 第27回帝国議会 衆議院 本会議 官古書三郎 建業業担当者 接職業 歴史上、学術上、風歌上関係のある物は記念、建業 歴史を観象 歴史上、学術上、風歌上関係のある物は記念、建業 歴史を観象 歴史上、学術上、風歌上関係のある物は記念、建業 歴史を観象 歴史を観象 歴史上、学術上、風歌上関係のある物は記念、建業 歴報 歴史 のありまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	を与える
8 T8.3.10 第41回帝国議会 貴族院 本会議 水野錬太郎 法条提出者 次例保存法案 公物保存法案 上牌を涵養することが中心、観覧させて観覧を 10 S4.2.14 第56回帝国議会 衆議院 本会職 勝由主計 区部大臣 定格大臣 定格大臣 定保存法案 国宝保存法案 原公 に練別させる。地方博物館の秘度 上牌を涵養することが中心、観覧させて観覧を 11 S4.2.21 第56回帝国議会 衆議院 国宝保存法案委 国宝保存法案 国宝保存法案等 财务员会 国宝保存法案委 国宝保存法案委 国宝保存法案委 可能递之輔 双所委員 国宝保存法案 特別委員会 国宝保存法案委 持続者の念と結びついている、個人ない 取所委員 国宝保存法案等 財务6回帝国議会 貴族院 国宝保存法案等 財务員会 財務6回帝国議会 貴族院 国宝保存法案 特別委員会 財務6回帝国議会 貴族院 国宝保存法案 特別委員 国宝保存法案等 財务員会 国宝保存法案 特別委員 国宝保存法案 特別委員 国宝保存法案 特別委員 国宝保存法案 同宝保存法案 特別員 国宝保存法案 同宝保存法案 持め館で出陳することは文化の教育上の効果がある。本会議 山崎遠之輔 東野会員 国宝保存法案 原作公室 原作公室 原作公室 原作公室 原作公室 原作公室 原作公室 原作公室	考証となる
9 T8.3.19 第41回帝国議会 衆議院 祭人・件委員会 第3回 山縣治郎	
11 S4.2.21 第56回帝国議会 衆議院 負金 山崎遠之輔 良会 文部大臣 安府委員 文部政務次官 国宝保存法案 負金 国宝保存法案委 資金 世崎遠之輔 文部政務次官 国宝保存法案 自宝保存法案 長会 国宝保存法案委 長会 田家と特定案委 長会 田家と保存法案 長会 国宝保存法案 表明件三郎 契府委員 文部政務次官 国宝保存法案 持金 国宝保存法案 表明件三郎 契府委員 文部政務次官 国宝保存法案 持金 国宝保存法案 持金 国宝保存法案 持金 国宝保存法案 持金 国宝保存法案 持金 国宝保存法案 持金 市外中三郎 契府委員 文部政務次官 国宝保存法案 持金 国宝保存法案 持金 国宝保存法案 持金 市外中三郎 契府委員 文部政務次官 国宝保存法案 持多館で出陳信の念と結びついている、個人文い 東社の宝物は導信の念と結びついている、個人文的 表示政務 表示 国宝保存法案 持多館で出陳することは文化の教育上の効果がある。 第660帝国議会 貴族院 本会議 山崎遠之輔 文部省職託 国宝保存法案 博物館で出陳することは文化の教育上の効果がある。 第600念を国宝指定することで傷くない部分は売却して金銭をえることも可能 東部教育 国宝保存法案 保存・関スル法 企業 第64回帝国議会 衆議院 本会議 山崎遠之輔 東京大臣 東京大臣 東京大臣 東京大臣 東京大臣 東京大臣 東京大臣 東京大臣	
11 34.2.2 第56回帝国議会 東議院 日本保存法案を	外に移出・輸出させない、博物
13 S4.3.7 第56回帝国議会 貴族院 員会 女部政務次官 国宝保存法案 接続量をだし出陳することで、保護の効果、社 日本保存法案 中社の国立は専信の念と結びついている 個本保存法案 一本の主義の表と結びついている 日本保存法案 一本の主義の表と結びついている 日本保存法案 日本保存法案 「特別を日本で出版することは文化の数字上の効果が 日本保存法案 「日本保存法案 日本保存法案 「日本保存法案 日本保存法案 日本保存法	
14 S4.3.7 第56回帝国議会 貴族院 国宝保存法案委 日金 大部の第次官 国宝保存法案会 日宝保存法案会 日宝保存法案会 日宝保存法案会 日宝保存法案等 別委員会 表野中三郎 別委員会 表野中三郎 東京衛衛縣 日宝保存法案等 日宝保存法案等 日宝保存法案等 日宝保存法案等 日宝保存法案等 日宝保存法案等 日宝保存法案等 日宝保存法案等 日宝保存法案 博物館で出陳することは文化の教育上の効果が 日宝保存法案 日宝保存法案 日宝保存法案 日宝保存法案 日宝保存法案 日宝保存法案 日宝保存法案 日宝保存法案 日本保存法案 日本保存	
15 S4.3.11 第56回帝国議会 貴族院 国宝保存法案特別委員会 山崎遠之輔 文部政務次官 国宝保存法案特別委員会 山崎遠之輔 文部政務次官 国宝保存法案特別委員会 大部政務次官 国宝保存法案特別委員会 大部政務次官 国宝保存法案 持物館で出陳することは文化の教育上の効果が別委員会 政府委員 国宝保存法案特別委員会 政府委員 国宝保存法案 信仰の念、尊信の念を国宝指定することで傷々文部政務次官 国宝保存法案 信仰の念、尊信の念を国宝指定することで傷々ない部分は元却して金銭をえることも可能 東京政府委員 日宝保存法案 保証の念を第6の念を第6の念を可言指定することで傷々ない部分は元却して金銭をえることも可能 東京政府委員 国家保存法案 保証の念を第6の念を確応のある物件を 東京政府委員 東京政府委員 国宝保存法案 東京政府支持 日宝保存法案 東京政府委員 日宝保存法案 日本政府支持 日本政府政府支持 日本政府政府支持 日本政府政府政府政府政府支持 日本政府政府政府政府政府政府政府政府政府政府政府政府政府政府政府政府政府政府政府	会政策上の効果がある
16 S4.3.11 第56回帝国議会	所有の国宝を強制的に出陳させ
17 S4.3.12 第56回帝国議会 貴族院 本会議 山崎連之輔 文部省戦託 国主保存法案 博物館で国際することは又化の教育との効果が 現所委員 国主保存法案 信仰の念、尊信の念を国宝指定するとで係べ 保かい部分は元利して金銭をえることも可能 国家美術品等 / 保存二関スル法 東京 (原文) (保存二関スル法 東京 (原文) (原文) (原文) (原文) (原文) (原文) (原文) (原文)	
17 54.5.12 第50回守国議会 貝灰院 本会職 山崎建之輔 文部政務次官 国主保存任条 係ない部分は光却して金銭をえることも可能 重要美術品等 / 保存ニ関スル法 保条 歴史上又は美術用特に重要な価値のある物件を 文部大臣 保存ニ関スル法 律業 で、国民精神作興、美的情操演奏の効果がある	ある
18 S8.3.16 第64回帝国議会 衆議院 本会議 鳩山一郎 立然大臣 保存ニ関スル法 歴史工文は実明用特に重要な面面じめる物件を 文部大臣 律案 空、国民精神作興、美的情操演養の効果がある	けないよう配慮する、信仰と関
歴史上、美術上特に展変な価値のある物件を目 重要美術品等ノ 19 S8.3.17 第64回帝国議会 衆議院 保存二関スル法 東郷實 女府委員 保存二関スル法 東郷實 文部政務次官 保存二関スル法 中条委員会 本条委員会 本条委員会 本条委員会 東郷寅 本名の東はあったとで5日本への認識をよる効果はあったとして外目の表面ではない、日本美術を日本国内に存储することで5日本の定面ではない、民に認識させ理解させることは教育上も重要	・発達の効果がある、日本美術を ・ても無制限な輸出は好ましくな 人の誘客につながる効果があっ
重要美術品等/ 20 S8.3.17 第64回帝国議会 衆義院 保存ニ関スル法 下村壽一 政府委員 保存ニ関スル法 博物館に美術品を置き、一般民衆に観覧させて 律案委員会 文部省宗教局長 律案	美術情操の涵養に努める
21 S8.3,20 第64回帝国鑑会 貴族院 本会議 鳩山一郎 国務大臣 集要美術品等ノ 際史上又は美術上特に重要な価値のある物件を 文部大臣 保存ニ関スル法 衆、国民精神作興、美的情操衝養の効果がある	
重要美術品等 / 重要美術品等 / 重要美術品等 / 重要美術品等 / 展存ニ関スル法 鳩山一郎 女部大臣 保存ニ関スル法 鳩山一郎 女部大臣 保育ニ関スル法 株本特別委員会 本業・ マニ ・ 東新工芸 (本業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	i内に存置することで、学術研 の発達の効果がある
23 S8.3.22 第64回帝国議会 貴族院 保存二関スル法 下村壽一 政府委員 重要美術品等/ 東衛品は我が国文化の結晶、祖先の大切な遺画 な 文部省宗教局長 保存二関スル法 保存二関スル法 (株存二関スル法 (株存二関スル法 (株存二関スル法 (株存二関スル法 (株存二関スル法 (株存二関スル法 (株存二関スル法) (株存二関スル法 (株存二関スル法) (株存二関スル法) (株存二関スル法 (株存二関スル法) (株存二国スル法) (株存工)	の遺産で、美術の点、学術の研
重要英術品等/ 24 S8.3.23 第64回帝国職会 貴族院 保存二関スル法 下村壽一 政府委員 重要支術品等/ 保存二関スル法 下村壽一 政府委員 保存二関スル法 現代美術を輸出することで、文化の紹介、貿易 律案特別委員会 律案	上の効果を得る
重要美術品等/ 25 S8.3.23 第64回帝国議会 貴族院 保存ニ関スル法 鳩山一郎 国務大臣 保存ニ関スル法 私有財産の制限を小範囲に留める 神案特別委員会 文部大臣 律案	
国立公園及び観 光事業に關し、 大事業に關し、 大修記念物や史跡を整備することで、観光資源 明聴取	の維持の効果
27 S22.8.30 第1回国会 衆議院 本会議 森戸辰男 国務大臣 重要美術品の保 東部に 本会議 森戸辰男 国務大臣 存に関する緊急 国家建設に資する	外国人の日本理解の効果、文化
文化委員会観光 説明員 文部事務官 観光事楽に関す 一般に公開することで、我々の文化財という制 変員会 参議院 事業に関する小 兵藤清 社會教育局文化 る調査 しませる 課	念を国民に持たせる、国民に親
29 S22.11.11 第1回国会 参議院 文化委員会 森戸展男 国務大臣 国宝等の保存行 造のために働く、美術品、芸術品として利用で 文部大臣 取に関する件 等を国民が鑑賞できるようにする、関宝等は関	[*] きるように十分注意する、国宝
30 S22.11.11 第1回国会 参議院 文化委員会 集沼直 政府委員 国宝等の保存行 住宅や寺院の本来的な使用は望ましくない、# 社會教育局長 政に関する件 能を保存、奨励、展示	
31 S23.1.27 第2回国会 参議院 本会議 森戸展男 陽務大臣 国務大臣の演説 国宝等を国民が十分に鑑賞できて、我国の文化 文部大臣 に関する件 国宝等を国民が十分に鑑賞できて、我国の文化	3土芸能の振興会を作り、地方芸
伊能君忠敬記念 伊能君忠敬記念 第2回国会 衆趣院 文化委員会 小林行雄 説明員 解設隆立びに旧 史蹟・国宝建造物に関連する資料を収集し付近 文部事務官 宅修理費国庫補 できる 助の誘顧	

33	S24. 4. 8	第5回国会	衆議院	文部委員会	柴沼直	政府委員 社会教育局長	国宝保存に関する件	国宝の出陳について宗教的に寺から動かせないものは除外する
34	S24, 4, 8	第5回国会	衆議院	文部委員会	高瀬荘太郎	国務大臣 文部大臣	国宝保存に関す る件	宗教的な立場を考慮、尊重しながら保存を考える
35	S24, 4, 19	第5回国会	参議院	文部委員会文化小委員会	竹内敏夫	專門員 (法律制定補助 者)	国宝及び重要美 術品等の保存に 関する諸法律の 改正点に関する 件	利用、公開、公演によって文化的な国民的教養の向上を図る 無形の文化財社公開する機会を与えて国民の文化的向上を図る 国宝を国外へ輸出することで国際的な文化交流により日本の文化国家が世界文 化の進展に貢献する
36	S24, 4, 19	第5回国会	参議院	文部委員会文化 小委員会	鈴木憲一	委員 (法律提案者)	国宝及び重要美 術品等の保存に 関する諸法律の 改正点に関する 件	この法律の目的には利用が含まれているので、「保存」はなじまない
37	S24. 4. 19	第5回国会	参議院	文部委員会文化 小委員会	竹内敏夫	專門員 (法律制定補助 者)	国宝及び重要美 術品等の保存に 関する諸法律の 改正点に関する 件	利用の面を強調するにあたって、文化を統制的指導的にすることは文化の本質 からはずれる
38	S24, 4, 22	第5回国会	参議院	文部委員会	竹内敏夫	専門員 (法律制定補助 者)	文化小委員長の 国宝及び重要美 術品に関する一 般調査について 報告	国宝を公開することで国民の文化的な教養の発展につながる 公開する場合は国家が公開の費用を負担
39	S24, 5, 21	第5回国会	参議院	文部委員会	鈴木憲一	委員 (法案提案者)	文化財保護法案	文化財を公開することで国民の文化的教養の向上を図る 国民の文化物遺産を必要に応じて公開することで文化国家建設に寄与し、世界 文化の進行に貢献する 国民の文化的教養の向上のために、公開を勧告する
40	S24, 5, 21	第5回国会	参議院	文部委員会	梅津錦一	委員 (法案提案者)	文化財保護法案	文化財を公開して広く国民生活の中に浸透させる、文化財をいかしていく
41	S24, 5, 21	第5回国会	参議院	文部委員会	松野喜内	委員 (法案提案者)	文化財保護法案	文化財は文化のため、文教の普及のために活用する 文教の普及刷新に鑑み、文化財をより有効に教育に活用する
42	S24, 5, 21	第5回国会	参議院	文部委員会	高良とみ	委員 (法案提案者)	文化財保護法案	文化国家、平和国家として国民が守り、教育し更に世界の文運に貢献する基礎 となる素材
43	S24, 5, 21	第5回国会	衆議院	文部委員会	剱木亨弘	文部事務官(学 校教育局次長)	中尊寺の学生圏 体見学禁止解除 の請願	國宝とか、重要美術品、史跡、名勝天然記念物等に指定された教育的な価値の ある神社、仏閣、教会などを見学することは、教育上もきわめて必要
44	S24. 5. 22	第5回国会	参議院	本会議	田中耕太郎	文部委員長 (法律提案者)	文化財保護法案	文化は相国を敷い人類に貢献するもの、文化は平和をもたらし平和は文化を たらす、国民が民族の文化的遺産の価値を十分自覚認識し精神的の種として消 化する、外国の刺染なに日本の真価を認識させる 国民の持っている文化的遺産 産を公開することによって、その民族的遺産と民衆との接触を図る、期間を 限ってなされる出版、東いは公開の勧告、及び出版又は公開の場合において一 定の給与金文治する
45	S24. 5. 22	第5回国会	衆議院	文部委員会	田中耕太郎	参議院文部委員 長 (法律提案者)	文化財保護法案	文化財を十分利用することで、文化の価値を自覚、意識し、十分認識して、** 神的の種とし、強化する 国民の文化的遺産を公開することで文化的遺産と民衆との接触をはかる 期日を限って出策、公開の勧告をし、給与金を支給する
46	S24, 5, 22	第5回国会	衆議院	文部委員会	松野喜内	参議院議員 (法律提案者)	文化財保護法案	文化財を文教に活用、利用する
47	S24. 9. 26	第5回国会	衆議院	文部委員会	福原忠男	法制局参事	國宝保存に関す る法律案起草に 関する件	国庫負担の有無にかかわらず出陳・公開の勧告・命令をする
48	S24, 9, 26	第5回国会	衆議院	文部委員会	西崎 惠	文部事務官 社会教育局長	法隆寺の國宝問 題に関する件	宗教の神聖、寺院の尊厳を尊重しつつ、学術の必要を強調する
49	S25. 3. 24	第7回国会	参議院	大蔵委員会	山本勇造	文部委員長 (法律提案者)	富裕税法案	国宝に財産税が課されると所有者が点々とし、社会の活用ができなくなる
50	S25, 3, 24	第7回国会	参議院	大蔵委員会	平田敬一郎	大蔵省主税局長	富裕税法案	国宝等の中にも書画骨蓋に類するもので、金銭的価値のあるものがある
51	S25. 4. 24	第7回国会	参議院	地方行政委員会	岡本愛祐	地方行政委員長 (文部委員会修 正案代読)	地方税法案	国宝、史鄭名勝、天然記念物重要美術品は我が国の歴史の象徴、美術の模範 して国民の珍重、愛惜の的であると共に、我が国文化の向上発展の基礎とし かけがえのないもの
52	S25. 4. 26	第7回国会	参議院	本会議	山本勇造	参議院文部委員 長 (法律提案者)	文化財保護法案	文化財を保存するためには活用を図り、国民文化を保持するとともに、新し 文化の向上を図るように努めなければならない
53	S25, 4, 30	第7回国会	衆議院	文部委員会	山本勇造	参議院文部委員 長 (法律提案者)	文化財保護法案	国宝等は国民の文化財であると考え、公開してもらうように努める、日本に教 品が多くあれば、日本文化を海外に紹介するため輸出を認める

※表中、Mは明治、Tは大正、Sは昭和を表す。(例) M28.3.4 → 明治28年3月4日

※同一人物が同一日の同一会議で複数回にわたって発言している場合にはまとめて1件として整理している。

〔工芸品(観光対象) × 公開 → 観光振興

→ 古社寺保存促進〕

明治30年に至り、政府が提出した法案の審議では、 政府委員の三崎龜之助は、

……此職芸学芸其他ノ国ノチカラヲ発達セシムル材 料二即チ模範標本二供センガタメニーハ今日二之保 存シテ必要アリト認メマシテ政府ハ今回当院二此法 案ヲ提出シタ所以デゴザイマス…… (表1-2) と述べており、芸術と学芸の振興による国力発達を活 用の効果としていると考えられる。このように明治28 年の段階では対外的な効果を、明治30年の段階では対 内的な効果を念頭に置いていると思われる。

〔工芸品(模範) × 模倣 → 芸術振興 → 国力発達〕 〔工芸品(標本) × 研究 → 学術振興 → 国力発達〕

また、法案第七条に国宝に指定された物件は博物館 への出陳義務があるとされたが、仏像や仏具のような 宗教関係の物品を博物館で展示することは宗教上好ま しくないのではないかという質問に対して、三崎は、

……例へバ寺ノ本尊ニ為ッテ居ル物トカ或ハ法要ニ 供サナケレバナラヌ物トカ云フヤウナ物ハ一切博物 館二出サ、ナイ積デゴザイマス、要スルニ此義務ガ アリマシテモ社寺ノ威霊ハ成ルタケ損セヌ積デ居ル

ノデゴザイマス(表1-2)

と答弁している。つまり、古社寺の保有する宝物のう ち宗教的役割を担うものに対しては、これを本来の役 割に基づいて使用し続けることにより、本来の効果で ある宗教的な効果を得られると考えていたと見られる。 なお、第七条は貴族院において修正案が提出され、 「但シ祭典法用ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス」と いう但し書きが追加された。

[仏像仏具(宗教的価値) × 法要 → 社寺威霊]

ところで、国宝に指定された場合、博物館へ出陳す る義務を負わせることにしたのは、博物館での保存を 念頭に置いたものであった。東京帝国大学法学部教授 で貴族院議員を務め、古社寺保存法特別委員会委員で 修正案を作成した富井政章はそれを明快に述べている。

……是ハ矢張土地収用法ナドト理屈ハ同ジコトデ詰 リ国家ノ公益上カラサウ云フ品物ハ成ルベク一己人 ニ於テ擅ニ処分シテシマハナイヤウニシテ国ニ永久 ニ存シテ置キタイト云フ目的カラ出テ居ルト思ヒマ スカラ…… (表1-4)

この発言からは、博物館への出陳は保存の方法で あって活用の方法とは認識していないと見られる。な お、その後の衆議院での議論において三崎が、

博物館へ出品ヲシマスレバ、ソレニ附帯シテ鄭重ニ 保存スルの途モ附キマス(表1-5)

と述べていて、政府も富井の見解に首肯している。

このように、古社寺保存法案を巡る議論においては、 模範、標本としての価値が見出された美術工芸品につ いては博物館で展示し、模倣・標本として利用するこ とで、職芸振興・学芸振興の効果を得ようとしていた。 一方で、国宝に指定される物件であっても、仏像や仏 具は法要で利用することで宗教的な効果があると考え られていた。さらに、法案審議過程では見られなく なったものの、文化財の公開による観光振興とそれに よる保存促進の考え方がこの時期にすでに見られたこ とも注目される。

(2) 史蹟名勝天然紀念物保存法にかかる議論

史蹟名勝天然紀念物保存法は、史跡・名勝・天然記 念物の保護にかかる法制度である。法制定の経緯とし ては、まず、明治44年3月11日付けで「史蹟及天然記

念物保存二関スル建議案」が貴族院に提出され可決さ れた。次いで、大正8年3月8日付けで、貴族院議員 徳川頼倫や三宅秀、水野錬太郎ら7名を発議者とし、 69名の賛成者による議員提案として貴族院へ法案が提 出され、貴族院で可決後衆議院へ送られ成立した。

発言内容を詳細に見ていくと、史蹟名勝天然紀念物 保存法は古社寺保存法と異なり、条文に文化財の利用 方法や効果は明示されないが、帝国議会の審議におい ては言及されている。全部で4件の発言が認められた。

まず、明治44年3月15日に貴族院での「史蹟及天然 記念物保存ニ関スル建議」において、発議者の一人で ある三宅秀は、

……此処ハドウ云フ歴史上ノ関係ガアル所デアルト 云フコトヲ言ヒマシテモ、之ヲ徴知スベキ所ノ天然 記念物ガ依然ト存在シテ居ラナケレバ人心ニ感動ヲ 与ヘルコトハ出来マスマイト思ヒマスカラ…… (表 1 - 6

と述べている。すなわち史跡、天然記念物があると 人々が知ることで、人々の心に感動を与える効果があ ると主張している。ただ、ここでは如何なる方法で 人々が徴知するのかについては言及されていない。

また、法案の審議の過程においては、法案の提案者 の一人、水野錬太郎が、

……歴史上由緒アリ、且国家ノ精華トモ見ラルベキ ト所ノ幾多ノ史蹟名勝、其他各般ノ紀念物ガ存在シ テ居ルノデアリマス、是等ノ史蹟、紀念物等ハ、国 ノ歴史ヲ偲ビ、国家ノ精華ヲ発揚スルニ於テ最モ有 カニシテ且ツ必要ナルモノデアルト云フコトハ申ス マデモナイコトデアリマス、故二斯ル史蹟、紀念物 等ヲ永遠ニ保存スルト云フコトハ、国家思想ヲ発揚 シ国民性ヲ涵養スルコトニ於テ、最モ力アルモノト 考ヘルノデアリマス…… (表1-8)

と述べている。ここでは、歴史上の由緒かつ国家の精 華という価値を有する史蹟名勝天然紀念物を対象とし て保存することで国家思想の発揚や国民性の涵養とい う効果が得られるとしている。しかし、ここでもいか なる方法を用いて効果を得ていくのかについては議論 から抜け落ちている。

〔史蹟名勝天然紀念物(歴史上の由緒・国家の精華)×

(言及なし) → 国の歴史を偲ぶ・国家の精華ヲ発揚 → 国家思想の発揚・国民性涵養]

これに対して、内務省参事官の山縣治郎は、

……此史蹟名勝天然紀念物ヲ保存スルト云フコトハ、 非常二広イ意味ヲ有ッテ居リマシテ、或ハ学術ノ参 考ニモナリマセウシ、或ハ歴史ノ教育ニモナリマセ ウガ、其主タル目的ハ非常二広イ意味デアリマシテ、 我国体ヲ維持シ国民性ヲ涵養スルト云フコトガ提案 ノ理由書ニモ書イテアリマス (表1-9)

と発言し、観覧料の徴収についての質問に対しては、 ……其モノ、性質二依リマシテ、或モノハ観覧料ヲ 取ラシテ官カラウカト思ヒマス…… (表1-9) と答弁している。これらの発言からは、学術研究や歴 史教育、公開(観覧)が活用の方法として認識されて いたと考えられる。

このように、史蹟名勝天然紀念物保存法案を巡る議 論においては、史跡・名勝・天然記念物に対して、歴 史上の由緒・国家の精華という価値を見出し、学術研 究や歴史教育、公開によって、国体維持や国民性涵養 の効果が得られると捉えられていたと見られる。

[史蹟名勝天然紀念物(歴史上の由緒・国家の精華)× 学術研究·歴史教育·公開 → 国体維持·国民性涵養〕

(3) 国宝保存法にかかる議論

国宝保存法案は、従前の古社寺保存法を改正する形 で制定された政府提案の法案である。古社寺保存法が 社寺所有の建造物及び宝物類の保護を対象としていた のに対し、国・公有、個人・法人有の物件についても 保護の対象として広げるものであった。昭和4年2月 14日に衆議院で審議が開始され、衆議院及び貴族院で それぞれ一部修正のうえ可決成立した。国宝保存法を めぐる議論では、8件の発言が認められた。

国宝保存法案では、国宝(美術工芸品)の博物館へ の出陳義務が引き続き提案されている。まず、勝田主 計文部大臣は法案の趣旨説明において、

……又国宝ヲ啻ニ死蔵ヲ致スト云フコトハ、是ハ法 ノセイシンデゴザイマセヌノデ、或ル期間国宝ヲ博 物館或ハ美術館等ニ陳列ヲセシムルノ義務ヲ負ハセ シメル…… (表1-10)

と述べ、また、文部政務次官の山崎達之輔は、

……国家的ノ事柄デアリマスカラ、唯個人ガ自分一 人デ鑑賞セラレルト云フ事デナク、或ハ矢張公ノ為 二出シテ貰フト云フコトガ、必要ナル場合モアル訳 デアリマスカラ…… (表1-12)

と答弁しており、国宝を広く公開することがこの法律 の精神であり、私有物であっても個人の鑑賞に留まら ず公開することが必要な場合もあると述べている。こ のように、美術工芸品については、国宝に指定された ものを博物館へ出陳し、公開することが想定されてい る。さらに、その公開による効果について、文部省嘱 託で説明員を務めた萩野仲三郎は、

……例へバ博物館二出陳スル場合ノ如キハ、補給金 ヲ出陳シテ居ル寺ニ支給スルト云フ方法ヲ執リマシ タナラバ、一面ニ保護ノ途モ立チマスシ、又博物館 二出陳イタシマスレバ、公衆モ見ルコトモ出来マス カラ、社会政策ノ上カラモ、ソレガ穏当デナカラウ カト斯ウ云フ考ヲ持ッテ居リマス…… (表 1 - 13) と述べている。ここでは公衆が鑑賞することによる社 会政策上の効果があるとするとともに、博物館に出陳 することで補給金を得ることは保存にも役立つとして いる点も興味深い。

〔美術工芸品(言及なし) × 公衆の鑑賞 → 社会政策〕

一方、国宝保存法が社寺所有の美術工芸品の売買等 を禁止することに対し、国宝を売却することで資金を 得て社寺の存続を図ることも可能ではないかという質 問に対しては、山崎が次のように答弁している。

……或ル宮ヤ或ル寺ガ或ル特殊ノ国宝ニ該当スベキ モノヲ持ッテ居ルト云フコトハ、其寺或ハ宮ニ取ッ テハ余程ノ由緒ノアルコトニ相違ハゴザイマセヌ、 従ッテ其氏子或ハ神社ニ対スル尊信ノ念ト云フモノ ト余程結ビ附イテ居ルモノトモ考へネバナリマセヌ カラ、其意味カラ実ハ寺トカ、宮トカデ宝物トナル モノヲ売却スルト云フコトハ喜バシイコトデナイト 云フ意味カラ禁ジテアル訳デアリマス…… (表1-

この発言は、社寺が所有する美術工芸品に対して金 銭的価値を見出し、これを売買することで経済的収入 を得て社寺の存続をはかることには否定的な見解を示 していると考えられる。

×〔美術工芸品(金銭的価値) × 売買

→ 経済的収入 → 社寺存続〕

このように、国宝保存法の議論においては、美術工 芸品を公開することが法律の趣旨であるとするととも に、公衆が鑑賞することによって社会政策上の効果を えることが期待されていた。一方で、たとえそれが社 寺の存続に有効であったとしても、文化財の金銭的価 値に基づき売買を行い、経済的収入を得ることについ ては否定されていた。

(4) 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律にかかる議論

重要美術品等ノ保存ニ関スル法律は国宝指定候補と なり得る美術品の海外流出防止を目的として制定され た法律である。昭和8年に政府より提案され、可決成 立した。この法律の審議過程においても、文化財の活 用に関する発言がみられる。全部で8件の発言が認め られた。

まず、法律の提案理由として、文部大臣鳩山一郎は、 ……重要美術品等ノ保存ニ関スル法律案ハ、歴史上 又ハ美術上特ニ重要ナ価値アル物件ヲ国内ニ存置ス ルコトハ、学術研究ノ立場カラ見マシテモ、亦国民 精神作興若クハ美的情操涵養ノ上カラ考へマシテモ、 洵二肝要ナ事柄ト申サナクテハナラナイノデアリマ ス…… (表1-18)

と述べており、美術品の中で歴史的価値、美術的価値 が見出されたものを対象に、国内に存置することで、 学術研究の推進、国民精神の作興、美的情操の涵養の 効果が得られると述べている。

〔美術品(歴史・美術) × 国内存置

→ 学術研究推進、国民精神作興、美的情操涵養〕

また、外国へ美術品を輸出することは日本文化の正 しい理解につながらないか、反対に日本国内に存置す ることで日本への観光客誘致につながらないか、とい う質問に対して、政府委員で文部政務次官の東郷實は、 只今日本ノ美術品ノ或ル一部分ノ物ガ外国へ行ッテ、 日本美術ノ紹介ナリ、日本ニ対スル欧米人ノ認識ヲ 是正スル上二於テ、効果ガアルカモ知レマセヌガ、 其意味二於テ是ガ無限制二日本ノ物ガ出テ行クト云 フコトハ、到底忍ビ得ナイ……日本二置ケバ外国人 ガ其研究ノ為二日本ヘヤッテ来ル、詰リ外人誘致ノ

一ツノ方法ニナルカラ、法案ヲ設ケテ日本ノ美術品 ヲ日本ニ保留シナケレバナラヌチ云フ議論ガアルト ノ御話デスガ、是モーツノ理由ニハナリマセウ、併 シ大キナ理由トハナリマセヌ…… (表1-19)

と述べており、無制限な美術品の輸出について否定す るとともに、観光客誘致についても結果的にそうなっ たとしてもそれが法律の趣旨ではないとしている。た だし、海外における展覧会等への出品については、政 府委員で文部省宗務局長の下村壽一が、

……例へバ欧米ニ何カ博覧会其他ノ催シガアル、其 機会二我国ノ文化ヲ紹介シタイト云フ場合ニハ、文 部大臣ハ相当貴重ナ物デモ一時外国ニ出スコトヲ許 可セラレルト云フコトニナルト思フ… (表 1 - 23) と答弁しており、是認している。

〔美術品(日本文化) × 海外展示 → 日本文化の紹介〕

さらに、新聞報道ではこの法律によって日本人同士 間においても美術品を売買も譲渡もできないと解され ているのはなぜかという問いに対し、下村は

アレハ全ク此法案ノ誤解ニ出ヅル記事デアルト、思 ヒマシテ、私共今朝アレヲ読ミマシテ、意外ナコト ニ考へテ居リマス (表 1 −23)

と答弁しており、国宝保存法で見られた議論とは異な り、国内で美術品の金銭的価値に基づき売買を行って 経済的収入を得ることは是認している。

〔美術品(金銭的価値) × 売買 → 金銭収入〕

また、小学校教育の段階から日本美術の特長を教え ていくべきではないか、という質問に対して東郷は、

……日本ノ美術ト云フモノガ、日本民族独得ノ一ツ ノ誇リヲ有ッテ居ル、此点ニ斯ウ云フ特色ガアルト 云フヤウナコトヲ、国民一般ニ徹底的ニ認識サセ、 理解サセルト云フコトハ、教育ノ上ニ於テモ極メテ 重要ナコト、存ジマス…… (表 1 - 19)

と答弁しており、文化財に民族の誇りという価値を見 出し、学校教育において日本美術の独自性を理解させ るべきであるとの認識を示している。

〔美術品(民族の誇り) × 教育 → 国民の認識・理解〕

以上のように、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律に 関する議論においては、美術品に対して歴史上、美術 上重要という価値を見出し、国内に存置するという方 法により、美術学術研究の推進、国民精神の涵養の効 果を期待していた。また、美術品を日本文化の象徴物 としてみなし、これを海外で展示することで日本を紹 介する効果を得ることも想定していた。さらに、美術 品に民族の誇りという価値を見出し、教育に利用する ことで、国民が日本美術の独自性を認識・理解する効 果を期待していた。一方で、国宝保存法とは異なり、 美術品を金銭的価値に基づき売買し、経済的収入を得 ることを是認していた。

(5) 終戦直後の文化財活用にかかる議論

第二次世界大戦後、文化財保護法案の議論開始まで の間にも文化財の活用に関する議論がみられる。この 時期の発言としては7件が認められた。

まず、福田繁芳による重要美術品の保存に関する緊 急質問に対し、文部大臣の森戸辰夫は重要美術品等の 海外流出を防ぐべきであるという趣旨の回答の中で、

……敗戦の日本は文化国家を目ざしておるのであり ますが、この文化国家を立てるには、わけてもうる わしい自然と、うるわしい芸術とをもたなければな らないのであります。……できるだけ日本のりつぱ な芸術品が、日本の中にあつて、日本の自然の中に、 日本のつくられた環境の中に、日本人とともに外国 から来られる観光客にも十分に理解されるような状 態をつくりたい…… (表1-27)

と答弁しており、美術品を日本国内で鑑賞することで、 日本人と外国人の日本理解の効果が得られ、結果文化 国家建設に資すると考えていることが理解できる。

また、三島通陽が観光振興について、国宝等を外国

人等にどのように紹介したらいいかと文部省に対して 質問したところ、文部省社会教育局文化課の兵藤清は、 ……現在におきましては国宝と言うと、なんだか非 常にこわい物のように感ぜられ、特別なもののよう に考えられておりまして、国民に親しみというもの がない状態であります。今後は我々の文化財である という、そういう観念を国民一般に持たせるよう、 所有者に対しても単にそれを死蔵しておるだけでな く、一般に公開して国民に親しませる。それと共に 所有者に対しては、何らかの特権を与えてやるとい う方向に進めて行きたい…… (表 1-28)

と答弁しており、外国人に紹介する以前に、日本国民 に対して公開することで、日本国民が国宝に親しみを 感じるとしている。

〔国宝(言及なし) × 公開 → 親しみ

→ 外国人への紹介]

一方で、国宝に指定された住宅の建造物をそのまま 住宅として利用することについての是非を問われた際 に文部省社会教育局長の柴沼直は、

本来居住に使つておりますままで指定いたします際 には、やはりこういう際でもありますので、本来の 使用を制限することは非常に困難なのでございます。 従つて指定するときに、謂わば条件ではないのであ りまするが、我々の方と所有者と話合いで、或る程 度これを使つて行くことを認めながら指定をすると いうようなことを認めざるを得ない実情に相成つて おるのでございます。ちようど先程團委員からお話 がありましたお寺で国宝の建物の中で、お燈明をあ げ或は蝋燭をあげてお祭りをする。或いは松明をつ けてお祭りをするというふうなことを認めざるを得 ないのと同じような関係…… (表 1-30)

と答弁しており、基本的に住宅であれ、寺院であれ、 居住する、祭祀するといった本来の役割に則した利用 は望ましくないと考えながらも容認せざるを得ないと いう姿勢を示している。

△〔住宅・寺院(本来の役割) × 居住・祭祀

→本来の機能〕

さらに、昭和23年にも国宝や重要美術品を国民が鑑 賞して得られる効果について、文部大臣森戸辰男の発 言が見られる。

……私共は十分国宝並びに重要美術品が我が国土に 留まつて、国民がこれを十分に鑑賞できて、我が国 の文化水準が上るように努力いたしたいと存じてお ります…… (表1-31)

この発言からは国宝・重要美術品を国民が鑑賞する ことによって、文化水準が向上する効果を期待してい ることが理解される。

〔国宝・重要美術品(言及なし) × 鑑賞

→ 文化水準の向上]

これとは別に、伊能忠敬の記念館に関する文部事務

官小林行雄の発言も興味深い。

……史蹟あるいは国宝建造物というようなものの活 用方法、利用方法として、これに関連するいろいろ な資料をできるだけ收集して、その附近にいわば小 さい博物館のようなものをこしらえるということは、 顕彰的な意味で理想的ではないかと思つております。 …… (表 1 - 32)

ここで小林は、関係資料を収蔵した小さな博物館を 不動産の文化財の近隣に設置することで、顕彰の効果 が得られると述べている。これは、史蹟や建造物を直 接利用するのではなく、その付近に博物館を建設する もので、ガイダンス施設を史跡等の近傍に設置する今 日の「整備」に通ずるものである。なお、史蹟や国宝 など文化財を指し示す語が「活用」という語と合わせ て用いられた事例としてはこれが初見である。

〔史蹟・国宝建造物(言及無し)×

資料収集・博物館建設 → 顕彰〕

なお、運輸省が文化財をどのようにとらえていたか を示す運輸事務官加賀山之雄の発言も掲げておく。

……たとえば国立公園でございますとか、道路であ りますとか、その他天然記念物、史跡、そういうも のが一体になつて整備される、整備してそれがほん とうにうまくつながり合うということが一番必要で ありますが……つまり観光資源の維持保存、その開 発はもとより大事でございますが…… (表1-26) 運輸省は、天然記念物や史跡を整備することで、観 光資源の維持の効果が得られるという認識を示してい る。

運輸省〔天然記念物、史跡(観光対象) × 整備 → 観光資源維持]

以上のように、戦後文化国家建設が新たな国家目標 となる中で、文化財の活用については、文化財を公開 (鑑賞) することで国民の文化水準が向上すること、 さらに、国民が文化財に親しみ、外国人の日本理解に つながることが期待されていた。また、史跡や国宝建 造物など不動産の文化財の周辺に博物館を建設するこ とで、顕彰の効果が得られると考えられていた。一方 で住宅や寺院等に本来の役割という価値は見出しては おらず、本来の役割に即した使用は容認しながらも必

ずしも望ましいこととはされていなかった。なお、運 輸省は天然記念物や史跡を観光対象とみなし、整備す ることで観光資源維持の効果が得られると考えていた。

(6) 文化財保護法にかかる議論

文化財保護法は日本の文化財保護に関する法令の中 で初めて「活用」という語を条文中に採用した法律で ある。その制定は国宝保存法の改正の議論から開始し、 参議院議員提案の議員立法によって成立したため、国 会議事録にも膨大な議論の記録がのこされている。そ の中から文化財の活用に関する議論を見ていく。この 時期の発言としては、21件が認められた。

まず、常任委員会専門員の竹内敏夫による、法案に おける政府の所掌事務の説明の中で、文化財の活用に 関する内容が見られる。

……単に保存だけではなくして、更にその利用、即 ち公開とかそれから公けに演ずるとかいつたふうな、 文化的な国民的教養の向上のための利用的な措置も その所掌事務の中に入れて行きたいというふうに考 えておるわけであります。……その保護を加えた無 形の文化財に対しては、これを公けに公開するとこ ろの機会を与えることによつて、日本の国民の文化 的な向上を図つて行きたい……現行国宝保存法の出 陳、博物館等に出陳するというような公開義務をも う少し広げまして、博物館に持つて来ないでも一定 の場所において、自分の持つておる場所、仏像のあ る場所といつたようなところで、一定の期間それを 公開することによつて、国民の文化的な教養を高め て行きたいといつたような点から公開の義務を規定 する…… (表 1 - 35) ²⁰⁾

この発言からは、国宝 (美術工芸品) については博 物館への出陳やその他の場所における公開を行い、無 形の文化財については、公演を行うことで、国民の文 化的教養の向上の効果を得るとしている。

〔美術工芸品(言及なし) × 公開

→ 国民の文化的教養の向上〕

〔無形の文化財(言及なし) × 公演

→ 国民の文化的教養の向上〕

また、参議院文部委員会で文化財保護法案起草者の 一人として発言した鈴木憲一は、

……文化財を単に保護するだけでなく、必要に応じ て公開することによつて国民の文化的教養の向上を 図ろうという点にあるのであります。……第一がこ の法律の目的であります。「国民の間に存する文化 的遺産を保存し、且つ、必要に応じ公開することに よつて、文化国家の建設に寄与し、あわせて世界文 化の進行に貢献することを目的 | としたのでありま す。……第五点といたしましては、国民の文化的教 養の向上のために、貴重な国宝、重要文化財につい て、所有権を侵害しない範囲内で、新たに公開を勧 告し得る制度を設けた点であります。…… (表1-39)

とのべて、文化財の公開によって得られる効果を国民 の文化的教養の向上にあるとするとともに、文化国家 建設への寄与、さらに世界文化の進行への貢献もあげ ている。文化財活用の効果として世界文化への貢献が 掲げられたのはこれが初めてである。

〔文化財(言及なし) × 公開 → 国民の文化的教養の 向上 → 文化国家建設 → 世界文化の進行に貢献〕 また、同じく文化財保護法案起草者の一人として発 言した梅津錦一は、

……この文化財が多くは温存されている、非公開の まま温められている、而もそのために重要な国宝で あるということは分つているけれども、その国宝の 内容を分つておらない、見た者もないと、こういう ようなところが、その重要文化財の非公開のものを 公開して広く国民の生活の中に滲透させて行く、言 い換えれば、こうした文化財を生活して行くという ところに狙いがあつた…… (表1-40)

と発言しており、その中で、重要文化財を公開するこ とで、国民に普及させていく効果が得られる主旨の発 言をしている。

〔重要文化財(言及なし) × 公開 → 普及〕

さらに同じく文化財保護法案起草者の一人として発 言した松野喜内は、

……国宝が国宝のみでなく文化財に広まり、保存の みでなくこれが利用方面のことにも進展いたし、宝 の持ち腐れであつちやならない、即ち文化財をば文 化のために文教の普及のために活かして活用せねば

ならん、こういう議が段々委員会の方において度重 ねて論議されたことを思い出す次第であります。こ れは特に我々は文部委員といたしまして、文教の普 及刷新に鑑み、我々の持つたる文化財をより有効に 教育上に活用したい点があつた…… (表 1-41) と述べており、活用により文化・文教の刷新の効果や 教育上の効果があるとしている点に注目される。

〔文化財(言及なし)×(言及なし)

→ 文化文教の普及刷新、教育上の効果〕

第5回国会参議院文部委員会で議論され昭和24年5 月に可決された内容は、ただちに法律としては成立し なかった。文化財保護法が成立するまでにはさらに1 年の時間を要したのである。しかし、これらの議論で は、文化財活用の効果として、国民の文化的教養の向 上、文化国家建設および世界文化の進行に貢献、文教 の刷新の効果があるとする見解がまとめられたことに は注意を要する。

昭和25年に入り、文化財保護法の議論が成立の最終 段階を迎える中でも活用の議論がみられる。参議院本 会議で報告を行った文部委員長の山本勇造は、

……そこでこれらの尊い文化財を保存するためには、 政府も所有者も一般国民も一致協力をいたしまして この保護に当り、その活用を図り以て我が国民文化 を保持すると共に、進んで新らしい文化の向上を図 るように努めなければなりません……一方では文化 財を持つている所有者に対し、これらの財宝は単に 個人的な所有物であるという観念を取払つて貰い、 これは貴重なる国民的な遺産であるということをは つきりと認識させ、公共の立場からこれが保存管理 の責任と公開の義務を負わせることにいたしたので あります…… (表1-52)

と述べている。この発言からは、文化財に国民的遺産 をという価値を見出し、これを公開することで、国民 文化の保持と新しい文化の向上の効果を得られると考 えていると思われる。

〔文化財(国民的遺産) × 公開

→ 国民文化の保持、新しい文化の向上〕

以上のように、文化財保護法の審議過程においても、 文化財の活用の捉え方が議論されていたことが明らか

となった。まず、文化財に対しては国民的遺産という 価値が見出されていた。このことに基づき、公開が図 られ、無形文化財にも援用して公演が追加されたもの と見られる。一方、活用の効果については、国民の文 化的教養の向上から文化国家建設、世界文化への貢献 と進み、国民への普及、さらに文化・文教の普及刷新 と教育上の効果にまで議論が及んでいる。結果的に、 法律本文に盛り込まれた効果は、「国民の文化的向上 に資する」ことと「世界文化の進歩に貢献」すること であったが、国民への普及、教育の効果も想定されて いたことは注目される。

まとめと考察

(1) 文化財活用の変遷

以上、日本における文化財の活用について帝国議会 および国会の議論を整理した。

まず、古社寺保存法をめぐる議論においては、模範、 標本としての価値が見出された美術工芸品を博物館で 展示し、模倣し、標本として利用することで、職芸振 興・学芸振興の効果を得ようとしていた。一方で、国 宝に指定される物件であっても、仏像や仏具は法要で 利用することで宗教的な効果があると考えられ、配慮 されていた。さらに、公開による観光振興とそれによ る保存促進の考え方がこの時期にすでに見られた。

史蹟名勝天然紀念物保存法案をめぐる議論において は、歴史上の由緒・国家の精華の価値を見出し、学術 研究や歴史教育、公開によって、国体維持や国民性涵 養の効果が得られると考えられていた。

国宝保存法をめぐる議論においては、美術工芸品を 公開することが法律の趣旨とされ、公衆の鑑賞によっ て社会政策上の効果を得ることが期待されていた。一 方で、たとえそれが社寺の存続に有効であったとして も、文化財の金銭的価値に基づき売買を行って経済的 収入を得ることについては、否定されていた。

重要美術品等ノ保存ニ関スル法律に関する議論にお いては、美術品に対して歴史上・美術上重要という価 値を見出し、国内存置の方法で、美術学術研究の推進、 国民精神の涵養の効果を期待していた。また、日本文

化を示す物とみなし、海外で展示することで日本を紹 介する効果を得ることも想定していた。さらに、民族 の誇りとみなし、教育に利用することで、国民が日本 美術の独自性を認識・理解する効果を得ることを期待 していた。一方で、法律の目的が文化財の海外流出防 止であったことから、国宝保存法とは異なり、美術品 を金銭的価値に基づき国内で売買し、経済的収入を得 ることを是認していた。

第二次世界大戦直後においては、文化財を公開する ことで国民の文化水準が向上することや、国民が文化 財に親しみ、外国人の日本文化理解につながることが 期待されていた。また、不動産の文化財周辺に博物館 を建設することで顕彰の効果が得られると考えていた。 一方で住宅や寺院等を本来の役割に基づいて使用する ことは、容認されながらも必ずしも望ましいこととは されていなかった。なお、運輸省は、天然記念物や史 跡を観光対象とみなし、整備することで観光資源維持 の効果が得られると考えていた。

さらに、文化財保護法をめぐる議論においては、文 化財に対しては国民的遺産という価値を見出し、これ に基づいて公開や公演という方法によって、国民の文 化的教養の向上、文化国家建設、世界文化への貢献、 国民への普及、文化・文教の普及刷新と教育上の効果 が期待されていた。

文化財保護法における「活用」の概念は以上の変遷 を経て成立し、文化財保護法に記載されたことが明ら かになった。

(2) 文化財保護法下における文化財活用との関係

文化財保護法成立以降、社会状況の変化に伴って、 対象となる文化財が次第に拡大し、そこに見出す価値、 方法、期待する効果がそれぞれ変化していく中で、 「活用」に対する認識もまた次第に変化していく。そ の詳細は別稿に譲るとしても、文化財保護法成立期ま でに見られた「活用」がその後どのように変化してい くのかについて最後に簡単に述べておきたいと思う。

まず、①歴史的価値を見出し、これを資料として研 究することで歴史を解明する効果を得ることと、②芸 術的価値を見出し、これを源泉として創作活動を行う こと及び鑑賞により美的情操を涵養する効果を得るこ

とは、戦前から今日に至るまで一貫して行われている 文化財の活用であると言える。

また、普及・教育に注目すれば、史蹟名勝天然紀念物保存法段階においては、歴史の由緒や国家の精華という価値を見出した文化財に対し、歴史教育で用いることによって国体維持や国民性涵養の効果が得られるとされていた。重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の段階でも美術品を民族の誇りとみなし、教育で用いることで普及の効果を得ようとしていた。文化財保護法の段階になって、文化財を国民的遺産として公開することで、国民への普及、教育の効果が得られると考えられていた。普及・教育は方法とも効果とも取ることができるが、今日においても文化財の価値を伝える講演会や、文化財と学校教育との連携は広く日本各地で行われており、今日まで存続する活用であると言える。

さらに、文化財を本来の役割に則して利用し、本来の機能を充足する効果を得る活用に着目すれば、古社寺保存法段階では、仏像や仏具に対して宗教的価値を見出し、本来の役割に基づいて使用することによって宗教的な効果を得ることに配慮していた。しかし、戦後すぐの議論では住宅や寺院に本来の役割に則して利用し本来の機能を充足することは容認しても望ましくないという態度へ変化していた。このとき、政府は本来の役割という価値を見出していなかったと思われる。この考え方は、文化財保護法のもと昭和50年に伝統的建造物群保存地区の制度が創設されたことを契機に変化し、本来の用途に即して住み続けることが活用であるという考え方が登場して今日へ至っている。

一方で、公開という方法によって得られる効果に着目すれば、古社寺保存法段階では国力発達の効果を、 史蹟名勝天然紀念物保存法段階では国体維持や国民性 涵養の効果を得ようとしていた。しかし文化財保護法 段階では、国民の文化的教養の向上、文化国家建設、 世界文化への貢献、普及、教育の効果を得ることに変 化していた。今日においては、地域活性化や観光振興 の効果を期待することへさらに変化している。

最後に観光振興の効果についてみれば、古社寺保存 法制定前の段階で、文化財を公開することで観光振興 の効果が得られ、そこから得られる経済収入によって 古社寺保存が促進されるという循環が想定されていた。 しかし、この議論はその後には続かず、古社寺保存法 にも反映されなかった。第二次世界大戦後、運輸省が 文化財を観光対象とみなし、整備することで観光資源 維持の効果があるという考えを示していたが、文化財 保護法制定をめぐる議論では文化財を観光対象とする 考え方は見られなかった。文化庁が文化財を観光資源 とみなし、何らかの方法で経済的な効果を得ること明 確化したのは平成以降のことである。

これまで、文化財活用によって得られる効果は、文 化財の保存を推進する根拠とされてきたと言える。し かし、文化財活用に期待される効果は、国家のその 時々の課題により変遷を重ねてきたことも明らかで あって、今日、活用に期待される効果が真に適切か否 かについては、別に検証が必要とも考えられる。

今後、文化財活用について論じていくにあたっては、 文化財が次世代へ継承すべきものであるという性質を 踏まえ、活用の4要素(対象・価値・方法・効果)を 1つの手掛かりに、議論を深化させていく必要がある。

【註】

- 1)文化庁ホームページ https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/bunkazai_hasshin_katsuyo.html、2022.5. 7参照。
- 2) 文化庁ホームページ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/nihon_isan/、2022.5.7参照。
- 3) 文化庁文化財部伝統文化課 平成28年4月26日付「文化財活用・理解促進戦略プログラム」。
- 4) 平成29年5月19日付け29庁財98号文部科学大臣より文化審議会あて 諮問理由。
- 5) 令和2年法律第18号。
- 6) 崎谷康文 2002 「文化財保護の新展開」『月刊文化財』469号、 pp.39-45
- 7) 斎藤英俊 2010 「伝統的建造物群保存地区―歴史と文化のまちづく りを担う人たちとともに三五年―」『月刊文化財』559号、pp.4-7
- 8) 梅津章子 2010「文化財の総合的把握と文化財を活かしたまちづくり」『月刊文化財』565号、pp.28-30
- 9) デービッドアトキンソン 2015「「文化財」こそが観光ビジネスの切り札だ」『新潮45』(7) 399、pp.120-124
- 10) 和泉大樹 2016「埋蔵文化財(遺跡)活用の目的と実施事業―その 研究視点について―」『阪南論集人文自然科学編』52(1)、pp.75 -86
- 11) 和泉大樹 2017「史跡の活用と博物館―史跡・遺跡の観光資源化への序論―」『阪南論集人文自然科学編』52(2)、pp.45―54
- 12) 松田陽 2020「「文化財の活用」の曖昧さと柔軟さ」 『文化財の活用

とは何か』、pp.115-125

- 13) 小林紀由 2015「宗教的・文化的ヘリテージの観光財化をめぐっ て」『総合社会科学研究』 3 (7)、pp.15-26
- 14) 後藤尚紀・中川秀幸 2016 「文化遺産観光研究プロジェクト報告 地方文化財を活かした観光づくり「横手のかまくら」を事例に」 『国際教養大学アジア地域研究連携機構研究紀要』(3)、pp.51-61
- 15) 伊藤文彦・伊藤弘・武正憲 2019 「巡礼体験との関係からみた文化 遺産「熊野参詣道伊勢路」の推奨される観光に関する研究」『ラン ドスケープ研究』82(5)、pp.583-588
- 16) 伊藤弘 2019「世界遺産を活かす観光地整備」『月刊考古学ジャーナ ル』No.726、pp.35-37
- 17) 伊藤文彦 2021「熊野参詣道伊勢路における「活用事業」の実態か らみた文化遺産の保存に資する活用方法」『ランドスケープ研究』 84 (5), pp.547-552

- 18) 前掲註12。
- 19) 文化庁は前掲註2の中で、「文化財保護法の制定当初(昭和25年) では「活用」は①『公開による活用』を中心に想定(後略)」と指
- 20) 公開の義務については、国庫補助を受けた場合に限って公開の義務 を与える、公開費用は国庫負担とする、所有者による公開を可能と するなどその後議論が進展する。

【史料出典】

史料はいずれも官報や議事録によるが全て下記に掲載されているもの である。なお、発言者・発言日等は表1に明記し、旧字体は適宜常用漢 字に改めた。

帝国議会会議録検索システム https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/ 国会議事録検索システム https://kokkai.ndl.go.jp/

Abstract: There has been much discussion about cultural property utilisation in recent years, but academic studies have not always been sufficient. Therefore, this paper considers 'utilisation' from the four elements of (1) target cultural property, (2) value found, (3) method and (4) effect, and aims to clarify how 'utilisation' has changed from the parliamentary debate on cultural property from the Meiji era to the period when they discussed the Law for the Protection of Cultural Properties. As a result, the utilisation method was a mainly public exhibition. However, the expected effects changed from the development of national power and the cultivation of national character to the building of a cultural state. Today's utilisation is expected to promote tourism, and it means national issues influence the expected effects. Therefore it is necessary to deepen research on the cultural properties utilisation from the four elements, based on the understanding that next-generation must inherit the cultural heritage.

これからの文化財行政を考える – SDGs という視点に照らしてみて-

THINKING ABOUT THE FUTURE ADMINISTRATION OF CULTURAL PROPERTIES FROM THE PERSPECTIVE OF SDGs —

> 禰冝田 佳男 (大阪府立弥生文化博物館) NEGITA YOSHIO (OSAKA PREFECTURAL MUSEUM OF YAYOI CULTURE)

> > SDGs/SDGs 人口減少社会 / POPULATION REDUCTION SOCIETY 不要不急 /NON-ESSENTIAL

1. はじめに

筆者は、平成12年(2000)から文化庁で埋蔵文化財 行政に関わらせていただいた。その終盤の平成30年 (2018) には文化財保護法改正を経験し、平成31年 (2019) 春に職を退いた。その後は、小さな博物館で 埋蔵文化財の活用の一翼を担っている。

令和2年(2020)2月に始まるコロナ禍は、博物館 で経験した。この時博物館は、いく度となく「不要不 急」の扱いを受けたが、それは博物館だけでなく文化 財全般がそういう位置づけであった。そうした評価と なったことは遺憾にたえないものがあったが、致し方 のないことだとも思った。

筆者にとってこの間は、それまで実践してきた埋蔵 文化財行政を振り返るとともに、これからの文化財行 政について考える機会ともなった。本稿は、その時か ら考えていたことをまとめたものである。

2. 文化財保護の歴史と体制整備

本題に入る前に、これまでの文化財保護の歴史を簡 単に振り返っておこう。

日本の文化財保護の出発点は、今から約150年前の 明治4年(1871)の太政官布告「古器旧物保存方」を 嚆矢とする。そこから50年ほど経過した大正8年 (1919) には「史蹟名勝天然紀念物保存法」により、 現在の記念物保護につながる仕組みが始まった。

敗戦を経験し、「文化財保護法」が昭和25年(1950) に制定された。文化財保護法における文化財の保護対 象の変遷をみると、制定時の保護対象は、「有形文化 財」、「無形文化財」、「史跡名勝天然記念物」であった が、昭和29年(1954)の法改正によって、有形文化財 の一部であった「民俗資料」が独立した文化財類型と なって無形の民俗資料も保護の対象となり、「埋蔵文 化財」は有形文化財から独立した。その後、昭和50年 (1975) の法改正では、民俗資料が「民俗文化財」に 改められ、さらに文化財の新たな類型として「伝統的 建造物群」が加わるとともに、文化財の類型ではない が、文化財の保存のために必要な伝統的な技術・技能 が「文化財の保存技術」として保護の対象となった。 平成8年(1996) には有形文化財のうち建造物につい て登録制度が創設され、平成16年(2004)には「文化 的景観」が文化財の類型に加わった。翌年の平成17年 (2005) 年には建造物以外の有形文化財、有形民俗文 化財、記念物にも登録制度が拡充され、直近では、令 和3年(2021)に無形文化財の登録制度も始まった。

文化財保護法制定後、文化財保護の対象は拡大し現 在に至っている。

次に文化財の保護体制を整理しておこう。多くの市 町村では文化財専門職員は1~2名で、考古学・歴史 学を専攻した埋蔵文化財専門職員(以下「埋文職員」 という。)が域内すべての文化財保護を担当している ところが多いので、埋文職員の推移からみていくこと にする。文化庁では、昭和46年(1971)から全国の埋

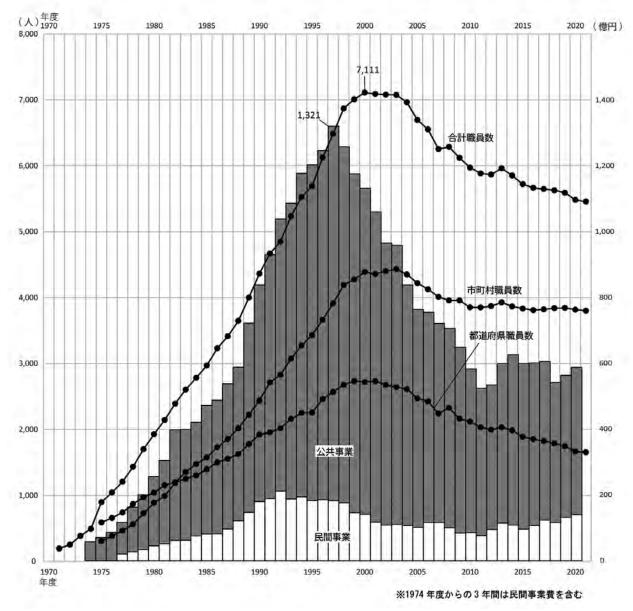


図1 埋蔵文化財専門職員数及び緊急発掘調査費用推移図(文化庁 2022より作成)

文職員数、記録保存調査件数及び発掘調査費について 年度ごとの集計をおこなっている。それによると、埋 文職員数は調査が始まった昭和46年度(1971)には 194人だったのが、昭和53年度(1978)からは年200人、 時に300人を超える増員が図られ、平成12年度 (2000) には7,111人となった。その後は発掘調査費が平成9 年度(1997)の約1,321億円をピークに減少に転じた こともあり、埋文職員数も減少傾向にあり、令和3 (2021) 年4月時点で5,457人となっている1)(図1)。

文化財保護が始まって150年ほどしか経過していな いが、紆余曲折を経て今日に至っている。これからは、 さらに縮小する体制のもと、大きく変化していくであ

ろう社会のなかで、文化財保護は進められることにな るのである。

3. これからの文化財行政に 求められる視点

これからの文化財行政を考えるあたり、念頭に置か なければならないこととして、次の3点を挙げておき たい。

第1点は地方分権である。国の権限を地方に委譲す る施策は、規制緩和とともに国と地方の関係における 大きな改革の目玉として、平成12年(2000)に地方分 権一括法が施行された。本稿では触れないが、文化財 行政では埋蔵文化財にかかる権限が都道府県等に委譲 された。いうまでもなく、文化財行政は地域に根差し て進めることが重要で、地方公共団体は、国からの支 援を受ける、受けないに関わらず、文化財を保護する 必要がある。

第2点は人口減少である。日本はこれまで、飢饉等で一時的に人口減少することはあったものの基本的に人口は増え、敗戦以降の20世紀後半は人口増加とともに高度経済成長を達成し、平成8年(1996)には1億2,808万人とピークに達した。その後、人口減少が始まり、世界に例のない勢いで進むとされ、令和11年(2029)には1億2,000万人台を割り、令和35年(2053)年には1億人を切ることが予想されている²⁾。

国の借金は1,200兆円を超えるも国家予算は膨張し続けているが、どこかで頭打ちとなるだろう。人口減少社会に入り、道路や橋などのインフラや文化施設の再整備が必要になった場合、限られた財源の中で求められる事業に対応するためには緊急性、効率性などから取り組む必要があるとされる³⁾。ある意味、当然のことといわざるを得ない。文化財が「不要不急」の扱いを受けた点を踏まえると、文化財行政はこれまで実施できたことができなくなる事態を想定しておく必要があるだろう。

第3点はSDGs (Sustainable Development Goals) 4)である。日本語では「持続可能な開発目標」となる。平成27年 (2015)の国連サミットで採択され、令和12年 (2030)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際的な目標である。全部で17の目標が示され、11番目の課題「住み続けられるまちづくりを」の4番目に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」というターゲットも明示されている。

この SDGs の背景には地球資源の枯渇という問題 意識があり、それは1980年代から示されているサス ティナビリティ、すなわち持続可能性という概念に起 因する⁵⁾。 SDGs や持続可能という言葉は現在、日常 的に使われるようになっている。これからの文化財行 政は、これらと無関係ではいられないであろう⁶⁾。

4. 近年の文化財保護制度とそれに 関する議論

次に、これからの文化財保護を考えるうえで重要な、 近年の文化財保護にかかる法整備の状況をみておこう。

(1) 平成30年(2018) 年の文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

この法改正により、第一に都道府県は「文化財保存活用大綱」(以下「大綱」という。)、市町村は「文化財保存活用地域計画」(以下「地域計画」という。)を策定することができ、地域において総合的な文化財の保存・活用を進めること、第二に個々の文化財の確実な継承に向け、文化財所有者や管理団体は保存活用計画を策定することができ、その際に民間の「支援団体」との連携を図ること、第三に教育委員会所管であった文化財保護部局を、知事や市町村長など首長部局に条件付きで移管することが、それぞれできるようになった。

杉本宏は、開発事業に際して埋蔵文化財の記録保存 調査を実施し、自然災害などで文化財の破損が起こっ た時に復旧するなど基本的には受け身であった文化財 行政が、大綱や地域計画を策定することが可能となり、 能動的な文化財行政、計画行政を進める道を開いたと 評している⁷⁾。筆者も、文化財行政の取り組む姿勢が 変わったことの意義は大きいと考えている。

法改正の背景には人口減少、高齢化社会があり、文化財保護の担い手減少に対応することがあったのだが、地方創生という施策の具体的取り組みとして文化財の観光活用がいわれ、文化財部局の首長部局への移管を可能にしたこともあり、文化庁は保存から活用へ舵を切ったところに注目が集まってしまった⁸⁾。

岩崎奈緒子は、この法改正は市町村が首長の下、民間団体を巻き込んだ地域振興・観光振興の手段として文化財活用の道を開いたと評した。地域計画についても、どれだけのところで策定可能なのかと疑問視し、「できる一部の自治体はより元気に、できない大半の自治体は置き去り」だとした。そして、「金を生む文化財とそうではない文化財とを選別し、後者の文化財の滅失・散逸をむしろ助長する」とも述べ9)、文化財

の大半は経済的価値に還元し得ない証として存在する のに、それらは国をあげての観光振興の射程に入って いないと批判した10)。

文化財保護についての考え方と取り組みは、地方公 共団体の数だけある。筆者は、一部の地方公共団体で も国の支援を受けて史跡等の整備が進めば、それは日 本の文化財保護総体としては「前進」したと評価でき ると考えている。文化財を観光利用できるところは一 部であり、すべての地方公共団体に共通して求められ ることは、人口減少社会のなかで文化財保護をどう進 めるのかということであり、法改正の原点に帰ること だと考える。

(2) 文化観光推進法

令和2年(2020)にはいわゆる文化観光推進法、正 式には「文化観光拠点施設を中核とした地域における 文化観光の推進に関する法律」が成立し施行された。 この法律は「文化の振興を、観光の振興と地域の活性 化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投 資される好循環を創出すること」を目的としている。 そして、同法2条で「有形又は無形の文化的所産その 他の文化に関する資源(以下「文化資源」という。) の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通 じて文化についての理解を深めることを目的とする観 光|が文化観光だと定義された。

文化庁で文化観光を推進する中尾智行は、文化観光 への批判的な意見があることを意識しつつ、その推進 は世界的な動きであり、保存と活用のバランスを取り ながら進めていくことを前提に、活用は新しいフェー ズに入ったと述べた110。坂井秀弥は、文化財の観光活 用に対しては、期待と警戒の両側面があることを確認 したうえで、文化・観光・経済の循環とバランスを守 ることが前提だが、日本の文化資源の魅力が広く国内 外に伝えられることには意味があるとする¹²⁾。筆者も、 懸念があることは了解するものの、文化観光が文化財 の活用に新たな息吹を吹き込むことに期待している。

(3) 2021(令和3)年の文化財保護法改正

令和3年(2021)には無形文化財、無形の民俗文化 財の登録制度が創設されるとともに、平成30年(2018) の法改正によって策定可能となった地域計画と連動す

る形で、地域の実態に合わせた多様な文化財の保存・ 活用の仕組みを整備するため、地方登録制度を法律に 位置付け、地方登録された文化財を国登録にする提案 もできるようになった。

この法改正は、「食文化あふれる国・日本」プロ ジェクトと連動し、食文化を活かした観光等による地 域活性を目指すものとされる。文化財として保護対象 が増えることは一般論として望ましいことである。た だし、将来的には、国連教育科学文化機関(ユネス コ) の無形文化遺産への提案も視野にあるとされてお り、だとすると、構成資産の選定にあたり、難しい問 題が出てくるようにも思われる。

5. 文化財保護と観光

(1) 文化財の観光利用

文化財の観光利用について、学会等は懸念を示した。 たしかに、第百九十六回国会における安倍内閣総理大 臣施政方針演説や「稼ぐ文化財」論13)があったので、 そうなるのも肯けるところではある。

具体的な問題点の指摘もある。小野昭は、観光は国 際的にも文化遺産・自然遺産への脅威であること、文 化観光は政府から国土交通省、観光庁のラインで進め られてきたのが文化庁もその一翼を担うようになった ことを指摘したうえで、文化庁が創設した日本遺産に 認定されたところで経済効果がみられないため、早急 な改善策と成果が求められ現場が疲弊している、とい う実情を明らかにした140。また鈴木重治は、観光庁や 文化庁が進めている観光ツーリズムの現状は破綻して いて、コロナ禍後は経済至上主義から脱却するべきだ と述べた¹⁵⁾。

観光公害があってはいけないことはいうまでもない。 ただし、人口減少社会に入った日本において、縮小す る需要を埋めるべく交流人口の増大が地域の活性化に 重要であり、多くのところでは観光に関わる地域づく りが進められ、文化観光もその一つ16 という前提が ある。

人口減少社会での対応策と位置づけられる観光に対 して、文化財行政は真摯に向き合う必要があるのでは ないだろうか。

(2) 文化財と観光

観光には、そもそもの「観る」というところから派生してきた観光ビジネスと関わることだけでなく、「観光まちづくり」という活動もある。西村幸夫によると、「地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業、人材など地域のあらゆる資源を活かすことによって、交流を振興し、活力あるまちづくりを実現するための活動」であり、資源と住民と来訪者が調和を図って持続的な地域の実現を目指している¹⁷⁾。この活動は、観光による経済的効果だけを追い求めるものとは明らかに異なる。それだけでなく、文化財を活かしたまちづくりを進める際には、互いに接点があることを指摘しておきたい。

史跡等に関わるモニュメントや案内板で、少し「個性的」なものがあると、「あれは、知らないうちに○ ○部局がやったことです」という説明を受けたことがある。文化財部局と観光部局との間に溝があることを示す事例だが、これを享受するのは市民であることからすると、適切な対応ではなかったと考える。

ちなみに、観光学の立場からは、観光が文化財に悪 影響を及ぼすことは本意ではないようである。文化財 と観光利用について記載している書物は少ないが、 『新しい時代の観光学概論』では「文化財保護に関係 する人の中には、観光に対して懐疑的な見方をしてい る人が存在している」としたうえで、観光に携わる人 材は、文化財を観光資源とする際には、デメリットと も向き合い、いかにリスクを低減させるのかについて 考える必要があると述べている18)。また、観光は環 境・文化・社会に負の影響が伴っていたにもかかわら ず、正負の両面を包括した視点で計画・運営されてこ なかったが、コロナ禍はそれらを見直す契機になった との指摘もある¹⁹⁾。これらは鈴木が指摘した経済至上 主義からの脱却につながる見解である。観光ビジネス の最前線にたつところとはみる方向が同じではないと 思われるが、「観光側」の今後の動きには注目したい。

筆者は、上記のような事例を避けるうえでも、観光 部局による文化財関係の施策に対しての関与は不可欠 であり、地域づくりを接点に、文化財部局と観光部局 が同一歩調をとることは重要なことだと考えている。 両者の連携する取り組みは一部で始まっているし²⁰⁾、 これからは増えていくことに期待をしたい。

6. 文化財保護と SDGs

先のところで触れたように、これからの文化財行政にも、SDGsや持続可能性という視点が求められるのではないかと考えている。そこで、文化遺産の持続可能性を研究している星野有希枝の論考²¹⁾を取り上げながら、このことについて考えてみたい。

持続可能な社会を実現するためには社会的包摂、経済成長、環境保護の3つの核心的要素が不可欠とされる²²⁾。その前提のもと、星野は世界的な動向を紹介しながら、文化遺産は持続可能な開発に貢献できるとしたうえで、「持続可能な開発が全世界的・全人類的な目標である以上は、文化遺産保全の在り方自体も環境的、経済的、社会的の各側面からみて持続可能なものでなければならない」とする。この点は重要で、文化財行政自体が持続可能でなければならないことになる。

これら三要素のうち、環境的側面については、文化 財が開発行為に対しては同じ立ち位置にあることが多 いため、検討対象は後の二者となる。その場合、経済 的側面では、文化財保護が経済的観点からバランスの とれたものであること、社会的側面では、文化財の社 会的・文化的な価値・意義が認識・共有されることが、 それぞれ求められることになる。

このことは、「文化財は重要だから残す」という理念だけでは十分ではないということを念頭に置く必要が出てくることになるが、こうしたことは、すでに文化財専門職員においては経験されていることではないかとも思う。また、文化財保護においてサスティナビリティという考え方は、意識していなくても、結果としてそれにかなった保存・活用の例はみつけられるのではないか、という指摘もある²³。

次節ではこれからの文化財行政について、筆者が SDGs の視点から取り組んではどうか、と考えている 3つの点を述べてみたい²⁴。

7. これからの文化財行政への3つの提案

(1) 記録保存調査の「選択」という考え方の導入

①これまでの経緯

埋蔵文化財の記録保存調査については、原因者の協 力を得ながら実施してきた。文化庁は開発事業者の理 解と協力、記録保存調査の迅速化を進めるため、埋蔵 文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委 員会(以下「調査研究委員会」という。)を立ち上げ、 記録保存調査の客観化・標準化に関する考え方を示し てきた。こうして、国民共有の財産である埋蔵文化財 を保護するという理念のもと、面積の大小にかかわら ず調査を進め、平成7年(1995)の阪神・淡路大震災 や平成23年(2011)の東日本大震災といった非常時に おいても、その復興に先立つ記録保存調査を実現させ てきた。

② SDGs の視点

このようにして進めてきた記録保存調査だが、経済 的側面では、開発事業者が発掘調査費用を用意できる のかという点、社会的側面ではその調査の必要性につ いて理解を得ることができるのかを課題として挙げざ るを得ないこととなる。予想されるのは、人口減少社 会となり社会全体が「コンパクト」になっていくのに、 記録保存調査だけが「現状維持」なのかという意見で ある。そこから出てくる対応策として考えられるのが 記録保存調査の「選択」である。

記録保存調査の「選択」という考え方は、すでに和 田勝彦が示している。和田は文化財保護法全体を俯瞰 し、文化財の中で埋蔵文化財だけがすべて保護対象と なっているのは制度上不均衡であり、「価値や保護の 必要性による選択(ランク付け)を経ないで存在する ものすべてを保護対象とするという仕組みは成り立ち にくい」、「ランク付けを否定することは、……法制度 全体のあり方として理解を得られないことの一つで ある」と述べている250。後半の指摘は、社会的側面に おいて説明が必要ということになる。

③これからの取り組み

「選択」を具体化するとなると、これまでの埋蔵文 化財行政の取り組みを変えることになるので、慎重な 議論と手続きが求められることは言を俟たない。

大きな課題は、記録保存調査が国民共有の財産を保 護するために実施しているという理念を変更すること になる点である。一方、原因者の立場からすると、そ の理念に基づき、指示を受けた記録保存調査には「等 しく」協力してきたという原則が崩れることから、協 力しない場合が出てくることが、もっとも危惧される ところである。

また、和田が問題視している「埋蔵文化財は掘って みないと中身がわからない」という点も修正すること になる。たしかに、調査の最後に、調査区内に設定さ れた土層観察用の畔を崩していたところから銅鐸が出 てきたことはある。発掘調査をするに越したことはな いという点は否定しない。が、そうした事例はあくま でも例外的である。こうした現状を行政としてどう評 価するのか、整理が必要である。

それを具体化する視点についても、いくつかの案を 示しておこう。まず考えられるのが調査面積である。 都道府県が担当することの多い大規模調査を「選択」 するとなると影響は大きく、特に法人調査組織をもつ ところは組織経営とも関わることなので、現実的には 難しいかも知れない。一方、文化財総体を保護しなけ ればならない市町村においては比重の高かった記録保 存調査のあり方を検討する機会となるだろうから、バ ランスのとれた行政を進めるきっかけになるかもしれ ない。また、これまでの調査の蓄積に基づき、考古学 的な重要度、あるいは史跡指定地であればその隣接地 などは優先的に調査をするという「選択」もあるだろ う。さらには、これまでの調査の蓄積状況によって、 内容が「分かっている」遺跡と「分かっていない」遺 跡があるとすると、後者を優先的に調査対象にする 「選択」もあるのかもしれない。

「選択」するとなれば大きな波紋を呼び起こすこと は間違いない。試掘・確認調査の成果に基づき、調査 の要否の基準を緩和するという「運用」によって対応 することの方が現実的なのかもしれない。やがては、 人口減少社会になって開発事業自体が減少し、記録保 存調査事業量も減少することから「選択」に至らない 時がくることも想定される。あくまでも、SDGs とい

う視点で経済的側面、社会的側面から文化財行政にも 変化が求められる際の考え方、という意味での問題提 起である²⁶⁾。

(2) 他部局との「連携」から「協同」へ

①これまでの取り組み

平成19年 (2007) の調査研究委員会報告27 では、 行政組織内における連携が必要で、具体的には学校現 場にとどまらず、都市計画部局、広報部局、文化部局 さらには観光部局が連携の対象として示された。埋蔵 文化財行政では、他部局との連携はたびたび指摘され てきた。

平成16年(2004)から始まった重要文化的景観の選 定には、景観法や都市計画法などの法律に基づく条例 制定が必要で、関係部局との連携が前提となっている。

具体的なデータを持ち合わせていないが、他部局と の連携は一定の成果を収めているとみている。

② SDGs の視点

経済的側面では、文化財を保護するために必要な経 費とそこから得られる効果について、これまで以上に 説明が求められることになる。社会的側面では、「社 会的・文化的な価値・意義というものが認識・共有さ れることが重要」28)だとすると、学術的価値すなわち 本質的価値以外の価値を見出していくことも必要だと いうことになり、それをするのは、他部局の職員であ り、後で取り上げる市民ということになる。

③これからの取り組み

他部局の職員が、文化財がもつ多様な価値を見出し ていくといっても簡単ではないだろう。行政内での役 割分担が決まっているので、その枠を越えることが求 められるからである。しかし、例えば文化財を使った 「地域づくり」「ひとづくり」をキーワードに、文化財 部局以外の部署も文化財の活用に参画する機会はでき ないものだろうか。そうした場合、文化財と広義の観 光は接点を持ちやすいようにも思われる。いずれにし ても、「新たな」価値の発見をおこなう機会をつくる ことが求められることになる。

文化財保護は立場が弱く、「不要不急」とみなされ ることを踏まえると、文化財部局が単独で施策を進め ても限界がある。文化財部局は、他部局を巻き込んで、 文化財に多様な価値を見出し、それを行政内に位置付 けていく視点が求められるとみている。そして、最終 的には他部局も文化財保護の「主体者」としての意識 をもってもらうようになることが理想的な姿だと考え ている。文化財保護に関する予算をそうしたところが 分担することになればとも思う。

そうした取り組みは、すでに示されている他部局と の「連携」という枠組みを越えるという意味において、 他部局との「協同」が必要だということを指摘してお きたい。

(3) 市民参加から市民参画へ

①これまでの取り組み

史跡公園や博物館等においてボランティアは欠かせ ない存在である。たとえば、茨城県の史跡陸平貝塚に は「陸平をヨイショする会」が、鳥取県の史跡妻木晩 田遺跡には「むきばんだ応援団」があり、長年にわた り多様な活動を繰り広げている。こうした組織・団体 は全国で枚挙にいとまがなく、市民は文化財の保存と 活用に重要な役割を果たしてきた。

② SDGs の視点

市民との関係については、社会的側面が関わってく ることになる。星野は、文化遺産の価値は「専門家が 指摘する価値は、遺産の一面をとらえているにすぎず、 土地の所有者や地元の一般住民は、その文化遺産に対 して異なった視点をもっているかもしれない」とする²⁹⁾。 山本誠も遺跡に多様な価値があることを認め、その多 様な価値を市民やほかの行政分野の方々と連携して発 見し、行政として対応していくことが重要だと述べて いる30)。

上記のことを進めるとなると、これまでとは異なる 市民との関わり方が必要だということになる。

③これからの取り組み

参考になるのが大分県宇佐市の取り組みである。小 倉正五は、戦争遺跡を市指定史跡にする経験を話した 際に、史跡指定を可能にしたのは、住民参加ではなく 住民参画という関わり方があったからだと述べた31)。 住民が自ら価値を見出し、それを行政として受け止め て、市の史跡に指定したのである。武末純一も史跡整 備において、住民がその結果を受け取るだけとなって

いる現状に対し、整備において住民と共同で作り出す ことが重要だと述べ、実践する取組みも始めている32)。 また、松田陽は遺跡を社会的に活用するうえでの キーワードとして、地域住民による「主体的」かつ 「継続して」を挙げている33)。

行政だけで文化財を保護することが厳しくなると予 想されるなか、これからは、市民自らが地域の文化財 に「価値」を見出し、それぞれが「わが故郷の○○を 守る」という意識をもってもらえることこそが、持続 な可能な文化財保護となっていくのだと考える。文化 財専門職員には、そうした市民と文化財との間を仲立 ちする役割が求められ、それを実現できる取り組みが 必要になるのである。

8. おわりに

右肩上がりの社会での文化財保護と右肩下がりでの それとでは前提が変わるし、「不要不急」という位置 づけになったこともあり、これまでの考え方で文化財 保護を進めることが難しくなるのではないかというこ とから、SDGs という視点にたった場合の取り組みに ついて考えた。人的にも予算的にも体制が縮小する時 代となると、文化財保護は、文化財専門職員が「がん ばって保護する | だけでは、おのずと限界があるので はないだろうか。これからは、他部局からの後押し、 さらには市民も巻き込むことがいっそう重要になって くるとみる。そうなるためには、埋蔵文化財保護の位 置づけを含めて、地域の文化財を守るために求められ ることについての考え方の整理が必要で、文化財専門 職員には、「発想の転換」も必要なのではないかと考 える。

以上、ここまでいろいろと述べてきたが、文化財行 政を離れていることもあり、あたりまえのことを書い たに過ぎないのかも知れない、という思いもある。ご 批判、ご教示を賜れれば幸いである340。

謝辞 本稿を草するにあたり、次の方々から有益なご 教示や資料提供をいただいた。記して感謝いたします。 井上義也・近江俊秀・岡村勝行・岡村道雄・栗田一

生・坂井秀弥・杉浦あおい・武末純一・中尾智行・広 瀬和雄・福永伸哉・藤井幸司・星野有希枝・松田陽・ 山本誠(敬称略)

- 1) 文化庁文化財第二課 2022 『埋蔵文化財統計資料』。
- 2) 内閣府 2021『令和3年版高齢社会白書』。
- 3) 増田勝 2019 「道路や橋などのインフラの再生整備が必要な理由 は?」『人口減少時代の論点90』 公人の友社、pp.120-121。
- 4) サスティナブルは、『実用日本語表現辞典』によると「人間の活動 が自然環境や資源に悪影響を与えず、かつその活動を維持できるさ まを表す言葉。また、物事がある程度の期間安定しておこなわれる さまをいうこともある。持続可能と言い換えることが多い」とされる。
- 5) 周瑋生 2022 「人類社会のサスティナビリティと SDGs」 『SDGs 時 代のサスティナビリティ学』 法律文化社、pp.1-24。
- 6)「持続的な」という言葉を使って、日本学術会議は2017年に埋蔵文 化財保護に関する提言をおこなっている。日本学術会議史学委員会 文化財の保護と活用に関する分科会 2017 『提言 持続的な文化財 保護のために―特に埋蔵文化財における喫緊の課題―」。
- 7) 杉本宏 2018 「文化財保護法改正における課題と展望について」 『文 化遺産の世界』Vol.33 特定非営利活動法人文化遺産の世界、 pp.15-18。
- 8) 法改正についての筆者の考え方はすでに述べている。禰冝田佳 男 2021「2018年の「改正」文化財保護法をめぐる諸問題」『明日へ の文化財』86号 文化財保存全国協議会、pp.56-65。
- 9) 文化財専門職員は、文化財の滅失・散逸などがおこらないよう、厳 しい体制のなかで業務を推進しているが、不幸にもそうした事態が 起こることもあるだろう。その時には、滅失・散逸の要因が法改正 によるものなのかどうか、検証していただきたい。
- 10) 岩崎奈緒子 2019 「歴史と文化の危機―文化財保護法の「改正」 一」『歴史学研究』No.981 績文堂出版、pp.30-36。
- 11) 中尾智行 2021「共生する文化と観光―「文化観光推進法」の成立 と取り巻く議論—」『文化遺産の世界』Vol.38 特定非営利活動法 人文化遺産の世界、pp.12-16。
- 12) 坂井秀弥 2021「文化財・博物館と文化観光」『文化遺産の世界』 Vol.38 特定非営利活動法人文化遺産の世界、pp.7-11。
- 13) デービット・アトキンソン 1995『新・観光立国論』 東洋経済新報 社、pp.255-258。
- 14) 小野昭 2021 「文化財の観光資源化―その背景と特質―」 『明日への 文化財』84号 文化財保存全国協議会、pp.6-16。
- 15) 鈴木重治 2021 「観光ビジョンと文化財ツーリズムの推奨」「『明日 への文化財』84号 文化財保存全国協議会、pp.18-29。
- 16) 渡部薫 2019「文化観光、創造産業と地域づくり」『文化政策と地域 づくり』 日本経済評論社、pp.207-280。
- 17) 西村幸夫 2002「まちの個性を活かした観光まちづくり」『新たな観 光まちづくりの挑戦』 観光まちづくり研究会編 ぎょうせい、 pp.16-32。
- 18) 島川崇 2020『新しい時代の観光学概論―持続可能な観光振興を目 指して一』 ミネルヴァ書房、pp.183-198。
- 19) 村山貴俊 2021「持続可能な観光」『観光学概論 海外文献を読み解 く』 創成社、pp.210-277。

- 20) 史跡公園に関して文化財部局と観光部局との関わりの事例紹介があるので、参考にされたい。禰冝田佳男編 2022『月刊考古学ジャーナル』No.773 (特集「国指定史跡」としての遺跡) ニューサイエンス社。
- 21) 星野有希枝 2014「持続可能な開発と文化遺産」『古墳時代の考古学10 古墳と現代社会』 同成社、pp.162-173。
- 22) 前掲註5。
- 23) 星野有希枝 2022「文化遺産とサスティナビリティ」『季刊考古学』 第158号 雄山閣出版、pp.67-68。
- 24) ほかにも検討されるべき事項はあるだろう。なかでも、現在の史跡 等の整備のあり方はその一つと考えている。
- 25) 和田勝彦 2015『遺跡保護の制度と行政』 同成社、pp.203-232
- 26) 文化庁も、『文化審議会文化財分科会報告』において、「引き続き検討を要する課題」のなかに、「今後も持続可能な形で開発と埋蔵文化財保護の両立を図っていくためには、事業者に経済的負担を軽減するための方策について検討する必要がある」としている。今後の進捗を見守りたい。文化審議会文化財分科会 2022 『これからの埋蔵文化財保護の在り方について(第一次報告書)』、p.22
- 27) 文化庁・埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会 2007 『埋蔵文化財の保存と活用 一地域づくり・ひとづくりをめざす埋蔵文化財保護行政―』

- 28) 前掲註21。
- 29) 前掲註21。
- 30) 山本誠 2021 「広野町桜田IV遺跡をなぜ駅家関連遺構と推定したのか?」「福島考古」第63号 福島県考古学会、pp.77-88。
- 31) 小倉正五 2014 「遺跡保存とまちづくり」 『七隈史学』 第16号 福岡 大学人文学部史学科、pp.55-66。
- 32) 武末純一 2014 「地域をデザインする遺跡、地域からデザインされる遺跡『遺跡学研究』第11号 日本遺跡学会、pp.72-77。
- 33) 松田陽 2022 「橘樹官衙遺跡群をどう活用しますか?」 『橘樹学連続 講座 古代橘樹を知り、活用する!!』 II 川崎市教育委員会、pp.2
- 34) 本稿は、「21世紀初頭の文化財保護行政―埋蔵文化財を中心に―」 と題して投稿した原稿の後半部分を再構成したものである。もとも とは、前半で筆者が関わってきた埋蔵文化財行政を振り返り、後半 でこれからの文化財行政のあり方を展望するという構成であったが、 前半については、別の機会に文章化できればと考えている。

【参考文献】

文化庁 2001『文化財保護法五十年史』ぎょうせい

Abstract: Japan has entered a society with a declining population. In addition, the terms "SDGs" and "sustainability" have come to be used in everyday life. In this paper, I have pointed out three things that are required of cultural property administration from the perspective of the SDGs. The first is the need for a "selection" perspective in rescue archaeology, which have been heavily weighted in cultural property administration. Second, closer cooperation with other departments is needed than ever before. The third is that citizens should discover the value of cultural properties from their own perspectives, so that they themselves can promote the protection of cultural properties. I believe that it is important for cultural properties that are treated as "non-essential" to be protected not only by the Department of Cultural Properties Protection, but also by other departments and citizens.

遺跡学フォーラム SITE 04

史跡永納山城跡の ^{撮影: 秋川 邦雄} AKIYAMA KUNIO</sup> 復元的に整備された土塁



史跡永納山城跡は、7世紀後半につくられた「朝鮮式山城」とほぼ同じ時代につくられ、少なくとも八世紀前半まで使用されていた古代山城であったと考えられている。城の規模は東西約470m、南北約720mの範囲に城壁が築かれ、その長さは約2.5kmに及ぶ。(史跡指定面積約40ha)

古代山城に特徴的な城壁が存在し、土塁が特徴的で そのつくりは尾根の外側斜面を利用し、外側だけ土を つき固めながらつみあげている。現在確認できる土塁の高さは、残存状態が最も良いところで約2.6m、幅は4.5m、立ち上がり角度は70~80度と急斜面である。最近土塁の一部が復元的に整備され、この斜面を下から仰ぎ見ることができ、また近くの展望所から俯瞰すると尾根に繋がる土塁を想像することができる。

(2022.08.28撮影)



歴史遺産を活かした国際交流への歩み

NAGAWA-BRECKS EXCHANGE PROJECT BASED ON HISTORICAL HERITAGE

大竹 幸惠 (長和町教育委員会文化財担当課長)

OTAKE SACHIE

(CHIEF, CULTURAL PROPERTY DIVISION, NAGAWA-MACHI BOARD OF EDUCATION)

1. はじめに

長和町の黒耀石体験ミュージアムは、本州最大規模の黒耀石原産地として知られる霧ケ峰高原の一角にある星糞峠の麓に位置している。交通の便が悪い山間部にありながらも、子ども達を中心として年間13,000人近くの方が体験学習に訪れる。そのうち黒耀石の石器づくりは5,000人を超え、各種の体験の中で最も人気が高い。その理由の一つとしては、産地が限られているにもかかわらず全国各地で発見されうるという存在感と、日常的には体験できない石器づくりの素材として加工しやすいという達成感があげられる。

全国から当地の博物館に訪れる子ども達の質問で最 も多いのが、「なぜ、この町で採れる黒耀石が、遠い 地域まで持ち運ばれていったのか。」という問いかけである。この質問は、考古学研究における重要な研究テーマの一つともいえるものであり、また、黒耀石体験ミュージアムに毎年授業で訪れる地元の子供たちと一緒に学ぶ博物館活動のテーマでもある。

2. 調査が続く遺跡の中のミュージアム

2004年に建設された黒耀石体験ミュージアムの周囲には、星糞峠の黒耀石を利用した旧石器時代の大規模な遺跡群が広がっている。また、背後にある星糞峠から北東側の虫倉山斜面の一帯には、黒耀石の包含層を狙って、山体そのものを切り崩すように黒耀石を採掘し始めた縄文時代の黒耀石鉱山が広がっている。

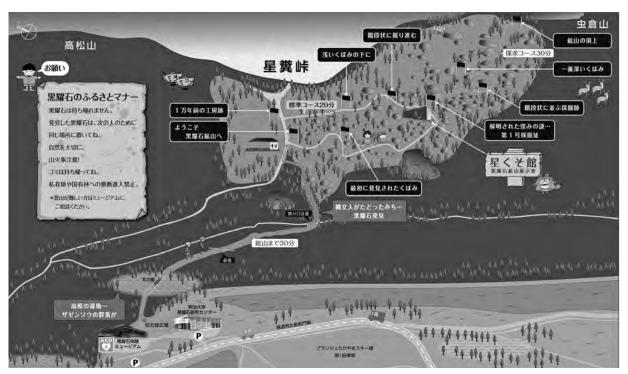


図1 調査が続く遺跡の中の博物館:史跡公園と黒耀石鉱山展示室「星くそ館」のオープン (2021年7月)



図2 遺跡教室「検出に成功した採掘当時の地面に立って考える」(2018年)



図3 黒耀石鉱山展示室「星くそ館」の保存展示 (2021年)

ミュージアムの隣には、明治大学の黒耀石研究センターが並んでいるが、この「遺跡・研究所・博物館」という組み合わせは、子ども達の意見を基に答申された『黒耀石のふるさと創生事業』という基本構想を支える柱となっている。また、黒耀石体験ミュージアムは、「調査が続く遺跡の中のミュージアム」をコンセプトとして、その運用が取り組まれてきた。博物館は、調査・研究と保存・活用の両輪を支えるシンクタンクであり、未来に伝えるべき史跡と共にフィールドミュージアムを構成している。

博物館の主役は、子ども達である。「何故、黒耀石 は…?」を問う遺跡教室では、本物を目の前にして、 「天然ガラスの黒耀石は、切れ味の鋭い道具(石器) の原料として人気があった。| から始まる様々な理由 を子ども達が一緒になって考えてくれた。展示された 石器を食いつくように見ていた小学校3年生は、「黒 耀石をみんなに分けてあげた長和町の縄文人は、心が 優しかった。」という。星糞峠の黒耀石鉱山を見学し た6年生は、「互いに協力し合い、苦労して手に入れ た黒耀石を分かち合うことは、1万年の間、戦争のな い平和な生活を送った縄文人の知恵だった。| と授業 で作成した黒耀石新聞にその意見をまとめている。そ して、今年の春、黒耀石鉱山の地下の様子が見学でき る新たな保存展示施設「星くそ館」を訪れた子ども達 は、4mを超えて掘り込んだ採掘坑を目にし、「こん なにも苦労して手に入れた黒耀石を分かち合った縄文 人は、みんなと仲良しになりたかったんだ。」と言っ てくれた。新型コロナの感染拡大・ウクライナでの戦 争という問題を抱える現実社会の中で、何が大切か…。 そんな日常の思いが、ふと口にしたこの言葉に込められていたようである。大地に刻まれた過去の真実を残す遺跡には、同じ人間として何が大切かを引き出す大きな力があるのではないだろうか。

3. 世代を超えて学んだことを社会に発信

黒耀石体験ミュージアムでは学習教材としての遺跡 の有効性を強くアピールし、年齢の異なる子ども達を 対象に概ね3段階からなる学習プログラムを提供して きた。

その第1段階は、博物館において道具づくりの体験 学習プログラムを経験し、歴史を楽しみながら基礎的 な学習をする過程である。この導入部ともなる体験学 習の実践は、就学前の子ども達から大人を含め、幅の 広い世代を博物館活動に受け入れる窓口ともなって いる。

第2段階は、道具をつくるだけでなく、それらを使う屋外での体験学習プログラムを経験し、昔の生活を理解するための総合的な学習をするプログラムである。教科を横断する総合的な学習の実践が学校教育の指針として提唱された当初、地元の中学校では、発掘実習や測量、出土資料の分析など、考古学研究の成果がどのようなプロセスで歴史事象の解明に繋がってきたのかを理解するための、フィールドワークを交えた実習も行っていた。しかし、残念ながら現在は、教育現場のカリキュラムの推移によって、本プログラムに充てる授業時数の確保が難しくなっている。

第3段階は、自分達が学んだこと、感動したことを

社会に発信する試みである。この取り組みは、今日も 中学生を中心として継続的に実践している。具体的に は、年に一度、博物館とそれを取り巻く遺跡において 開催される考古学的なイベント「黒耀石のふるさと祭 り一のスタッフとして活躍するプログラムである。

ミュージアムが中心になって企画する「黒耀石のふ るさと祭りしは、感受性の豊かな子ども達が、地域社 会を構成する多分野・多世代のスタッフとともに地域 の未来を考える場となっている。子ども達は地域社会 の一員として、自分のできることを自分自身の言葉や 行動で表現する経験を得るのである。こうした、社会 との結びつきの中に子ども達の学習を位置づけること は、次の世代を育成することに繋がるものと信じている。

地域の子ども達の参加によって開催してきたこのイ ベントは、現在、新型コロナ禍によってその体制を変 更せざるを得ない状況下に置かれている。しかし、子 ども達が受け止めている地域の魅力を広く発信しよう という学びの視点は、様々な形で今も引き継がれている。

4. パブリック考古学と国際理解教育

(1) 博物館を窓口とする国際交流

黒耀石体験ミュージアムが子ども達の意見を指針と して取り組んできた、体験学習や遺跡教室をはじめと した教育プログラムは、少しずつではあるが、地域の 歴史遺産を担う次世代教育に繋がろうとしている。そ の代表的な成果の一つが「長和青少年黒耀石大使」に よる国際交流事業の実践である。そして、この試みは、 地域の歴史に親しむことを起点として、世界を視野に 入れた学びの扉を開こうとしている。

子ども達の国際理解教育として盛んなホームステイ をはじめとする国際交流については、制定後初めての 改正となった教育基本法第5号関連に、「伝統と文化 を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛 するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展 に寄与する態度を養うこと。」と謳われている。

このことを受け止め、長和町では、身近な歴史遺産 を活かした交流事業とすることについて検討を重ね、



図4 「黒耀石のふるさと祭り」(2019年)

新石器時代(/ 縄文時代) に、生活資源として地域の 特色ある石器石材を採掘し、その特異な遺跡景観が星 糞峠の黒耀石鉱山とよく似ているイギリスのフリント 鉱山「グライムズグレイブス遺跡」を保存・活用する 地域と交流することになった。

交流のための相談窓口となっていただいたのは、イギリスのセインズベリー日本藝術研究所である。交流地域の範囲は、遺跡のあるセットフォードを中心とするノーフォーク州ブレックランド地域となり、それぞれに一般市民を含む実行委員会が組織された。

日本では、国際交流というと、交流先の行政組織と「姉妹都市提携」を結ぶという手続きが一般的であるが、長和町では、実質的な活動を博物館が中心となって取り組む「歴史遺産を活かした教育活動」と位置付けた。連携の協定も交流活動の拠点となる博物館同士で結び、さらに、イギリス側との協議の結果、世界でも初めてとなる『双子遺跡の協定』を結んだのである。

(2) 長和青少年黒耀石大使の活動

長和青少年黒耀石大使の制度は、中学2年生から高校2年生を対象として、地域の魅力を世界に発信する広報活動の任務を担う大使を公募するという形で2016年に始まり、現在、3期生と4期生が渡英に向けての研修に取り組んでいる。

長和町には高等学校がないため、地域の博物館では、 中学卒業以降の年齢層との繋がりが希薄となる点が大 きな課題とされてきた。大使の対象年齢は、この世代 との繋がりを念頭に置いている。 黒耀石大使の主な活動は、まず、事前研修として、小さな頃から通い親しんだ地域の遺跡について学びなおし、その概要説明とともに遺跡から受け止めた祖先からのメッセージを英語によってプレゼンするというものである。また、イギリスでは、このプレゼンと併せて、一般市民を対象とした英語での黒耀石を用いた石器づくりのワークショップを開催している。

この英語によるプレゼンとワークショップは、自分 たちが学んだことを、自分自身の表現で社会に伝える という学びの延長上にある。大使たちはみな、緊張し ながら活動していたが、活動の窓口となるエンシェントハウスミュージアムからは、同世代のヒストリークラブのメンバーが参加し、メッセージの受け手からワークショップの協力者へと、次第に大使達をサポートする関係が構築されていった。耳を傾けてくれる人達に出会った黒耀石大使のメンバーたちは、心からより多くのことを伝えたいと思い、また、そのことによって、自分が育った故郷の日常をいかに理解しているかを、自分自身に問いかけるようになっていったようである。

黒耀石大使は、帰国後の任務として、改めて黒耀石のふるさと祭りが開催される遺跡に立ち、イベントに参加して下さった方たちの前で、黒耀石鉱山のプレゼンを披露し、イギリスでの活動報告を行った。キラキラ光る瞳は、ふるさとの遺跡にありながら広い世界を見渡しているようでもあった。



図 5 世界初の『双子遺跡協定』締結 グライムズグレイブス遺跡において (2016年)



図6 英語での黒耀石の石器づくりワークショップ (2016年)

遺跡学フォーラム 行政情報

『水中遺跡ハンドブック』について

A HANDBOOK FOR UNDERWATER ARCHAEOLOGICAL SITES

芝康次郎 (文化庁文化財第二課) SHIBA KOJIROU (AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS)

1. なぜ水中遺跡か

周囲を海に囲まれた日本列島は、6,852にも及ぶ島 嶼で構成されている。また陸地は大小の山地で起伏に 富み、河川や湖沼が発達している。日本列島に暮らし た人々は、海や河川等をつうじて周辺地域の人々と交 流し、様々な文化や技術を取り入れ、また情報を発信 してきた。陸や空の交通網が発達した現代においても 国民1人あたりの魚介類消費量が世界第3位であるこ となど、日本国民の生活と水域との関わりは深い。

文化財の関心が高まる中で水域を利用した人々の歴史もクローズアップされている。例えば文化庁が認定した日本遺産104件のうち、水域を含むものが18件あり、歴史的資産としてのポテンシャルの高さを示している。しかし、水域における人々の暮らしや活動の歴史を知る手がかりは、現状ではほぼ文献史料に限られ、そこから得られる情報は時代的にも地域的にも限られている。この点で遺構や遺物から情報が得られる水中遺跡は、不足した情報を補完するだけでなく、よりダイナミックな歴史を描く材料となる。そして、新たな地域の魅力の創造と地域活性化にもつながる。

こうした重要性にもかかわらず、日本における水中 遺跡の保護の取組は必ずしも十分ではない。我が国の 周知の埋蔵文化財包蔵地の数は、令和3年度時点で 472,071件存在するが、うち水中遺跡の包蔵地数は386 件であり¹⁾、年間8,000件におよぶ発掘調査のうち水 中遺跡の発掘調査は1件程度にとどまる。一方、水中 遺跡は陸上の遺跡以上に環境変化の影響を受けやすい。 そのため、適切な対応を採らなければ、劣化や滅失を 招く恐れもある。さらに昨今の情勢で注意を要するの は海域における開発事業である。沿岸部の埋め立てや 干拓のみならず、洋上風力発電等の海洋開発への対応 を視野に入れた、水中遺跡保護のルール作りが喫緊の 課題となっている。

2. 『水中遺跡ハンドブック』 作成経緯と実施体制

(1) 作成の経緯

上記の課題に対応するため作成したのが、『水中遺 跡ハンドブック』である(図1)。文化庁では、平成 24年に水中遺跡として初めて鷹島神崎遺跡(長崎県松 浦市)が史跡指定されたことを契機に、水中遺跡保護 の意義を広く周知するとともに、その調査を促進し、 活用への道筋をつけるため、平成24年度より「水中遺 跡調査研究事業」に着手した。平成24年度から5か年 にわたって実施した第1期事業では、水中遺跡の保護 にあたっての制度的な位置づけや保護の考え方等を整 理するとともに、国内以外の取組事例を紹介した。こ の成果は平成29年に『水中遺跡保護の在り方につい て』(報告)としてまとめた。ただし、水中遺跡保護 の取組は、多くの地方公共団体にとって未経験であり、 技術的な指針を示す必要性から、『水中遺跡ハンド ブック』(以下「ハンドブック|)の作成を目的として、 平成30年より第2期事業を開始した。そして、令和4 年3月に刊行した。

(2) 事業実施体制

「ハンドブック」の作成にあたり、水中遺跡に関する有識者や調査経験者による水中遺跡調査検討委員会 (以下、委員会)と、それに埋蔵文化財保護行政の実 務者を加えた作業部会としての水中遺跡調査検討委員 会協力者会議(以下、協力者会議)を設置し、「ハン ドブック」の記載内容の検討を行った。また、「ハンドブック」編集の検討を効率的に行うために、別途、 委員数名と事務局からなる編集会議を設置した。なお、協力者会議及び編集会議の運営と「ハンドブック」作成に係る調査は、独立行政法人国立文化財機構(奈良文化財研究所、九州国立博物館)に委託して実施した。

3. 『水中遺跡ハンドブック』 について

(1) 編集方針

「ハンドブック」は、水中遺跡の調査経験を有しない埋蔵文化財専門職員を対象としている。そのため、平成30年度と令和元年度に実施した「水中遺跡保護に関するアンケート」に寄せられた埋蔵文化財専門職員が抱く水中遺跡やその取扱いに対する様々な疑問を考慮し、制度や職員の役割、調査技術や方法について、図面や写真、イラストを多用して具体的に示すこととした。また、フローチャートを随所に設けて調査の流れや判断基準等を視覚的に表現するとともに、陸上の遺跡との対比により作業目的やその意味を記載することで、作業を円滑に行えるよう工夫した。さらに、地方公共団体や大学などの研究機関や組織の取組とその成果を、コラムや事例集で取り上げ、具体的な実施体制や調査等の手順を紹介した。

(2)「ハンドブック」の位置づけ

令和4年3月に刊行した「ハンドブック」は、『発掘調査のてびきー集落遺跡編ー』、『発掘調査のてびきー整理・報告書編ー』(いずれも平成22年3月)、『発掘調査のてびきー各種遺跡調査編ー』(平成25年3月)の続編として位置付けている。しかし、先の編集方針に従い、既存の「てびき」に比べて写真や図面を多用している。「ハンドブック」の体裁は、B5判オールカラーで281頁。4700部発行し、都道府県を通じて全ての地方公共団体文化財部局や河川・港湾部局に配布している。市販はしていないが、文化庁 HPにおいて全文公開している。

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/pdf/93679701_01.pdf)

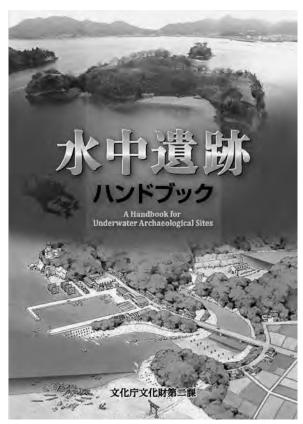


図1 水中遺跡ハンドブック

(3)「ハンドブック」の構成と概要

「ハンドブック」は、以下のとおり6章構成である。

第1章 概説

第2章 日本における水中遺跡の保護

第3章 水中遺跡の調査方法

─基礎情報収集~探査─第4章 水中遺跡の調査方法─発掘調査─

第5章 水中遺跡と出土遺物の保存と管理

第6章 水中遺跡の活用

事例集・資料集

以下、概要を述べる。

第1章 概説

日本における水中遺跡保護の現状と課題をまとめた。明治41 (1908) 年に長野県曽根遺跡の発見以降、保護の大きな転機となった平成24年の鷹島神崎遺跡の指定にいたるまで、水中遺跡の保護の歴史について概観した。そして、水中遺跡を取り巻く現況から、水中遺跡保護が喫緊の課題であることを示し、ハンドブック作成の経緯についてもまとめた。

第2章 日本における水中遺跡の保護

水中遺跡は、水中に存在するという遺跡の存在形態によるものであるとした上で、「海域や湖沼等において常時もしくは満潮所に水面下にある遺跡」と定義した(図2)。そして、水位変動域から水中にいたる様々な遺跡を種別ごとに示すとともに、その形成要因、特性等について概説した。第3・4節では、水中遺跡をめぐる法制度や国、都道府県、市町村の役割分担についてまとめた。特に行政的な取り扱いでは、水中遺跡でも、陸上と同様に文化財保護法が適用されるが、水域特有の権利設定や行政界の取扱いに注意すべきことを記した。

第3章 水中遺跡の調査方法-基礎情報収集~探査-

水中遺跡の調査にあたって重要なのは、事前の基礎情報収集であることを示した。この基礎情報収集の方法として、陸域での調査や文献調査、聞き取り調査等を挙げた。また、水中遺跡の分布調査として行う目視調査や探査の方法について解説した。特に探査については、技術の進展に伴って様々な方法が開発されており、それぞれの特性に応じて成果物が異なること、機材や手法の選択にあたっては、探査の目的や諸条件を明確化するとともに、調査担当者は各探査機材の特性をよく理解しておくことが肝要であることを示した。

第4章 水中遺跡の調査方法-発掘調査-

水中遺跡の存在を把握し、発掘調査を実施する場合の方法について解説した。発掘調査の方法は、遺跡の立地や潜水調査の必要の有無を勘案して、潜水調査、水位変動域の調査と陸化調査のいずれかを選択することを示した。潜水調査については、業務委託を推奨するため、埋蔵文化財職員が知っておくべき事前調整の内容や安全管理に係る留意点を示した。また、調査の諸段階(掘削、記録作成、引揚げ、埋め戻し)の手法についても具体的事例を交えて紹介した。

第5章 水中遺跡と出土遺物の保存と管理

水中遺跡やその出土遺物の劣化について、その原理 を解説した。その上で、まず遺跡の現地保存やモニタ リングに係る考え方やその方法を示した。次に遺物の 材質ごとに保存処理の流れ、留意点を示した。特に海 域の遺物には脱塩処理が必須になること、さらに硫化

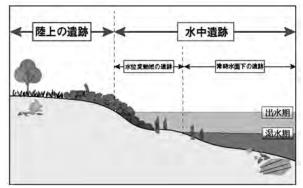


図2 水中遺跡の定義

物への注意など、陸上遺跡との取扱いの違いを強調した。最後に、保存処理後の展示・保管環境に関する留意事項についても記載した。

第6章 水中遺跡の活用

水中遺跡を調査することは、自らが住む地域の歴史を列島規模、世界規模で考えることとにもつながる。幅広い視野で遺跡の評価する視点が必要であること示した。その上で、国内外の水中遺跡の現地や博物館で行われている活用事例を紹介した。また、今後の水中遺跡の活用の方向性について、国外の事例をもとに創意工夫した活用が必要であることも提言した。

事例集・資料集

事例集では、日本国内の水中遺跡探査・調査の12事例について、「海域の水中遺跡を探す」、「海域の水中遺跡を探す」、「海域の水中遺跡を探す」、「湖底の水中遺跡を探す」、「湖底の水中遺跡を調べる」、「水位変動域の遺跡を調べる」、「海底に残る災害痕跡を調べる」に分けて示した。また、資料集では、水中遺跡の探査や潜水調査に係る仕様書の事例、潜水調査実施に際して作成する必要がある安全管理関係文書の事例、そして、水中遺跡調査に際して知っておくべき漁業法、水産資源保護法、水難救護法等の関係法令について紹介した。

4. 『水中遺跡ハンドブック』のその先へ

「ハンドブック」は、水中遺跡を把握し、調査、保存、活用するための、「現時点の標準的な」考え方を示したものである。かぎカッコをつけたのは、今後の水中遺跡の調査の増加や技術の進展によっては、新た



図3 日常にひそむ水中遺跡概念図

な視点や方法も出てくる可能性があるためである。しかし現状では、調査事例はごくわずかに限られているのが実情である。冒頭に述べたように、水中遺跡は、地域の豊かな歴史像の構築のみならず地域の魅力の創出と地域活性化に将来性を秘めた地域資源の一つである。このことを示す国内の実例を紹介する。

長崎県松浦市、伊万里湾に浮かぶ鷹島は、今ではいわずと知れた蒙古襲来の地である。この小学校の教科書にも登場する蒙古襲来(元寇)は、当初『蒙古襲来 絵詞』等の史資料や元寇防塁などの陸上の遺跡から語られてきた。しかし、数々の伝承が残る鷹島において、実際に遺跡が発見、調査されたことによって、より具体的に語ることができるようになった。大学や地元の松浦市教育委員会によって沈没船を含む遺跡の一部は史跡指定され、現在も調査が続けられている。

松浦市では、出土遺物をモチーフとした和菓子の販売など、民間団体によって鷹島海底遺跡の歴史的価値を文化観光資源としての活用が促進され、モンゴル村の開設やモンゴル祭りなど、国際交流も活発化した。このように行政と大学が連携した調査が、まちづくりへと繋がっているのである。

鷹島海底遺跡は、蒙古襲来という誰もが知る歴史的 事象に直接関連しており、こうした事例は確かに稀有 である。しかし、それだけが先人たちが紡いだ歴史ではない。日本各地に水域での暮らしの痕跡が潜んでいるはずである。図3は、ハンドブックにも掲載している、日常にひそむ水中遺跡の概念図である。沈没船等、「目立つ」存在ばかりではなく、桟橋跡や堤防跡そして岩礁ピット等の水上交通の関係する遺跡、塩田跡や石丁場等の陸域と海域の接点にある生産遺跡等、地域の特色を示す遺跡の存在が想定できる。地域において水域における歴史を知るためには、まずはこうした遺跡が存在する可能性を探る必要がある。本書が単に水中遺跡の技術的な指南書ではなく、水中遺跡の調査方法として、水域に繰り出す前の作業に多くの紙数を割いたのはそのためである。まだ手に取って見ていない、HPでクリックしていないという方々には是非お目通しいただきたい。

「ハンドブック」刊行を契機として、日本の水中遺跡保護が着実に推進されること、さらには、潜在的価値が引き出された水中遺跡が地域の新たな魅力創造を担う存在になることを切に願う。

【註】

 文化庁文化財第二課『埋蔵文化財関係統計資料-令和3年度-』、 2022年。 遺跡学フォーラム 学会情報

日本災害・防災考古学会の設立について

ESTABLISHMENT OF THE JAPANESE ARCHAEOLOGICAL SOCIETY OF **DISASTER SITES AND PREVENTION**

林 正憲 (奈良文化財研究所)

HAYASHI MASANORI

(ARA NATIONAL RESEARCH INSTITUTE FOR CULTURAL PROPERTIES)

1. 日本災害・防災考古学会について

先史時代より、我が国の歴史は災害とともに歩んで きた。それは、多数の文献に記されているだけでなく、 遺跡の発掘調査において数多くの災害痕跡が検出され ていることからも明らかである。さらには2011年の東 日本大震災によって、災害が過去のものではなく、ま さしく現在の問題であることが、我々の眼前に突きつ けられた。

これまでも災害に関する考古学的研究は寒川旭氏 (元産業技術総合研究所) らによって精力的に行われ ており、特に東日本大震災以降、津波痕跡の報告が全 国各地で寄せられるようになったため、災害史のみな らず、防災の観点からも議論の俎上に載せられること が増加した。そして現在では、国立文化財機構内に文 化財防災センターが設立されるなど、全国的に文化財 に関する防災体制の強化が図られている。

しかしながら、これまで災害・防災に関する考古学 研究はそれぞれの研究者が独自に展開しており、総合 的に議論する場が少なかったのが現状である。

そこで今年、東日本大震災において災害対応にあ たった行政関係者と研究者を中心として、「地震・津 波・火山ほかあらゆる自然災害ならびに火災・戦災な ど人為災害とそれに関連する諸現象・諸問題に関し、 遺跡の発掘調査成果等を通してその実態を明らかにし、 考古学および歴史学・理学・工学・防災科学ほか、研 究の相互の情報交換により、今後の防災に寄与するこ とを目的と」して(会則第2条より)、日本災害・防 災考古学会が設立された。

筆者はこの日本災害・防災考古学会の世話人の一人

として参加しており、今後も多数の入会者を募るため にも、開催されたばかりの第1回研究会の内容につい て、この場を借りてお知らせしたい。

2. 第1回日本災害・防災考古学会 研究会について

現在、日本災害・防災考古学会は関根達人会長(弘 前大学)のもと、2022年10月現在で発起人相当の世話 人が105名に達し、それに加えて一般会員が104名参加 している。

2022年9月23・24日に開催された第1回研究会はオ ンラインで実施され、2日間で14本の研究発表が行わ れた。出席者については、途中の増減はあるものの、 最大で115人となった。

以下では当日の研究発表の内容について紹介するが、 それらの予稿集については、『全国遺跡報告総覧』よ りダウンロード可能である (https:// sitereports. nabunken.go.jp/129910).

23日の研究会では、冒頭に関根会長より開会挨拶が 行われた後、副会長の斎野裕彦氏(東京都立大学)に よる「災害考古学と防災・減災への貢献」の発表に よって幕を開けた。斎野氏は総論として過去の災害痕 跡の種類や内容を整理し、それらを研究することに よって防災・減災への貢献が可能となると論じ、その 手段の一環として公開展示や社会教育への還元の重要 性について説いた。

次に阿古島功氏(山形大学名誉教授)による「防災 地形分類図と考古学-災害・防災考古学に地形学から 期待すること」の発表では、被災遺構を中心とした災 害考古学から、一般防災への寄与や史跡保全を目的と した防災考古学への転換の必要性について、実際の事 例を踏まえた上で議論を行った。

村田泰輔氏(奈良文化財研究所)の「歴史災害痕跡 データベースの構築とその有効性」の発表では、現在 奈良文化財研究所で進められている「歴史災害痕跡 データベース」の構築および公開事業について紹介す るとともに、長岡京での事例について解説しながら、 地質的脆弱性の分析を通じて地域ハザードや社会基盤 の整備に大きく貢献できることを主張した。

菅原大助氏(東北大学災害科学国際研究所)・吉池 奏乃氏(東北大学理学部)・石澤尭史氏(東北大学災 害科学国際研究所)による「古津波調査における地中 レーダーの活用」の発表では、津波堆積物研究の有力 な手段である地中レーダー探査(GPR)の有用性に ついて、石巻平野や上北平野の事例を紹介しながら解 説し、より多くの津波履歴を識別するには侵食地形の 分布・成因や年代を明らかにすることも重要とのこと であった。

駒木野智寛氏(元岩手大学)「岩手県域における縄 文時代の貝塚の地理情報-東日本大震災による津波浸 水域との比較-」の発表では、大船渡市の30地点の貝 塚から検出された砂礫層の様相を検討した結果、東日 本大震災と同規模の縄文三陸津波が浸水域を拡大して いった状況を明らかにした。ただし、遺跡ごとに層位 の履歴を慎重に検討する必要性についても言及した。

次の齊藤瑞穂氏(神戸女子大学)・宅間清公氏(東京航業研究所)・安井健一氏(千葉県教育振興財団)・鈴木正博氏(馬場小室山遺跡に学ぶ市民フォーラム)・齊藤弘道氏(元茨城県立歴史館)による「陸中・山田湾におけるパブリック・アーケオロジーの実践と縄文三陸津波研究」では、東日本大震災のレスキュー支援を発端とした「復興のパブリック・アーケオロジー」の実践を紹介し、地元の「山田湾文化」を理解する過程で生じた問題意識に基づいて、縄文前期・中期・後期のそれぞれで生じた大規模津波の年代に関する研究について議論を行った。

相原淳一氏(東北歴史博物館)の「多賀城「鴻の 池」地区周辺調査の学史的検討と展望」では、東日本



図1 第1回研究会のリーフレット

大震災の津波堆積物の分析で得られた知見をもとに、 多賀城における貞観津波の痕跡について、遺構内に封 じ込められた津波堆積層や津波固有の堆積構造につい て論じ、津波堆積層を識別するためには土層の剥ぎ取 りや珪藻分析、遺物の出土状況に関する3次元情報を 活用することが重要だと主張した。

蝦名裕一氏は(東北大学災害科学国際研究所)「1611年奥州地震津波に関する資料と評価をめぐって」と題して文献史料からのアプローチを試み、慶長奥州地震津波が先行研究では過小評価されてきたことを指摘するとともに、歴史災害における史料的制約についても注意喚起した。そのため、考古学・地質学などの学際的研究を展開する必要性を説いた。

ここまでが1日目の発表であり、発表終了後にはオ ンラインを介した情報交換会(いわゆるオンライン飲 み会)が行われた。

2日目は桒畑光弘氏(都城市教育委員会)による 「南九州における火山災害史研究の諸問題」の発表か ら始まった。昨日までが東北地方を中心とする発表で あったが、この発表では南九州における鬼界アカホヤ 噴火の大規模火砕流による生態系の破壊と再生に関す る最新の研究動向と、平安時代の開聞岳噴火年代に関 する議論について、解説が行われた。

次の丸山浩治氏(岩手県立博物館)による「十和田 10世紀噴火と地域社会の動態 | の発表では、10世紀前 半の東北地方北部に降下・堆積した2種類の広域テフ ラの分析から、当該地域の地域集団の動態に与えた影 響について、建物様式と土師器長胴甕の状況も踏まえ ながら検討が行われた。

谷口宏光氏(東北大学名誉教授)による「-中朝国 境の活火山- 白頭山のミレニアム噴火、災害と日本 への影響 | の発表では海外の事例を取り上げ、中国-韓国の国境に位置する白頭山の9~10世紀の噴火の様 相を分析しながら、当時の遼王朝や日本へ与えた影響 について論じた。さらには、日本における過去の海溝 型巨大地震と白頭山噴火の関係性を検討し、東日本大 震災後に白頭山噴火が生じる可能性について言及した。

ここまでは主に地震や噴火に関する自然災害につい て研究発表であったが、以下の2本の発表は、近年の 新型コロナウイルスの世界的流行をふまえ、疫病の流 行を災害として捉える研究である。

まず佐藤雄生氏(松前町教育委員会)による「近世 福山城における防疫と信仰」の発表では、蝦夷地・松 前藩における福山城下での疱瘡に対する当時の防疫措 置と、疱瘡除けや病気平癒に関する信仰の様相を明ら かにした。

また誌上発表として、塚田直哉氏(上ノ国町教育委 員会) による「16世紀の syphilis - 勝山館跡の出土 寺例から-」という発表があり、そこでは勝山館から 出土した道内最古の梅毒感染事例について報告が掲載 されている。これまで文献上では永正9年(1512)の 梅毒の記録が最古であったが、本事例は16世紀後半に 相当するため、梅毒の感染拡大や葬送方法を考える上 で重要な資料である。

最後の當眞嗣一氏(元沖縄県立博物館)による「沖 縄の戦跡考古学」の発表では、人為災害である戦争遺 跡を題材に、沖縄陸軍病院南風原壕群などの調査事例 を紹介すると共に、戦争遺跡に関する悉皆調査と、そ の成果を文化財保護行政としてどう取り扱ったかにつ いて、貴重な報告がなされた。

そして閉会にあたっては、関根会長より2日間の講 評がなされた。その中で興味深かったのは、災害・防 災考古学会については3段階の研究ステージがあると の提言であった。すなわち第1段階は、災害の種類に かかわらず、災害の発生した時期(=時間軸を定め る)と、被害の範囲に関する評価(=空間軸を定め る)を確定することが重要であり、両者を確定しない と次の段階には進めない。そして次の第2段階として、 災害の前後で生活様式や社会組織がどう変化したのか を追求することが重要である。最後の第3段階では、 先の2段階で明らかとなった被害の程度と先人の対処 法を関連づけることによって、今後の災害を予想し、 現在における対処法を考える。そして、この段階こそ が防災考古学なのである。

また、これらの段階を分析・検討する上で、発掘調 査という重要な手段をもつ考古学が果たす役割は大き いが、歴史災害研究は考古学のみならず、文献史学や 民俗学、自然科学など、学際的なアプローチがないと 成立しないため、本学会が歴史災害研究の一つの核と なることを期待したいとのことであった。

その後、斎野副会長より閉会挨拶があり、オックス フォード大学のシンポジウムにて火山噴火の図の中に 現代の原子力発電所の位置を記したフェリックス・ リーデ氏のエピソードを交えながら、過去の災害と現 代社会は直結していることを強調し、本学会を通じて 学術成果を発信し、現代社会に貢献していきたいと述 べられた。

以上が第1回研究会の内容である。各発表の後には チャット欄を活用した質疑応答が行われたが、やはり オンライン開催という制限もあり、闊達なやりとりに ならなかった点はやや残念な点であった。

しかしながら、地域についても東北地方のみならず、 九州や海外の事例も取り上げられ、研究分野も考古学 に限らず文献史からのアプローチがあり、題材となっ た災害の種類も自然災害のほか、戦争という人為災害 や防疫などの多様な災害と取り上げており、かなり多 彩な内容となったため、第2回以降も非常に期待がも てる研究会であった。

3.「遺跡学」から見た災害・防災考古学

以上、第1回研究会の内容について紹介してきたが、 ここからは日本遺跡学会の一員として、「遺跡学」か ら見た災害・防災考古学について私見を述べてみたい。

今回の発表では、多くが発掘調査に基づく調査研究で明らかになった災害痕跡と、そこから導き出される災害前後の社会動態の分析が主体であった。しかしながら、重要なのはそれらの分析をいかに現代社会に反映させていくか、という視点であろう。すなわち、関根会長の言う第3段階=防災考古学である。

日本遺跡学会では遺跡の保存・活用の一環である整備手法について、より重点を置いた議論がなされているが、そういった観点から見た場合、今後検討すべきは以下の2点であろう。

まず1点目は、災害痕跡をいかに明示していくかである。考古学的発掘調査で明らかになった災害痕跡は、調査の手順上、埋め戻されることがほとんどであるため、災害痕跡そのものを明示して整備される事例は少ないのではなかろうか。

例えば、阪神淡路大震災の震源地となった野島断層を野外展示している野島断層保存館(兵庫県淡路市)や、東日本大震災の被害を示す震災遺構のように、震災被害の示す遺構等については、後世に伝えるために「遺跡」と同じく保存・整備して残していく必要がある。その手法については、これまで遺跡の整備で蓄積されたノウハウが活用できるに違いない。

2点目としては、整備手法における防災的観点である。遺跡の整備は、遺跡が機能していた段階を現在に復元することに重きが置かれているため、ある意味で静態的であるが、整備が終わった遺跡といえども、後の自然災害の被害を受けることはある。

東日本大震災の際には、既に整備が終了していた史跡大安場古墳(福島県郡山市)において、墳丘が陥没するなどの被害が生じたため、再整備を行ったが、令和4年3月16日に発生した地震の影響により、再び一部が立入禁止という措置がなされている。史跡永安寺西古墳(熊本県玉名市)でも、平成28年(2016)の熊本地震の影響により、かつて整備された保護覆屋が躯

体からずれてしまい、多大な影響が出ている。

これらの事例から考慮すべきは、遺跡整備を動態的 にとらえることを前提として、災害に強い整備手法を 検討するとともに、災害による被害を受けた遺構及び 整備施設の適切な修復方法の確立であろう。

一例として、史跡津田古墳群(香川県さぬき市)にある一つ山古墳を紹介したい。この古墳群は津田湾に面して築造されることが特色であるが、なかでも一つ山古墳は海岸沿いの断崖絶壁に位置している。しかも、度重なる台風被害の結果、一時は墳丘全体が崩落する危機にあった。そこで市は緊急の整備工事を行い、ジオクロス工法を用いて墳丘全体の保全を図った(周辺は安全のため、現在も立入禁止である)。このように、地震のみならず台風被害についても視野に入れるとともに、遺跡そのものの保全を目的とした整備手法も検討していくべきであろう。

今回の研究会では純粋に考古学的なテーマに基づく 発表が主体であったが、防災考古学は災害に対する遺 跡の保存・活用を議論する学問でもある。そしてその 分野こそ、日本遺跡学会が貢献できる場であろう。今 後、日本災害・防災考古学会と日本遺跡学会の両者に おいて、災害と遺跡の整備手法に関する研究が取り上 げられ、深化していくことを期待してやまない。

4. 加入申し込みについて

なお、本学会の加入についてはメール等のネット環境さえあれば誰でも参加可能であり、年会費等も必要ではない(ただし、研究会の発表者については経費を徴収する場合がある)。

入会希望の方は、事務局 (jim2022@j-saigai.net) まで①会員氏名、②所属、③住所、④メールアドレス を記載の上、「入会希望」と明記してお申し込みいた だきたい。

今回の記事を御覧になられて興味を抱かれた方は、 ぜひとも御入会をよろしくお願いいたします。

令和3年度の史跡等の整備について

PEOJECTS CONCERNING THE PRESERVATION AND UTILIZATION OF DESIGNATED MONUMENTS AND SITES IN FY2021

中井 將胤・小野 友記子・岩井 浩介・玉川 元気 (文化庁文化資源活用課)
NAKAI MASATSUGU/ONO YUKIKO/IWAI KOUSUKE/TAMAGAWA MOTOKI
(AGENCY FOR CULTURAL AFFAIRS)

1. はじめに

国指定の史跡・名勝・天然記念物等(以下、「史跡等」とする。)の整備に関して令和3年度に文化庁が実施した補助事業には、史跡等の保存と活用を図ることを目的とした「歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業(以下、「総合活用整備事業」とする。)」がある。この事業は、平成27年度から施行された補助事業であり、平成26年度まで実施された「史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備事業」と「地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業」を統合した補助事業である。なお、令和2年度からは、特に保護に際して慎重な対応が必要となる石垣や古墳石室の測量及び記録作成に対する補助事業である「石垣等調査事業」が追加された。

また、令和2年度からは、自然災害等から文化財を 守るための防災対策を講じる「重要文化財等防災施設 整備事業(以下、「防災施設事業」とする。)」の補助 対象として史跡等が追加されている。

令和3年度に上記2つの補助事業で実施された事業は553件である。この中に含まれている災害復旧事業では、平成28年4月発災の熊本震災に伴う熊本城跡等の復旧整備、さらに過年度の豪雨災害等に伴う復旧も多数実施されている。

以下、史跡等について、令和3年度に実施された幾つかの事業について概要等を紹介したい。

2. 保存を目的とした整備事業

本項では保存を目的とした整備事業について紹介する。平成26年度に文化庁が報告した『史跡等・重要文

化的景観のマネジメント支援事業報告書』では、保存活用計画及び整備基本計画等の計画策定が重要であることが示された。これを受け、総合活用整備事業では整備基本計画策定を補助対象としており、近年では計画策定事業の件数が増加傾向にある。

【整備基本計画策定】

西南戦争遺跡(熊本県熊本市・玉東町)は明治10年 (1877)、九州中南部一帯を舞台に行われた国内最大・最後の内戦に関わる遺跡である。田原坂や横平山、半高山・吉次峠など、両軍が築いた陣地や台場などが指定されている。

玉東町では令和3年度に史跡整備や公開活用の具体 的運用の方法を示すため整備基本計画を策定した。計 画では、戦跡である本史跡を「知って学ぶ」ことから 平和や鎮魂への「想い」へ繋げる過程の構築を整備の 基本理念として掲げ、広範に点在する史跡の構成要素 間の回遊性やつながりを強化する整備方針が示された。

策定にあたっては同計画策定委員会での審議と併せて、町民参加の取り組みとしてポスターディスカッションが実施された。

【情報提供】

久井・矢野の岩海(広島県三原市・府中市)は、傾斜のゆるい三条の谷間にそって、直径1~7mの巨岩・怪岩が重なる天然記念物である。花崗岩が風化侵食を受け、風化物である真砂土等が流出し、谷底に巨岩礫が残置されたものである。

三原市では、平成30年度から令和3年度に、久井の 岩海の価値や魅力をより多くの市民が享受できるよう、 指定地内に丸太階段、説明板等を整備した。導入の説 明板で提示された岩海に関する複数の設問に対応する 解説板を、指定地内に計画的に配置し、これらを読み



図1 久井・矢野の岩海 説明板を活用したガイド

進むことにより、岩海について来訪者の理解が深まる ような工夫がなされている。

【石垣整備】

津軽氏城跡弘前城跡(青森県弘前市)は、津軽氏遠 祖の居城である種里城跡、弘前藩粗津軽為信の居城で ある堀越城跡とともに、津軽氏城跡として指定された 史跡である。弘前藩二代藩主信枚が築城した弘前城跡 は三重の濠で囲まれた惣構がほぼ残存しており、本丸 には高石垣が構築されるなど、近世城郭の規模を示す ものとして価値が高い。

本丸石垣の孕みが進んだため、平成24年より石垣修 理事業が本格化している。令和3年度は、本丸東面北 側石垣の修理を行い、石垣の積み直し作業を実施した。

【石垣調査】

大坂城跡(大阪府大阪市)は、天正11年(1583)の 豊臣秀吉による築城以後、大坂夏の陣によって落城す るまで豊臣家の居城として機能した。その後の徳川家 により改修されており、現存の石垣等はその再建時の 所産となる。

大阪市では、自然災害発生時の迅速な復旧、並びに 予防保全を図るため、ドローン等の最先端技術を用い た石垣の測量データ作成を開始している。

先島諸島火番盛(沖縄県宮古島市・石垣市・多良間村・竹富町・与那国町)は鎖国体制下の1644年に、薩摩藩支配下の琉球王府によって設置された、海上交通の監視・通報(烽火)機能を担った遠見番所跡群である。対外関係と鎖国体制の完成を示す遺跡として重要であり、宮古八重山地域に所在する18箇所が指定されている。

竹富町では、竹富島所在の火番盛(小城盛)について、レーザー測量により現状を記録するとともに、修理を行う際の基礎資料となる石積み様相及び石積みの動きを確認するための定点観測を実施した。

【防災施設整備】

中房温泉の膠状珪酸および珪華(長野県安曇野市) は、中房温泉特有の地質と温泉・噴気により形成され た堆積物の周辺一体を指定した天然記念物である。

令和3年3月、指定地内で未知の源泉が確認され、 そこから湧出する温泉により表土が流出したことにより、その表土によって支持されていた岩塊が不安定な 状況となった。岩塊が崩落することにより、大弾正地 区(特別エリア)のき損が危惧される状況であったこ とから、ワイヤーネットとアンカーにより岩塊を現位 置に固定する措置を行った。



図2 津軽氏城跡弘前城跡 石垣の積み直し



図3 先島諸島火番盛(小城盛) 石垣の測量状況

3. 活用を目的とした整備

本項では活用を目的とした整備事業について紹介する。近年、観光や地域活性化のための活用への期待の 高まりもあり、全国的に本事業は増加傾向にある。

【ガイダンス施設】

ガランドヤ古墳(大分県日田市)は、時期の前後する二基の古墳が近接して存在し、壁画や多数の副葬品を有するなど、注目すべき特色を有する史跡である。

日田市では市民の歴史学習と公園としての活用を推進する施設として令和2・3年度にガイダンス棟の建築・展示工事を実施した。ガイダンス棟展示室には展示パネル、展示模型、解説動画、石室 VR、多言語等WiFi コンテンツが整備され、地域の貴重な歴史的資産として史跡を後世に保存・継承するとともに、来訪者がその価値について理解を深めることができるようにしている。

【遺構保護展示施設】

牽牛子塚古墳・越塚御門古墳(奈良県明日香村)の うち、牽牛子塚古墳は対辺長22mの八角形墳で、凝灰 岩切石を敷き詰めた石敷きが見つかっている。隣接す る越塚御門古墳は石英閃緑岩を使用した横口式石槨を もった方墳である。八角形墳は大王墓とされていると ともに、埋葬施設や墳丘の位置が日本書紀の記述とも 符合する点で、極めて貴重な古墳である。

明日香村では、平成25年度に「牽牛子塚古墳・越塚 御門古墳整備基本構想」を策定し、史跡地内の公有化 や整備基本設計、実施設計等を進めた。平成30年度か



図4 ガランドヤ古墳 ガイダンス施設 (提供:日田市教育委員会文化財保護課)



図5 牽牛子塚古墳 石室覆屋の整備

ら令和2年度に整備工事を実施し、遺構の保護を目的として、発掘調査成果に基づく当時の墳丘形状を模した覆屋を設置した。覆屋内では、VR等の映像を用いて、被葬者が活躍した時代や築造の歴史的背景について来訪者の理解が進むような展示を行っている。

【便益施設】

七尾城跡(石川県七尾市)は、室町期の能登守護畠山氏の居城として築かれた山城である。16世紀初頭に居城となり、天正5(1577)年、上杉謙信により落城した。山麓に広がる城下遺構を含む城域は、東西約1km、南北約2.5kmに及び、北陸最大級の規模を誇る堅固な中世城郭である。

七尾市では来訪者の利便性向上のため、前年度に山麓の史跡指定地の近接地(七尾城登山口)に整備した駐車場に、休憩・案内・トイレ等の機能を備えた便益施設を整備した。施設は木造平屋建てで、トイレは男子用、女子用、多目的トイレを設置、併せて史跡の案内パネルを展示した休憩スペースとボランティアガイ



図6 七尾城跡 便益施設の整備

ド待機室を備えている。

4. 災害復旧等について

近年多発する災害の復旧整備は、最優先して実施すべき事業として取り組んでいる。令和3年度の実施件数は63件であり、同年度に発災した関東地方以西を中心とする7月や8月の豪雨等による被害に伴う災害復旧が実施されている。

また、令和3年度も前年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響により収入減となった事業者を対象とした、補助率加算の措置が行われた。

【熊本地震】

平成28年4月に発生した熊本地震関係の復旧事業として、令和3年度は被災古墳や、熊本城跡石垣復旧に係る事業等が行われた。

多数の石垣が被害を受けた熊本城跡では、発災直後から平成28年度末までに、災害緊急対応、文化財保全措置、復旧基本方針策定の順に実施され、平成29年度には復旧基本計画の策定を行った。

復旧基本方針は、復興のシンボルとして天守閣の早期復旧、石垣等の文化財価値を損なわない復旧、復旧過程の段階的公開、耐震化など安全対策の実施検討等が定められており、復旧事業期間は概ね20年とされた。復旧基本計画は、上記方針を具体化したもので、復旧の優先順位や、耐震補強及び段階的公開の基本的考え方を定めている。

令和3年度の主な事業としては、石垣復旧設計、石 垣解体修理に伴う測量のほか、崩落石垣石材回収工事、 飯田丸五階櫓・平櫓の石垣復旧工事などを実施した。

【令和3年7・8月豪雨】

令和3年7・8月に日本各地で発生した豪雨では、 多くの文化財が被災した。特に、大雨による法面崩壊 や石垣崩落、倒木等の被害が目立っている。令和3年 度は20件の事業が行われた。

【平成30年7月西日本豪雨】

丸亀城跡(香川県丸亀市)は、平成30年7月西日本 豪雨及び続く台風の影響により、史跡範囲内において 土砂・石垣の崩落が発生した。これを受け丸亀市では、 平成30~31年度にかけて崩落した法面の石垣撤去工、 保護工・排水工等の応急対策工事を実施し、平成31年 度より南西部崩落石垣の本復旧工事を進めている。令 和3年度は防災設備事業として帯曲輪石垣の解体・崩 落石材回収工事、石材調査、三の丸石垣復旧実施設計 等を実施した。

【平成30年台風7号】

今帰仁城跡附シイナ城跡(沖縄県今帰仁村)は、沖縄本島の本部半島北東部標高90~100m前後の古生期石灰岩の上に営まれた沖縄グスク時代の城跡である。

平成30年の台風7号で主郭城壁の石垣が崩落するなどの被害を受けた。令和3年度には主郭東側城壁石垣について、石垣石材を積み直す修理工事を実施した。

【新型コロナウイルス感染症の影響による収入額の減少に係る文化財補助金の補助率について】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、前年度と 比べ大幅に収入額減となった地方公共団体以外の事業 者を対象に補助率加算の措置を行ったもので、64件の 事業に対して実施した。

*図1~4、6については各市町より写真提供



図7 今帰仁城跡附シイナ城跡 主郭石垣の復旧工事

日本遺跡学会 入会のご案内

日本遺跡学会は、平成15年(2003)2月1日に設立されました。

日本遺跡学会事務局では、毎年11月を目途として総会及び大会を開催するとともに、学会誌『遺跡学研究』を刊 行し、また、年2回(9月・3月)会報を発行しています。

本会に入会されますと、学会誌・会報及び会員名簿の送付を受けられるほか、学会誌への研究論文・研究ノー トの投稿(査読付き、投稿料不要)ができます。また、大会での参加費(資料代)は無料となります。入会金は不要で、 年会費は8,000円です。

以下にお示しする設立の趣意にご賛同される方々のご参加をお待ちしております。

日本遺跡学会設立趣意書

遺跡は、確かな過去を一つ一つの事実として内包している。それらの遺跡を理解することによって、 人間の歴史を構築し、これによって人間社会のあるべき未来に見とおしを持つことが可能となる。

考古学等におけるこれまでの遺跡に対する研究は、遺跡から出土した遺物に関する研究に重きが置か れ、遺跡や遺構そのものに関する研究はややおくれた感をまぬがれなかった。わが国においても遺跡の 発掘調査、保存、活用については、相当の歴史があり、試行錯誤を経ながら、一定の成果を上げてきて いる。しかし、遺跡の多様な内容や価値が十分に反映されないまま、遺跡の保存、整備が実施される例 も散見される。また、遺跡の発掘調査にたずさわった人たちの遺跡に対する思いや感動が、必ずしも遺 跡の保存、整備に反映されているとはいえない面もあった。さらに、現代社会における遺跡のあり方に 対する理論的、方法論的検討も十分になされてきたとは言い切れない。

このような状況をふまえ、われわれは今一度初心に返り、現代社会の中で遺跡とは何か、遺跡をどの ように保存・活用するかを、学際的、国際的なレベルで研究し、ひいては遺跡の本質と、現代あるいは 将来におけるあるべき姿を体系化していく必要がある。そのため、遺跡をとおしてさまざまな分野の人 たちが情報交換、研究、交流する場として「日本遺跡学会 |を設立する。

> 2003年2月1日 日本遺跡学会設立事務局

入会をご希望される方は、http://iseki-g.cocolog-nifty.com/blog/files/nyukai-moushikomisho2017.xls より〈「日本遺跡学会」入会申込書(兼変更届)〉をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、「(株)毎日学術 フォーラム内 日本遺跡学会(係)]又は「日本遺跡学会事務局」まで、FAX・郵送又はE-mailにてお申し込みください。

*(株)毎日学術フォーラム内 日本遺跡学会(係)

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル9F

Tel. 03-6267-4550/Fax. 03-6267-4555/E-mail: maf-iseki@mynavi.jp

*日本遺跡学会事務局

〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1 奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室内

Tel. 0742-30-6816/Fax. 0742-30-6815/E-mail: isekig_nabunken@nich.go.jp

日本遺跡学会会則

- 2003年 2月 1日制定
- 2003年11月29日改定
- 2007年11月24日改定
- 2008年11月29日改定
- 2009年11月28日改定
- 2013年10月 5日改定
- 2014年11月29日改定

第1章 絵則

- 第1条 本会は、日本遺跡学会(以下、本会という)と称する。
- 第2条 本会の事務局は、当分の間、奈良市二条町2-9-1 奈良文化 財研究所に置く。
- 第3条 本会は、遺跡のあり方についてさまざまな分野から総合的 に研究することを目的する。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - 1 研究集会の開催
 - 2 研究集会成果報告、その他の出版物の刊行
 - 3 内外の学術団体との交流
 - 4 その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

- 第5条 本会の会員は次の2種とし、正会員をもって構成する。
 - 1 正会員 本会の目的に賛同して入会し、

本会の活動に参加する個人、組織または団体。

- 2 賛助会員 本会の事業に賛同し、支援する民間の企業、 団体、組織または団体。
- 第6条 本会に入会しようとする者は、本会の定める入会申込書を 会長に提出し、運営委員会の承認を得るものとする。
- 第7条 1 会員は所定の会費を納めなければならない。
 - 2 会費を満3か年度以上にわたり滞納した会員については、 資格停止とする。ただし、滞納分を全額納めた場合には、 資格停止の処分を取り消すこととする。
- 第8条 前条第2項の措置を講じた後、滞納した会費を納めない会員 は、運営委員会において退会したものとみなすことができる。
- 第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し会長に退会届 を提出する。
- 第10条 運営委員会が会員として不適当と認めた会員は、これを除 名することができる。
- 第11条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役目

- 第12条 本会に次の役員を置く。
 - 1会 長 1名
 - 2 副会長 2 名
 - 3 運営委員 運営委員選挙規定による人数
 - 4 会計監査 2 名
 - 5 幹事 若干名
- 第13条 1 会長は、正会員のうちから運営委員会が推薦し、総会にお いて決定する。会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、正会員のうちから運営委員会が推薦し、総会に おいて決定する。副会長は、会務の統括に関し、会長を補 佐する。また、会長に支障のあるときは、職務を代行する。
- 3 運営委員は、別に定める規定により正会員のうちから互選 され、会務を執行する。
- 4 運営委員会は運営委員数の過半数の出席(委任状を含む) をもって成立する。
- 5 会計監査は、正会員のうちから運営委員会が推薦し、総会 において決定する。会計監査は本会の会計を監査する。
- 6 幹事は会長が委嘱し、会長および運営委員を補佐する。
- 第14条 運営委員会が所掌する会務は、庶務、会計、渉外、企画と する。
- 第15条 役員の任期は2年とする。

第4章 総会

- 第16条 1 本会は総会を毎年1回開催する。但し、会長は必要に応じ 臨時に総会を招集することができる。
 - 2 総会においては、事業計画、予算、決算を審議、承認する。
 - 3 総会は正会員で構成し、正会員数の1割以上の出席(委任 状を含む)をもって成立する。

第5章 会計年度及び会費

- 第17条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第18条 本会の会費は年額、正会員8,000円、賛助会員30,000円と する。但し、会員が学生である期間は、会額を年額4,000円 に減免する。
- 第19条 1 会員は、各会計年度の会費を当該年度の6月末日までに納 付するものとする。
 - 2会費を2か年度以上にわたり滞納した場合には、会報・学 会誌の送付を停止することとする。ただし、滞納分を全 額支払った場合には、これを再開するものとする。

第6章 その他

- 第20条 顧問は、必要に応じて一定の期間を定め、これを置くこと ができる。
- 第21条 会則の変更は総会における承認による。

運営委員選挙規定

- 第1条 運営委員の選挙人・被選挙人は、選挙の年の1月1日におけ る正会員全員とし、その年の2月に郵便による選挙を行う。
- 第2条 選挙により選出する運営委員の数は、10名以上15名以内と する。
- 第3条 選挙人は運営委員定数に対して連記の上、無記名投票を行 う。但し、定数未満の連記も有効とする。
- 第4条 選挙の管理は選挙管理委員会が行う。選挙管理委員は4名と し、運営委員会が選出する。
- 第5条 選挙により選出された運営委員のほかに、会長の推薦によ り3名以内の運営委員を追加することができる。

日本遺跡学会誌『遺跡学研究』(第20号)投稿規定

- 1 投稿資格: 投稿者は本会会員に限る。ただし、共同執筆者には非会員を含むことができる。
- 2 投稿条件: 原稿には学術的に価値があり、未発表のものに限る。ただし、下記のものについてはこの限りではなく、掲載する ことができる。
 - ①本会大会で口頭発表したもの
 - ②研究会、シンポジウムなどで資料として用い、審査を受けていないもの
 - ③編集委員会が適当と認めたもの
- 3 原稿の区分:投稿原稿は下記の区分
 - ・研究論文……学術的研究・調査に関する論文

400字詰め原稿用紙50枚までで、図表込みで刷り上がり12頁までとする。

・研究ノート…学術的研究・調査に関する報告など 400字詰め原稿用紙20枚までで、図表込みで刷り上がり6頁までとする。

4 原稿の取り扱い:編集委員会は投稿原稿を整理し、校閲委員の協力を得て原稿の採否を決定する。編集委員会は原稿の修正を 求める場合がある。また、原稿は返却しない。

5 著作権:掲載論文の著作権は筆者が有するものとし、その編集著作権は日本遺跡学会が有するものとする。

6 投稿上の注意:投稿にあたっては別に定める執筆要領に従うこと。

7付則:この規定に改訂の必要が生じた場合は運営委員会の承認を受けて変更することができる。なお、執筆要領はこの限りで はない。

【投稿締切日】

『遺跡学研究』第20号[令和5年(2023)11月刊行予定]への研究論文・研究ノートの投稿については、令和5年(2023)4月30日 までに「投稿整理票」を提出の上、本文の提出締切を<u>令和5年(2023)5月31日</u>とする。

【執筆要領】

原稿はワープロ原稿を基本とする。見出しのあとの*は必須事項。

《1 和文要旨について》*

A 4 横書き、300~400字程度で、論文の目的・方法・結果・結論などを的確に表現したものとし、得られた定性的・定量的な 知見を盛り込むこと。

《2 論文について》

体裁: A 4 横書き、24字×39行の二段組み、9ポイント

割付:1頁目は、10行目まで表題、英文表題、筆者名、英文筆者名が配置されるため、11行目から本文をはじめること。必要な 図、表、写真は適当な位置に配置し、刷り上がりを想定した割付にすること。

項目:原稿は下記の順序に従って作成すること

〈表題、筆者名、筆者所属、英文表題、英文筆者名、英文筆者所属〉*

表題は内容を的確に表現するもので副題のある場合も含め、計40字以内とする。

(キーワード)*

日本語および英語で、各5語以内(的確かつ簡潔な表現とすること。)

〈本文〉*

見出しは、1.XXX(行かえ)、(1)YYY(行かえ)、1)ZZZ(行かえ)として統一する。

〈図・表・写真〉

図・表・写真は版下として使えるものを約二倍の大きさで作成し、範囲と縮小率を明示すること。図・写真のキャプションは下、 表のキャプションは上とし、各1行とする。

〈補註および文献〉

補註・文献等は本文該当箇所の右肩に1)、2) …を記し、論文末に一括して記すこと。

引用文献・参考文献は、著者名、公刊西暦年号(半角)、表題、掲載誌名、巻(号)、頁(半角)。ただし、単行本の場合は書名、発 行所名を記入すること。

- 例 1)山田太郎 1995「遺跡の活用と整備について」 『遺跡学研究』第1号 p.p.20-55
 - 2)鈴木花子 1999 『文化財政策と日本の遺跡』 増渕書院 p.p.135-137
 - 3) Sebba, R 1991: The lanscapes of childhood: ABC Press, London, p.p.12–15

(革文要旨)

邦文要旨を的確に表現した200単語程度の英文とすること。





継承する。その中で保存上可能な範囲での利用を考え、その本質的価 量、計画、設計、監理を行う建設コンサルタントとして活動しています。 値を伝える。この理念に基づき名勝や史跡の文化財における調査、 日本の文化・風土に育まれた歴史遺産を守り、良好な状態で次世代に 測

日本文化 豊かさを守り伝える

名勝仙巖園附花倉御仮屋庭園 (鹿児島県鹿児島市) 保存整備事業設計監理業務ほか



株式会社

環 境

事 業

計 画

研 究

所

建設コンサルタン代表取締役所長吉村龍

T 602-8261

京都市上京区多門町四

四

0

3 1





次代の文化を育む空間づくり

歴史文化遺産に関する調査、保存整備・活用計画をはじめ、都市計画、公園緑地、景観等に関する調査、計画を行っています。



(令和2年度)岡崎城跡菅生川端石垣中央枡形石垣整備

(令和3年度)岡崎城跡菅生川端石垣西枡形石垣整備

創力 次代に向けた創造力 技力 技術力・デザインカ 地力 風土を活かす力

株式会社都市景観設計 〒541-0041 大阪市中央区北浜1-1-21 第2中井ビル7F

TEL 06-6228-3388 FAX 06-6228-3387 E-mail info@toshi-keikan.com URL http://www.toshi-keikan.com

社/浜松市中区元城町216-19 TEL< 053 > 454 - 5892 (代) 事業本部/浜松市東区天龍川町303-6 TEL< 053 > 462 - 8800 代 支店/静岡,名古屋,豊橋,豊川,東京,福岡 営業所/辭田、袋井、御川、島田、藤枝、焼津、富士、沼津、豊田、西尾、三重、岐阜、大阪、多厚、埼玉、千葉、横浜、相模原、山梨、大分、宮崎 https://www.con-fujiyama.com/





FEATURED ARTICLES: HERITAGE OF RECONSTRUCTION	
Keynote Lecture	
The Site Restoration and the Thought in the 1990s Tanaka Tetsu	O 3
Lecture	
RESTORATION OF SITES AND RELATIONS WITH LOCAL COMMUNITIES WAKASA TOR	.U 9
RECONSTRUCTION OF ARCHAEOLOGICAL RUINS CONSIDERED FROM THE PERSPECTIVE OF TOURISM IZUMI DAIR	KI 15
Case Reports	
Citizens Restore 5000 Years Old Jomon Settlement — Site Development at Jomon settlement site-park "Umenoki", Hokuto City, Yamanashi Prefecture — SANO Takash	HI 21
Panel Discussion	
Panelist: Tanaka Tetsuo / Wakasa Toru / Izumi Daiki / Sano Takashi Coordinator: Shirasaki Keisuke Commentator: Motonaka Makoto	27
Associated Article	
Process Planning and Cultural Heritage MAEKAWA Ayun	лі 45
Article	
The formation process of the concept of the "Use of Cultural Property" in Japan Ito Fumihiko / Osajima Daig	o 51
Notes	
THINKING ABOUT THE FUTURE ADMINISTRATION OF CULTURAL PROPERTIES — FROM THE PERSPECTIVE OF SDGS — NEGITA YOSHI	О 64
Isekigaku Forum	
Site 04: Reconstructed Earthen Rampart in the Einosan Castles Ruins AKIYAMA Kuni	O 73
Nagawa-Brecks Exchange Project based on Historical Heritage OTAKE Sach	IE 75
A HANDBOOK FOR UNDERWATER ARCHAEOLOGICAL SITES SHIBA KOJIRO	U 79
Establishment of The Japanese Archaeological Society of Disaster Sites and Prevention Hayashi Masanoi	83 RI
Peojects Concerning The Preservation and Utilization Of Designated Monuments An Sites In FY2021 NAKAI Masatsugu / ONO Yukiko / IWAI Kousuke / TAMAGAWA Motor	X /
Iseki-Zakkan 03: Old Saidaiji Temple: Great Temple under the city — Hayashi Masanoi	ri 8

遺跡学研究 第19号 2022

学会誌編集委員

阿部千春・惠谷浩子・城戸康利・坂井秀弥・高田祐一・林正憲・前川歩・山口博(五十音順)

 発行日
 2022年12月8日

 発行者
 日本遺跡学会

 印刷所
 株式会社天理時報社

日本遺跡学会 Japanese Society for Cultural Heritage 〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1 奈良文化財研究所文化遺産部景観研究室内 TEL 0742-30-6816 FAX 0742-30-6815 E-mail isekig_nabunken@nich.go.jp

デザイン 志水 良/Balloon Inc.

